

平成24年3月6日から
平成24年3月9日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	7
教育行政方針	14
総務経済委員会所管事務調査報告	23
厚生文教委員会所管事務調査報告	26
一般質問	27
深見 迪 君	27
黒沼 俊幸 君	47
松下 哲也 君	51
本多 耕平 君	57
長尾 式宮 君	63
鈴木 裕美 君	66
延会の宣告	74

第2号(3月7日)

開議の宣告	79
議案第7号 農業用施設の処分について	79
議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	80
議案第9号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第11号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第12号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第13号 標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について	91

議案第14号	標茶町水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について	92
議案第15号	標茶町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	93
議案第16号	標茶町図書館条例等の一部を改正する条例の制定について	99
議案第17号	平成23年度標茶町一般会計補正予算	106
議案第18号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	106
議案第19号	平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	106
議案第20号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	106
議案第21号	平成23年度標茶町病院事業会計補正予算	106
議案第22号	平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算	106
議案第23号	平成24年度標茶町一般会計予算	126
議案第24号	平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	126
議案第25号	平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算	126
議案第26号	平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算	126
議案第27号	平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	126
議案第28号	平成24年度標茶町病院事業会計予算	126
議案第29号	平成24年度標茶町上水道事業会計予算	126
延会の宣告		134

第 3 号 (3月8日)

開議の宣告		138
議案第23号	平成24年度標茶町一般会計予算	138
議案第24号	平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	138
議案第25号	平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算	138
議案第26号	平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算	138
議案第27号	平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	138
議案第28号	平成24年度標茶町病院事業会計予算	138
議案第29号	平成24年度標茶町上水道事業会計予算	138
延会の宣告		150

第 4 号 (3月9日)

開議の宣告		155
時間延長の議決		155
議案第23号	平成24年度標茶町一般会計予算	155
議案第24号	平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	155
議案第25号	平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算	155

議案第 26 号	平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算	155
議案第 27 号	平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	155
議案第 28 号	平成24年度標茶町病院事業会計予算	155
議案第 29 号	平成24年度標茶町上水道事業会計予算	155
	(平成24年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	155
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	156
議案第 30 号	教育委員会委員の任命について	156
議案第 31 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	157
議案第 32 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	158
議案第 33 号	平成23年度標茶町一般会計補正予算	159
議案第 34 号	工事委託契約の変更について	161
議案第 35 号	工事委託契約の変更について	162
議案第 36 号	農業用施設取得の変更について	163
議案第 37 号	工事委託契約の変更について	164
議案第 38 号	農業用施設取得の変更について	165
意見書案第 1 号	消費増税に反対する意見書	166
意見書案第 2 号	泊原発 1・2 号機の再稼動と住民合意に関する意見書	167
意見書案第 3 号	政党助成制度の廃止を求める意見書	168
意見書案第 4 号	年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを 求める意見書	169
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	169
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	169
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	169
閉議の宣告		170
閉会の宣告		170

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年 3月 6日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 館田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副町長 | 森山 豊 君 |
| 総務課長 | 玉手 美男 君 |
| 企画財政課長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課長 | 高橋 則義 君 |
| 管理課長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課長 | 妹尾 昌之 君 |
| 農林課長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課長 | 井上 栄 君 |
| 水道課長 | 妹尾 茂樹 君 |
| 育成牧場長 | 表 武之 君 |
| 病院事務長 | 蛭田 和雄 君 |
| 教育 長 | 吉原 平 君 |

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成24年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

9番・鈴木君、 10番・田中君、 11番・熊谷君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月9日までの4日間といたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月9日までの4日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足をいたします。

一点目は「町内交通死亡事故発生」についてであります。

去る、2月21日発生した交通死亡事故後の対応についてご報告いたします。

本町では、「ストップ・ザ・交通事故 めざせ安心で安全なマチ標茶」と位置付けて、「標茶町を交通事故ゼロの町に」するため交通安全運動を推進してきたところでありましたが、2月21日午後3時55分頃国道391号線標茶町北標茶において、弟子屈方面より走行中の普通自動車凍結路面でスリップし、制御できない状態で対向車線にはみ出しタンクローリーと正

面衝突した後、さらに、後続のRV車が追突し、普通自動車の運転者が亡くなる大惨事となりました。

事故現場は見通しの良い直線道路でしたが、事故発生時はアイスバーンの上、強風による地吹雪状態で冬道運転の危険性を痛感させられました。

お亡くなりになった方にはご冥福をお祈りすると共に、怪我をされた方には早期の回復を願うところであります。

事故発生の翌日、弟子屈警察署に赴き今後の対応について協議し、道路管理者である開建弟子屈道路事務所には引き続き道路の安全管理の依頼を行いました。

町内においても、2月24日標茶町交通安全運動推進協議会と安全協会の緊急合同役員会を開催し、今後の活動の方向性について協議し、引き続き、町民総ぐるみの交通安全運動を更に強化することを確認したところであります。

また、冬道運転の安全対策として、3月2日には弟子屈警察署によるスケートリンクを会場とした「冬道疑似体験講習」の協力要請に対応し準備を進めたところ、60名の町民の参加のもと実施され、冬道の怖さを体験し、安全運転の励行を確認したところです。

交通死亡事故ゼロの連続記録は途切れましたが、新たにスタートをした今は、なお一層、交通安全運動の取り組みを関係機関、団体等と連携して進めて参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は「災害時における生活関連物資供給等に関する協定」についてであります。

去る、3月1日締結いたしました「災害時における生活関連物資供給等に関する協定」についてご報告いたします。

標茶町としては6番目の防災協定として、災害発生直後の課題としてあります避難者に対する応急生活関連物資供給について、各種の協働事業で共に歩んできた地元標茶町商工会との間で「災害時における生活関連物資供給等に関する協定」の締結をいたしました。

東日本大震災以降、災害対策強化の大きな柱の一つであります「応急生活物資の確保」について、予めから備蓄方法について検討しておりましたが、場所や保存期限、管理体制の構築等の問題がありました。その解決策として地元商工会傘下の商店の皆様が「自らの商品」を備蓄品と位置づけ、災害発生直後から災害対策本部の求めにより、物品の提供をする「みんなで支える安心備蓄庫構想」を町と商工会において検討してまいりましたが、この度、会員皆様の賛同を得て、協定締結の運びとなりました。

標茶町商工会長からは、「日頃より、地元商店は、災害時の生活物資の備蓄庫であり、その備蓄庫を守るためにも、住民の皆様のご理解をいただき共に支える体制を構築したい。」とのご挨拶がありましたが、本町としましても出来得る限りの協力を惜しまないところでございます。

今般、災害時における応急生活関連物資の調達方法が確保されたことは、災害に強い街を目指す標茶町として、大変有意義なことであり、標茶町商工会及び会員の皆様には締結に向けてのご努力に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

また、予めより防災協定に向けて取り進めておりました町内リース会社との協定につきましては、今月16日に協定締結を予定しておりますので併せてご報告をいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成24年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下七点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月24日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。任期は平成24年2月28日から一年間です。

二点目は、町条例に基づく平成23年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者18名、後期2月表彰者66名です。賞の内訳ですが、努力賞31名、奉仕賞7名、親切賞13名、体育賞18名、学芸賞15名で、前期・後期合わせて84名の児童生徒に表彰状を贈りました。

三点目は、「全国学力・学習状況調査問題を活用した北海道における学力等調査」の結果状況についてであります。

第五回目となる予定であった平成23年度の全国学力・学習状況調査は、震災の影響で見送られましたが、道教委がこの問題を活用して昨年9月27日に全道の各小中学校において調査を実施され本町においてもすべての学校で実施いたしました。

標茶町の状況について申し上げます。

まずはじめに、全体的な学力学習状況の傾向としては、全道と同様に知識・技能を活用する力について引き続き課題が見られました。

小学校においては、国語、算数ともに全道平均正答率よりやや低いものの、昨年と比較し全道平均との差が縮まっており、これまでの指導の成果が現れている状況にあります。課題である、知識を活用する問題においても、全道との差が縮まっています。

中学校においては、国語、数学ともに全道の平均正答率より低いものの、数学における知識の平均正答率はほぼ全道と同様の状況にあります。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

全体的な傾向としては、「学習に関する関心・意欲・態度」等については、小学校においては国語・算数、中学校においては国語が好きな子が増えました。

基本的な生活習慣に関しては、睡眠時間やテレビを見る時間、挨拶をするなどについては、全道と比較し、概ね良好となっておりますが、家庭学習をする時間については、引き続き課題が見られました。

以上、町内の状況について報告いたしましたが、今回の調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

また、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、北海道教育委員会が作成する「学校改善支援プラン」を受けて、町としての支援プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取組の支援に努めてまいります。

四点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としては、平成20年度から、よりきめ細かく実態を把握し、いじめ根絶に向けた取

組の検証と、今後の指導改善に役立てるため、年2回の調査と追跡調査を実施しております。その結果についてご報告いたします。

始めに、結論から申し上げますと、これまでの調査で、「いじめられた」と答えた児童生徒は11月の段階において8%いましたが、追跡調査によって、いわゆる深刻ないじめではなく、その後の指導によって、すべて解決されていることを報告いたします。

特に、中学校2、3年生においては、「いじめられたことがありますか」という質問に対して、11月の調査では0%となっており、これまでの取組の成果が現れているといえます。

また、「どんないじめをされましたか」の問いに対しては、「悪口」が最も多く、小学1、2年生では「たたいたり、蹴られたりした」も多い傾向にあるものの、「仲間はずれや無視」が減少してきており、学校の継続的な取組の成果が現れてきているものと考えているところでもあります。

教育委員会では、学校における「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」の活動を紹介するリーフレットを作成し、児童生徒や地域住民に配布しました。このことにより、各学校の取組が家庭や地域住民にも周知され、連携のきっかけとなっているものと考えているところです。

各学校の具体的な事例について、聞き取りを実施したところ、日頃から一つ一つの事例に対して、状況把握と丁寧な指導を継続し、それらが効果として現れてきていることを合わせて報告いたします。

しかし、学校が集団生活の学びの場である以上、いじめは常にどこかで発生しうるものであり、それによって悩み、苦しんでいる子どもがいるかもしれないということを常に認識しなければなりません。

したがって本調査の結果に満足することなく、今後も、いじめ根絶に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

五点目は、児童生徒が各種大会・コンクールにおいて、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

12月27日・28日に札幌市で開催された「第27回全道中学団体選抜卓球大会」に出場した標茶中学校卓球部は、女子が団体で見事第3位の輝かしい成績を収めました。なお、男子団体は惜しくも決勝リーグには進めませんでした。

また、1月26日から2月1日に長野市で開催された「全国中学校スケート大会」に出場した標茶中学校2年松本健太くんが決勝に進出し、500メートルで全国第11位、1,000メートルで全国第10位、磯分内中学校3年山澤清楓さんが女子500メートルで全国第17位と健闘いたしました。また、標茶中学校3年只野七瀬さんは、女子1,500メートルに出場しましたが、惜しくも決勝進出にはなりませんでした。

また、「1月22日群馬県で開催された第61回全国高校スケート競技選手権大会男子1,000メートルに出場した標茶高校3年藤野裕人くん」が、見事大会新記録で初優勝を飾りました。1月29日には北海道代表として愛知国体に出場、男子500メートルで準優勝、また、男子2,000メートル・リレー北海道代表メンバーとして出場し、大会新記録で優勝を果たしました。

一方、学芸部門では、町内各学校で数多くの作品コンクールに応募している中、このたび

全国規模で行われている「第44回絵手紙作文コンクール」に応募した標茶小学校5・6年生が全道で唯一の「学校賞」を受賞したものです。

また、中茶安別小中学校の小学6年田村風馬君は「緑化啓発コンクール」の作文部門において、最優秀賞に輝き、同校の中学2年中島千穂さんは、奨励賞を受賞しました。

児童生徒が各種のスポーツ・学芸に取り組んでおりますが、更なる活躍を期待するところでもあります。

六点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月8日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人72名の出席による成人式が晴れやかに挙行されております。

2月4日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第32回町民スケート大会が開催され、192名が55種目に出場し、大会新記録が7つ生まれております。この大会では、1月に群馬県伊香保で開催された第61回全国高等学校スケート競技選手権大会（インターハイ）1,000メートルにおいて大会新記録で見事全国優勝を果たしました、標茶高校三年の藤野裕人くんが模範滑走を披露してくれ、多くの町民から大きな拍手を受けるとともに、小職から花束の贈呈を行ったところでもあります。

同じく2月4日に開発センターにおいて町民憲章推進書道展の表彰式が行なわれ、374点の出展の中から、特別賞2名、特選3名、入選26名、奨励賞5名の合わせて36名の方々に賞状をお渡しいたしました。

また、2月6日には、野外アリーナにおいて、第16回標茶町アイスストッカー大会が町内外の17チーム、80名の参加で開催され、熱戦が繰り広げられました。結果は、優勝、準優勝ともに茶安別のチームが制し、地域の強さを発揮いたしました。

さらに、2月26日には第1回標茶町ミニテニス大会が教育委員会の主催で開催されております。体育指導委員の会の普及活動などが身を結び、町内での競技人口が飛躍的に増え、新しい同好会などの組織化が進んでいることから、大会の開催となったものであります。大会には、磯分内ミニテニスクラブや標茶ミニテニス同好会を中心に32名が参加し、早くから取り組んでいた磯分内勢が上位を独占する結果となりました。今後も大会の回数が重ねられることを願うものであります。

七点目は、中茶安別小中学校が国連の教育科学文化機関、ユネスコから環境教育実践学校として、ユネスコスクールの加盟承認がされたことについてであります。

中茶安別小中学校の学校林を通しての環境教育が評価されたものであります。ユネスコスクールは世界180カ国で約9,000校が加盟しており、日本では現在369校、道内では18校が加盟しており、公立の小中併置校では全国でも釧路市の山花小中学校に次いで2校目の加盟となり、昨日、釧路ユネスコ協会の山田会長から加盟承認書の伝達が行われたところでもあります。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりでございます。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（平川昌昭君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成24年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災から1年が経過しようとしていますが、未だに原発事故の収束の目処は立たず、33万人を超える被災者が今なお困難な生活を強いられています。一日も早い原発事故の収束と被災からの復興を願っており、本町といたしましては、今後も出来る限りの支援をと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

世界人口は70億人を超え、豊かさを求めて経済発展著しい新興国の食糧需要は、増加の一途を辿り、一方、昨春初めて報告された北極圏のオゾンホールやタイの大洪水、今年の冬の低温・大雪等、温暖化が誘引する異常気象が各地で頻発し、影響の深刻化が懸念されています。昨年末に開催された気候変動枠組条約締結国会議COP17では、すべての主要国が加わる温暖化ガス削減の新ルールを2020年発効と、それまで当面の間、最大排出国の中国、米国、インド3国が義務を負わないまま、京都議定書の延長が合意されました。わが国も少数の国だけが負担を負うのは不公平と13年以降議定書からの脱退を表明しましたが、先に豊かになった国の責務として、有限な地球の資源のより賢明な活用を図るため、これまで以上の削減が求められており、過剰消費に頼った成長戦略一辺倒では限界との指摘も聞こえ始めています。

こうした現実を直視すれば、食糧の将来的な安定供給は誰も約束できず、食糧安全保障は、国家として最低限果たすべき責任であり、TPPは食糧・農業だけの問題ではありませんが、恵まれた気候・風土の中で我が国がこれまで守り育ててきた、伝統・文化まで壊しかねない危険性を孕んでおり、拙速な参加には断固として反対を続けてまいります。そして、これからも本町の展望を切り開いていくのは、消費者から買ってもらえる安全な食料を、より効率的に、より安定的に生産していくことだと確信をしており、ようやく実現したしべちゃ牛乳の取り組みを第1歩に、生産者と消費者との連携を深め、家畜飼養に最適な生産環境の更なる可能性を模索してまいります。

わが国は、人口減少下での少子高齢化が進行しており、あらゆる分野で担い手不足が深刻化し、医療、介護、福祉、国と地方の財政問題など、持続可能な社会システムの構築が急がれています。一方、変革を求めた民意による歴史的な政権交代から既に2年半、やはり準備不足だったことは否めず、大震災からの復旧・復興を最優先に誕生した現政権は、行政の無駄の削減で財源を捻出するという大前提をいつの間にか放棄し、ひたすら消費税増税に向けて、不退転の決意でと繰り返しています。しかしながら、今問われているのは、なにより困難な生活を強いられている被災者への想像力であり、歴史の審判を仰ごうとする謙虚さや、そして、選良として、議会制民主主義の原則である議会議論により、主権者たる国民に見える形で合意形成を図ろうとする真摯な努力ではないかと思えます。

このような潮流だからこそ、本町が育ててきた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実

現を目指して、限られた財源の中での選択と集中、そして透明な議論と分かりやすい合意形成を図りながら、新たな可能性に果敢に挑戦していくことが求められており、私も、町民が主役、主体のまちづくりの先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。

本町の平成22年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は14.1%全道降順で86位、将来負担比率は69.8%全道降順86位であり、経常収支比率は81.4%と幾分改善しましたが、依然厳しい財政環境にあり、歳入における財源は、いまだ国等への依存度が高く、地方分権改革、地域主権改革の推進など、国等の動きを注視しなければならない状況にあります。

自主財源の軸であります町税は、全国的な景気低迷の影響により厳しさを増しておりますが、納税者の皆さまのご理解をいただきながら税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金も含め、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

従来にも増して厳しい状況下ではありますが、行政課題にはきめ細かに取り組み、更なる発展をめざしてまいります。

平成24年度において取り組む主要な施策として

一点目は、安全安心対策として、公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、食料備蓄対策を推進します。

二点目は、子育て支援対策として、さくら保育園と幼稚園の合築を完成させ、本年度中の使用を始めます。

三点目は、教育対策として、塘路小中学校の外構整備を進めます。

四点目は、住民サービス向上対策として、開発センターにおいて、住民票、印鑑証明の交付事務を4月1日から開始します。

五点目は、農業対策として、バイオマスを中心とした環境への負荷軽減対策の検討を始めます。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、豊かな自然環境に恵まれた中で暮らしと生産が営まれ、人々と自然が共生する町であり、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、「森と川の月間」関連事業などに取り組み、流域の各自治体、団体、住民との連携を引き続き進めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。

また、最終処分場の残容量が少なくなっていることから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づく次期最終処分場の計画策定に着手します。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図るとともに、セカンドステージとして、取組の輪を広げ、違法行為に対しましては厳しい姿勢で対処してまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

社会環境が目まぐるしく変化するなか、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

また、健康まつりなどは、健康づくり思想の普及・啓発を図るため関係機関や関係団体と連携して事業展開を図るとともに、総合住民健診と併せ、特定健診やがん検診を引き続き実施してまいります。

疾病予防の観点から、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を引き続き実施するとともに、保育園、幼稚園における幼児のフッ素洗口に取り組んでまいります。

町立病院の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、引き続き医療サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、施設サービスでありますやすらぎ園入園者やデイサービス利用者が、安心して生き生きと日常生活を送られるよう、利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供を目指すとともに、民間事業者と連携を図りながら第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めてまいります。

また、障害者自立支援法の趣旨に沿い、障がい者が地域で自立した日常生活を営まれるよう、相談支援体制の充実や地域で暮らせる生活環境づくりに取り組んでまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしております。幹線としての国道・道道につきましては、地域要望の実現に向け今後も要請してまいります。

町道では、磯分内市街地域において、昨年度に引き続き下水道事業と連携し効果的な町道の修繕あるいは改修工事を進めてまいります。

その他の各継続事業につきましても、地域のご協力を得ながら計画に沿った進捗を図ってまいります。

新規の町道整備の事業化に向けましては、地域要望を踏まえつつ、着実な実施に向けて検討してまいります。

道路や河川の維持管理をはじめ、交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報のほか、町民皆様からの情報を得ながら、対応については民間事業者との任務分担を図りつつ、町民皆様の協力のもと、より安心な生活が送れるよう交通網の確保に努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスにつきましては、地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら運行に努めてまいります。

JR釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」を観光面で利活用を図るほか、「釧網本線利活用推進協議会」の活動PRなどによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

情報通信につきましては、情報格差是正のため整備した無線LANの普及に努めるととも

に、地形等の要因により、インターネット接続困難者に対しましては救済対策を実施してまいります。

地上デジタル放送の難視聴対策につきましては、国や関係機関が高性能アンテナ対策を実施しているところですが、高性能アンテナ対策でも効果がない世帯については共聴施設の整備に向け、その調査を実施してまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会における議論を頂きながら、「都市計画マスタープラン」を基本に町民が快適で安全に生活を送ることができるまちづくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、長寿命化計画の策定と並行して、遊具等の公園施設の適切な修繕及び更新を図りながら、より安全・安心な施設環境の整備を推進してまいります。

また、地域と協議しておりました常盤公園につきましては、再整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、特定環境保全公共下水道事業により、本年3月1日から磯分内地区の下水道が供用開始されましたので、管渠の布設工事につきまして早期完成を目指し進めてまいります。

住宅の整備につきましては、麻生団地につきまして昨年までの5棟20戸の建設に引き続き、1棟4戸の工事を進め、今後も需要動向に即した適正な住宅供給に努めてまいります。

建築行政につきましては、確認審査等の処理の迅速化や住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化をはじめ、住宅や建築に関する相談に的確な対応を図ってまいります。

また、移住の促進につきましても、本町の存在を広く知っていただくための情報発信と、問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいります。

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備と合わせて、地域や住民自らが、防災意識を高めることが重要なことから、引き続き自主防災組織の設立に向けた支援及び総合防災訓練を実施してまいります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて、高齢者や障がい者等のための福祉避難所の設定、各地区の主要避難施設との通信網の確保、地元商店等と連携した備蓄庫構想による非常用食料等の確保を図るなど災害対策を進めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えた点検に留意しながら、流下阻害物の除去などに努めてまいります。

建築物の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき、開発センター、虹別酪農センターの耐震改修及び幼保一体化によるさくら保育園の改築、阿歴内公民館、磯分内酪農センター及び中央公民館分館の耐震改修実施設計を進めるほか、個人住宅の耐震改修費の助成を行うなど災害に強いまちづくりを推進してまいります。

交通事故の無い安全で住みやすいまちづくりを目指すためには、運転者と歩行者が、共に交通ルールを守ることが第一であります。今後とも関係機関・学校・地域・職域の皆様と連携し合い、交通安全思想の普及啓蒙を図りながら、交通安全設備の整備、拡充に努めてまいります。

また、野生大麻の撲滅に向けましても、引き続き地域会や関係団体と連携し、取り組んでまいります。

ドクターヘリの運行により、広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、地方に暮らす私たちの安心

感の確保を図ってまいります。

消費者を取り巻く社会環境は、規制緩和や高度情報化などにより利便性が向上した反面、高齢者などを狙った訪問販売、若年層への架空請求、インターネット接続トラブルなど新たな手法で手口が複雑巧妙化し、自分だけの判断に頼ることへの危険性が増しています。

賢い消費者、賢い社会人への啓発として、広報紙を通じた情報提供に努めるとともに、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

また、被害を未然に防止するため、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農は、一昨年の猛暑の影響と生産戸数の減少により前年比97.86%の乳量にとどまり、飼料等価格の高止まりとも相俟って引き続き厳しい状況になりました。

また、T P P参加問題が暗い影を落としています、わが国の食料生産を守るためにも消費者の理解を得ながら、断固として反対してまいります。

本町の冷涼な気候、広大な農地と豊かな水資源を活かせるのは酪農畜産業であり、国民に安全・安心な食料を安定的に供給するための取組を生産者団体と連携を密にしながら着実に進めてまいります。

担い手の育成は、生産と地域コミュニティを持続させるために必要不可欠であり、関係機関と制度の再構築を検討してまいります。

管内主要河川の上・中流域での営農は、環境負荷の低減を意識しなければなりませんし、環境に対する持続可能性が消費者から求められていることから、家畜ふん尿の有効利用や排水対策など、関係機関・団体と協力しながら推進してまいります。

安全・安心な産品づくりの中心となる家畜防疫につきましては、昨年改正された家畜伝染病予防法への対応も含め、飼養管理の徹底を普及してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、現行制度の有効活用を図りながら進めるとともに、良質自給飼料を安定的に確保するための方策を関係機関とともに検討してまいります。

また、懸案でありました農業振興地域計画見直しを早期に完了させ、農地の有効利用を推進し、広大な土地資源の可能性を開きます。

標茶町育成牧場につきましては、間伐材やリサイクル資源を活用したふん尿処理によって良質な堆肥の圃場への還元を徹底し、安全な粗飼料生産と環境に配慮した管理に努めてきました。哺育部門の充実によって、利用者の労働軽減と優良後継牛の育成が図られるよう利用の促進を図るとともに、公共牧場としての将来像について研究を進めてまいります。

林業を取り巻く状況は依然として厳しく、国においては、森林・林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築へ寄与しようとしています。その方策の一つとして、本町においても林業専用道を中心とした路網整備を一層推進してまいります。

農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、鳥獣被害対策実施隊の運用に加え、有害駆除を効率的に実施するほか、わな免許の取得促進、わなの貸し出しにより農林業者の自衛策の向上を図り、また、資源としての有効利用を推進してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業へ引き続き支援

を進めるとともに、漁場であります湖沼の環境保全に地域住民とともに努めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と密接な連携を図りつつ、ニーズに応える魅力ある商店街づくりや出前商店街などの意欲的な取組を促進し、G o G o チャレンジショップ事業を引き続き推進し新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などにおいて意見を伺い、中小企業振興融資事業の貸付枠の拡大や、経営環境再生資金の活用など、積極的な支援を図ってまいります。

さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

国の経済成長戦略の柱ともなっております観光の推進につきましては、観光振興計画に沿って、本町のもつ自然環境や産業遺産、観光施設などを活かし、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関と連携を強化し積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、長引く厳しい経済状況の下、単独公共事業の早期発注、冬期雇用対策事業や緊急雇用対策事業の展開、また、町内における起業や事業拡大、企業誘致の推進や進出に対する支援など、雇用機会の拡大を目指し、商工会等と連携し進めてまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、地域社会全体の体制として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園と幼稚園の合築を進めてまいります。

さらには、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題を持つ児童の療育など、子育て支援センターや子供発達支援センターを中心として育児支援を展開してまいります。

一方、放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き学童保育所運営委員会の主体性を尊重しながら、運営の充実を図ってまいりますとともに、障がいをもつ就学児童の小学校休み期間中に対応した日中預かりとして、「ふれんどタイム事業」を継続いたします。

標茶高等学校につきましては、特徴ある教育実践の積極的な情報発信をはじめ、地域活動や特産品の開発など、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、また次代を担う若者達の元気な活躍は本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。引き続き教育振興会を通じた支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

6. ともに進めるまちづくり

「自らが住む地域のことは自らの責任で決定できる。」これは、地域主権改革が目指すところでもあります。

この改革を実のあるもとするためには、行政のみだけではなく、主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を意識し、お互いに支え合いながら行動していくことが大切であると考えております。

その一翼として連綿と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、わが町の誇りであり、その牽引車である町内会・地域会の活動は、本町のまちづくりを特徴付ける根幹であ

ります。この伝統が世代を超えて受け継がれていくよう、活動の主体性を尊重しながら必要とされる協力と支援を行ってまいります。

そのためにも、情報の共有化は不可欠であり、今後とも広報広聴活動の充実に努めてまいります。

さらには、女性団体の主体的な活動を促進し、審議会や各種委員会などへの女性の参画を積極的に進めてまいります。

基礎自治体として行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化は避けて通れない最優先課題であります。

第3期行政改革実施計画に基づき、本年度におきましても、限られた財源・人員・時間の中で最大の効果を得るため、徹底した歳出抑制、負担の適正化、事務事業の不断の見直しなどを行い、簡素で効率的な行財政運営の推進を図り、「自律と協働のまちづくり」を目指して取り組んでまいります。

以上、平成24年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

私たちの暮らしは、世界的な景気低迷の影響を色濃く受け、また決断できず立ちすくむ政治の混乱が一層閉塞感を増し、将来展望を見通すことが困難な状況が続いています。

一方、未曾有の被害をもたらした大震災から、私たちは改めて助け合う心の大切さを教訓として学びました。自らの身の安全は、自ら守ることが基本ではありますが、そうできない人の安全をどう確保していくのが最優先の課題であり、今こそ、隣・近所、地域のつながりの有り様をもう一度見つめ直し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、協働のまちづくりを進めてまいります。

本町には先人たちが築き上げてきたかけがえのない貴重な財産があります。それは、同時に、未来の子孫から預かっているものでもあり、この時代だけで消費するのではなく、次の世代に少しでもより良いものとして誇りをもって手渡していくため、そして誰もが「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指して、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成24年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

昨年3月に起きた東日本大震災は、多くの尊い命を奪い、我が国の根底を揺るがす大災害になりました。一方で、私たちは、この震災で見せた人々の礼節を失わない態度や献身的な姿に、忘れかけていた日本人の「心」や、人と人との「絆」の大切さを呼び覚まされました。また、「釜石の奇跡」とよばれた釜石東中学校の生徒らによる避難行動をはじめ、子どもたちや若者の主体的な行動は、復興へ向けた一筋の光であるとともに改めて教育の重要性を認識

するものでもありました。

国においては、教育基本法の教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育んでいくことが求められております。

その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

本町におきましても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

教育基本法等の改正を背景に改訂告示された新しい学習指導要領が小学校においては平成23年度から実施され、中学校においては平成24年度から全面実施されます。新しい学習指導要領においても、「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが引き続き求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって新学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく七点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施

新しい学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが一層求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、新しい学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程編成・実施に取り組んでまいります。

小学校においては、小学校5年生から外国語活動が導入されました。

今年度は、これまでの成果を踏まえ、ALTを効果的に活用し、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めてまいります。

また、郷土読本の全面改訂にも引き続き、取り組んでまいります。

中学校においては、今年度の完全実施に向けて、新指導要領の趣旨を生かした授業実践に取り組むとともに、新しく導入される武道・和楽器の学習の指導に備えて準備を進めてまいります。

(2)学校評価を活用した学校運営の改善

学校運営は、現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取組の過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。

そのために、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3)教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあつて、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。

そのために、教師は現場で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

平成24年度も指導力向上を目指す2校を研究校に指定し学校を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会や講座への参加について呼びかける等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1)基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、基礎・基本を明らかにした指導計画を作成するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業を工夫してまいります。

また、子どものおつまずきをフォローする等、基礎・基本を確実に習得できるよう努めてまいります。

なお、確かな学力の育成においては、その前提として、子どもたちの学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。

そのため本町において、「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況を的確に把握し、授業改善や校内研修における仮説検証、学校改善プラン等に生かしてまいります。

また、全国学力・学習状況調査から得られた結果を分析し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

(2)個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童・生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3)生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4)今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方や態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1)道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2)いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の様子を紙面にて紹介するなど学校の取組を積極的にアピールし、家庭や地域と連携した活動へ発展させていき

ます。

これまで取り組んできたいじめ実態調査については、引き続き実施するとともに、リーフレットの作成・公開を活用し、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を継続してまいります。

不登校への対応については、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実に推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

先の東日本大震災以降、児童・生徒の健康・安全への指導の重要性が高まっております。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実に進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるように、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めて参ります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、食の安全性がより求められている今日、使用する食材の厳選、可能な限りの地場産品活用、徹底した衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計画や支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、継続して標茶小学校、標茶中学校に配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育所との連携を深めるとともに、防音対策事業による「さくら保育園・標茶幼稚園」の建築完成をめざします。また、先に行った保護者等アンケート結果を踏まえ、運営内容について十分関係機関と協議し、進めてまいります。

幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、標茶小学校および塘路小中学校の外構整備を進めてまいります。また、各学校等維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、引き続き対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第6次中期計画の最終年次になります。過去4年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

更に、第7次中期計画策定の年度であり、社会教育委員会を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、真に社会教育の指針となるような計画を策定いたします。

《生涯学習の推進》

町民一人一人が生きがいを持ち、充実した生活を営むために、生涯の各時期に応じて、必要な課題などに対し、学習の場や機会が幅広く用意され、選択して学習できることが大切です。そして、その学習成果を活用し、各人が社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、目指すべき生涯学習社会の姿であると考えます。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題を把握

し、学習機会の創造に努めます。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据え、検討してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、家庭の教育力の低下が指摘されております。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で子育てサポート等、家庭教育を支援していく体制の構築に努めます。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その機能が充分発揮できるよう支援してまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等の提供により、自主性・自発性を養うため、本年度も「しべちゃアドベンチャースクール」を開講いたします。また、中高年者を中心に地域のボランティアが、子どもたちに遊びや経験を伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、少年の社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、青年や青年団体が社会的役割を果たすために必要な学習機会の確保と、情報の提供に努めてまいります。一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化・スポーツ、地域のイベント等に対して自主的に参画できるよう支援し、青年の持つエネルギーが積極的な社会参加につながるよう意識啓発に努めてまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための啓発活動に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画研修会など目覚ましい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しております。今後とも各種研修の機会をつくるなど、より一層女性が社会参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

更に、釧路短期大学との連携で作成してきた生涯学習講座のためのテキストシリーズも完了したことから、今後はこれらテキストを活用した講座を開催してまいります。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力を

得ることや自立するうえで非常に重要であり、益々高齢化が進む中、各公民館で行われている「高齢者講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。

また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努め、社会参加の機会の充実を支援してまいります。

《スポーツの振興》

昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法が制定されました。この法律の前文は「スポーツは世界共通の人類の文化である。」という言葉で始まっており、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとも謳っております。町民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが一層求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者までを対象にした各種スポーツ大会や各種教室を引き続き開催してまいります。

体育指導委員はスポーツ基本法でスポーツ推進委員と改称され、スポーツに関する指導助言にとどまらず、スポーツに関する事業への参画や地域住民と行政の橋渡しなど連絡調整の職務が法的に規定されましたが、スポーツ推進委員が活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療との連携のもと、健康づくり運動指導員が軸となり、町民の内臓肥満予防、転倒骨折予防をはじめとする健康づくり教室等の取組を強化してまいります。併せて、健康づくり運動専門員の配置による専門的な運動指導に力を注ぐとともに、健康づくり運動指導員の技能・能力の向上のための指導にも努めてまいります。

また、子どもの体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境を整えてまいります。また、スポーツ合宿で本町を訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用が図られるよう体育関係団体や地域との協議を重ねながら、柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて、自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツやスポーツ・レクリエーションの普及に努めてまいります。

《文化・芸術・芸能の振興》

本町は6つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭などはそれぞれ創造性豊かな取り組みがなされております。

更に、住民の自主的な企画・運営によってコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持、発展させるために、情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的な文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に

優れた芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

《文化財の保護と活用》

標茶町は2つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあっては本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

特に、埋蔵文化財は全道有数の包蔵地を抱えており、石刃鎌文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されております。一昨年結成された「北海道縄文のまち連絡会」は現在道内21の市町が加盟しており、縄文遺跡がもつ意義や魅力を情報発信するとともに、ネットワーク化を図り、縄文文化を観光資源等まちづくりに活用する方策を探るべく、遺跡のデータベース事業など具体的作業に着手しております。また、標茶縄文会が町内に点在する縄文遺跡の代表的な遺跡に、内容の周知を図る解説板を順次設置し、郷土学習や観光振興に役立つようとの取り組みに対し、財政的な支援を継続してまいります。

更に、文化財の保護意識の高揚と更なる普及に努め、特に町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

《図書館の活動》

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

平成21年度から国の補助事業を活用して着手しました蔵書管理の電算化につきましては、引き続き資料データの入力に力を注ぎ、できるだけ早い供用をめざします。また、昨年度待望の移動図書館車が更新され、イラストコンテストで採用された小学生の作品を外観にしたバスの運行が始まっております。いままで以上に、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行を始め、各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。更には、高齢や身体に障がいをお持ちで図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において読書の重要性が見直されてきております。乳幼児・児童奉仕については引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、司書による学校訪問の実施、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの図書の活用の声が高まっております。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、図書館ロビー展示会開催など図書館に足を運んでもらう取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための郷土資料の活用と情報の発信に努めてまいります。

収蔵庫の改築・増設により、資料の受け入れ・保存の環境が飛躍的に整備されたことに伴い、国の補助事業を活用した埋蔵文化財資料と未登録民具資料の整理に力を注ぐほか、自然展示室の一部展示替え、新規登録資料を中心とした移動展の継続と施設内ミニ企画展の実施、それぞれの学芸員担当の歴史・自然講座の開設などに引き続き取り組んでまいります。

更に、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・林君。

○総務経済委員長（林 博君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項、農業経営の移譲策について。

総務経済委員会所管事務調査報告書。

調査日時と場所につきましては記載のとおりでございますので省略させていただきます。

1. 調査事項、農業経営の移譲策について。

2. 出席者につきましても、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

3. 調査の経過及び内容

農業経営の移譲策、特に新規就農支援と後継者対策について、これまでの経過と今後の課題について所管する農林課長等から資料により説明を受け質疑を行った。

本町の基幹産業である酪農について、平成22年2月から平成23年1月まで7戸の営農中止があった。離農の主な理由は後継者不在による高齢化、経営不振、将来への不安などが考えられ、離農に歯止めがかからない状況である。

新規就農は町条例特別措置により平成6年から現在まで酪農10戸、肉牛1戸、養鶏1戸が営農をしている。現在2組が研修中である。

町の直接の支援については公社営農場リースを前提に制度の骨子が作られているが、国の事業仕分けによって制度や予算に大きな変化がみられ、公社営農場リースについては今後あまり期待できない状況である。支援のありかたを今後検討しなければならない。

平成22年度から経営継承事業も始まったが、移譲希望者は現在1戸の登録があるがまだ就

農希望者がおらず、締結には至っていない。

後継者不在、または決まっていない農家が100戸以上あり、特に60代経営者の割合は約70%にもなり対応が急がれる。

経営継承事業を知らない酪農家も多いため、積極的な啓蒙活動が必要である。

新規就農研修生の研修にあたっては、町内の指導農業士としべちや未来ファームで対応しているが、指導農業士の経営形態は大規模なところがほとんどで、研修生は放牧型を望む者が多く、今後の課題である。

研修後の就農については就農先の物件のタイミングにより左右され、スムーズに就農できるとは限らないのが現状である。

後継者の花嫁対策は、標茶町ニューホーム推進協議会で対応している。今までは関西方面での交流を主としていたが、近年男性の参加者が少なく、後継者へのアンケートの結果より道内女性との交流を望む声が多かった事から、平成20年から道内の交流に移行し実施している。また、若者、女性就農体験及び実習サポート事業を平成21年度から実施し就農を目的とした農業体験及び実習だけではなく、後継者のパートナー対策としても担っていて、平成23年に1名が結婚した。

平成23年10月20日に近隣町村で、特に酪農家の生産性向上、省力化に取り組むTMRセンターと、独自の研修牧場により新規就農者研修に力をいれている別海町と浜中町の研修牧場を訪問し調査を行いました。

視察の概要については簡単に説明いたしますので、詳しくは後ほどお目通し願いたいと思います。

(株)マスターフードSFR。

平成20年1月にTMR利用組合として6戸で発足し、平成22年6月より株式会社へ組織変更をした。施設整備にあっては、国の補助事業を使わず最小限の設備にすることでコスト削減につとめた結果、4,000万円で建設されている。主要な機械については構成員の所有していたものを借り上げて利用することで結果、供給単価を下げる事が可能となっている。会社となって間もないことから、大きな成果はないが、作業の効率化や飼養管理に集中できるなどの効果はあると感じられているようです。

(有)別海町酪農研修牧場。

平成8年12月に、別海町51%、町内JA49%で2,000万円出資による第3セクターで設立された。

別海町は独自の研修牧場を持ち、研修後に就農できるまでの雇用の継続や住宅の提供など安心して研修できる体制を構築していること。また、全国農業会議所の研修農場ネットワークを通じての全国に広がる人脈や、研修希望が多い場合など浜中町の牧場との連携などを通じ着実に新規就農の実績をあげ、平成10年から51戸101名が就農している。

また、研修牧場が、別海高校酪農科の農業研修の受入や農家後継者の研修、農業体験の場としても提供されていて注目されている。

(有)浜中就農者研修牧場。

平成3年、浜中町と浜中農協により研修牧場を立ち上げ、平成16年に有限会社となった。

研修牧場の卒業生を含め現在、30戸就農。約200戸の農家のうち新規就農が15%以上になっ

ている。農協役員のうち2名が新規就農者となり、後継者も育っていて新規就農は地域の活性化にもつながっている。

浜中町は、特に農協が中心となり新規就農の取り組みが行われ、就農先については営農中止を予定している農家が計画的に新規就農を受け入れる動きもあり、地域と一体となりスムーズに就農できる環境も醸成されてきている。また、今後の離農を想定すると個人の新規就農だけでは地域を維持することができないとの判断から、農協と地元企業とが連携して農業法人として就農する仕組みづくりにも積極的に模索している。

4. 委員会の所見

本町における基幹産業である酪農は現在、営農戸数297戸（平成23年3月末）、生産乳量16万4,000トン（平成22年度）で、生産乳量は大きく減少していないものの、営農戸数は毎年10戸前後減少してきているのが現状である。

後継者が決まっていない農家や、高齢者農家が多数いることから今後も離農が絶えないことが予想され、農家戸数の減少は町の経済、関連産業にも大きく影響し、また耕作放棄地の発生などが懸念されることから、農家戸数の減少を極力抑えることが望まれ、本町として農家形態や農家戸数をどのようにしていくか、具体的な方向性を早急に打ち出すことが必要である。減少を抑え現在の経営を持続させるための施策はもちろんのこと、営農中止する農家の代替えとしての新規就農、経営継承システムの構築は今後も不可欠である。

新規就農研修生の募集については、HPを開設し募集を行っているのが中心であり、最近では募集が減少している。全国的なネットワークに加入し、東京、大阪、札幌で開催されている農業人フェアに参加するなど積極的な呼びかけをすべきである。そのためにも研修生が安心して研修できる研修体制、研修施設、身分保障、就農先農家の確保などは必要不可欠な事と考える。

実践研修については、指導農業士の受入れ農家で行われているが、基本技術の習得は農家任せでは限界がある。研修マニュアルに沿った研修システムが展開できる、専門の研修牧場の設置が強く望まれる。町には公共牧場としての育成牧場があることから、新たに搾乳部門を開設することで、哺育から育成、繁殖や粗飼料収穫をはじめとする草地管理まで、一貫した実践研修が行うことができる。また従業員として雇用することにより、安心して研修を受ける体制の確立が可能となる。

研修生同士が情報交換や基礎知識の学習の場所として、宿泊ができる研修センター等の設置も望ましい。また、研修生の研修期間、就農してからの相談、営農中止予定の農家をはじめとする就農先農家確保など、総合調整を行う専門的な人材の確保、配置が必要である。研修から就農まで責任をもって対応していかなければ研修生の安定的な確保と就農の継続につながらないと考える。

営農を中止しようとしている農家が、どのような経営移譲を望んでいるのか、現状を的確に把握し必要に応じては誘導しながら地域を取り込んだ政策が必要である。離農が一向に止まらないなかで、営農中止農家をカバーするには、新規就農だけでは追いつかないことが現実の問題となり、農家同志の法人化の検討、さらには地元企業も取り込んだ法人化も地域経済や雇用の促進からも喫緊の課題として、検討しなければならない。

そのためにも、これまで以上に、町とJAなど関係機関が一体となり連携しこれまでの新

規就農対策を検証し力強く前進することを期待する。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・田中君。

○厚生文教委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書。

調査日時、調査場所は印刷配付のとおりでございます。

1. 調査事項は、介護保険制度の改正についてであります。
2. 出席者は、印刷配付のとおりでございます。
3. 調査の経過。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、昨年4月5日に第177回通常国会に提出され6月15日に可決成立されました。

この法律は平成24年4月1日から施行することとしているので、この法律の一部改正について調査研究し、本町の介護サービスや介護保険料のあり方について調査を行った。

（平成23年8月31日）

説明員から資料1、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正の趣旨、介護保険法等の一部改正について、資料2、改正される法律の概要、資料3、本町、第4期介護サービス利用実績について説明を受けたのち、質疑を行いました。

主な質疑内容は、印刷配付のとおりでございます。

（平成23年11月17日）

介護保険料推計と第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定にあたり、アンケート調査の結果がでたので、説明を受けたのち質疑を行いました。

主な質疑内容は印刷配付のとおりでございます。

（平成24年2月17日）

説明員より資料1、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令について、改正の趣旨、改正内容等、資料2、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について改正の趣旨、改正内容等、資料3、標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画、第5期素案について説明を受けたのち、質疑を行いました。

主な質疑内容は、印刷配付のとおりでございます。

4. 委員会の所見

(1) 今後の介護保険事業計画にあたっては、充実した介護、医療の充実とともに、できる限り要介護状態にならないような自立支援型介護の推進が特に望まれる。そのためには、特定健診、特定保健指導の推進や標茶町保健推進委員会の充実、さらにはインフォーマルな地域の体制強化を目指すことが重要である。

(2) 介護保険料の上昇をできる限り抑えるために一層国の負担割合を増やすことを求めながら、上記のような健康づくりを地域ぐるみで一層進める必要がある。

(3) 地域包括支援センターの機能の充実には住民の健康実態を把握し、適切な保健、予防指導を行う上でも重要だが、そのためにも包括支援センターの人的配置の充実が望まれる。

(4) 広大な地域を抱える本町としては、市街地から離れた集落や農村地域の特別な健康づくりと介護の充実が喫緊の課題である。

(5) 今後在宅介護が増加することを考慮すれば、訪問入浴介護等の多様な介護サービスの充実が必要である。

以上、厚生文教委員会所管事務調査終了につき、調査報告書といたします。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時46分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番・深見議員。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは初めに、給食食材の放射能測定の問題について質問したいと思います。

最近、釧路市を初め多くの市町村で、子供たちが直接口にする、毎日口にする給食の食材、これの放射線量測定、これをぜひ実施してほしいということで希望が非常に強くなっています。先ほどの教育長の教育行政方針の中にも、食の安全性がより求められている今日という表現がありました。多分このことを言っているのかなというふうに思います。

そこで、第1点目の質問ですが、厚生労働省は、食品に含まれる放射性物質の新基準値を定め、本年4月1日から実施することにしていて聞いています。それによると、従来の基

準値から大幅に引き下げたものになっています。この内容については既にご承知だと思いますが、町ではこの情報についてどのように認識されておられますか。

2つ目、学校、保育園の給食食材及び町が提供している他の施設、病院や特養などでの給食食材の産地は多岐にわたっていると思います。おおむねどのような仕入れになっていますか。

また、その安全性は、どのような形で保障されていますか。

自治体が提供する給食について、他の市町村で放射能測定を始めています。また、道内でも測定を要望する声が増しに強くなってきています。近隣の市町でも実際に測定に踏み切っているところもありますが、本町でも給食食品の放射能測定をするべきではないでしょうか。

以上3点です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の学校、保育園等給食食材の放射能測定をすべきではないかとのお尋ねにお答えをいたします。

食品に含まれる放射性物質の基準値につきましては、昨年3月17日、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は「食品中の放射性物質の暫定規制値」を通知し、3月20日には厚生労働大臣から薬事・食品衛生委員会に「放射性物質の食品健康影響評価」を要請し、10月27日には「放射性物質の食品健康影響評価書」が報告されました。

これを受けて、新しい基準値について薬事・食品衛生委員会で議論され、昨年12月22日、基準値案が作成されたところであります。

これを受けまして、昨年12月27日、厚生労働大臣から文部科学省の放射線審議会に基準値案が諮問され、本年2月16日に答申されたところであります。

今後は、厚生労働大臣が「新基準値案」について薬事・食品衛生審議会に諮問し、答申を受けた後、3月に食品衛生法による基準値の告示、4月1日からの実施が予定されているところであります。

今回の基準値案につきましては、暫定規制値に比較し、食品区分が現行の5分類から4分類に、年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げられ、それぞれ1キログラム当たり、飲料水については200ベクレルから10ベクレルへ、牛乳については200ベクレルから100ベクレルへ、野菜類、穀類及び肉・卵及び魚等が一般食品と乳児用食品に細分され、一般食品については500ベクレルから100ベクレルへ、乳児用食品については50ベクレルに引き下げられ、現状よりも安全が確保されるものと認識をしております。

次に、食材の仕入れについては、基本的に町内商店から購入しておりますが、給食食材の産地自治体や出荷元などで放射性物質の検査が行われ、国の「食品中の放射性物質の暫定規制値」内で流通しているものと認識をしております。

次に、本町でも独自に放射能測定をすべきとお尋ねですが、食品に含まれる放射性物質については、4月1日から新たな基準値に基づき生産段階や流通段階等で検査され、新基準値内で流通されるものと考えており、その状況に変化が生じた場合には、町全体の課題として対応を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、学校給食食材の放射能測定についてのお尋ねについてお答えいたしたいと思えます。

1点目の食品中に含まれる放射性物質の新たな基準値についての認識についてであります。町長が申し上げたことと同様でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

2点目の学校給食食材の産地納入状況についてであります。主食の米、パン用小麦については100%道内産を使用しており、牛乳についてはご承知のように標茶町産であります。

また、副食食材についてであります。加工食品を除き、食材をできる限り地場産品、道内産品の利用に努めております。昨年4月からことし1月までの食材納入産地を申し上げますと、品目にばらつきがあるものの、おおむね6割以上、物によっては9割以上が道内産となっております。

また、国が原子力発電事故による食材の放射性物質検査対象としている1都16県の産地品納入につきましては、時期的に産地限定が余儀なくされることもあり、一部納入しております。東北地方の青森、関東地方の茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川の7県からキャベツや長ネギを初めとした12品目を納入しております。その割合については、品目によっては違いがありますが、数パーセントから二、三割程度となっております。

また、安全性につきましては、国の食品衛生法で規定された基準値内で食材の産地自治体、出荷元などで放射性物質検査が行われ、流通しているものと認識しております。

3点目の本町独自の放射能物質検査の実施についてであります。現状において国が示した食品中の放射性物質の基準に基づき検査が行われ、その結果を公表し、市場へ流通されているものと考えております。

食材、産地の検査状況、出荷制限の情報等を注視しながら学校給食の安全性の確保に努めており、その状況に変化が生じた場合には町全体の課題として関係機関とともに協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 広報しべちの3月号に、これ私、一般質問を通告した後に読んだのですけれども、まちづくりポストの中にほぼ私と同じような質問をしている方が標茶にいらっしゃったのです。住民の関心もやはり同じところにあるのかなというふうに思いながら見たのですが、またこの質問に対する答弁も、ただいま町長、教育長が答弁されたのとほぼ同じ、違ったらおかしいことだと思えるのですけれども、ほぼ同じ内容になっていると。

私は、ひっかかるのは2点あるのですけれども、1点は厚労省と文科省あたりが基準値をめぐって言ったとか言わないとか、決めたとか決めないとかというどたばた騒ぎがあったことがありますよね、ごく最近なのですけれども。結局、国の基準値も上がったり下がったりで、今回ぐっとかなりの下がり方をしているわけですが、基準値そのものがやっぱりかなり僕たちにとってはよくわからないものですから、信頼の置けるものなのかどうなのかということが1つあります。それについては、前回の一般質問の中でも、国を信頼しないでどこを信頼するのかと町長に言われた記憶がありますけれども、しかしやっぱりあの揺れ方というのは普通でない。危機管理からいって、私たちが本当に信頼に足るのだろうかという気持ちを1つは持っています。

もう一点は、お二人のご答弁が、基準値内で流通しているものと認識していますというふうに言っているのです。他の市町村が独自にこの調査を開始しようというところに踏み切ったのは、「と思われる」ということではなくて、自分の目で確かめて、きちっと住民に対する責任を持つという姿勢のあらわれだというふうに思うのです。したがって、もしこの基準値内で流通しているものと思われるという、「と思われる」というところが、万が一そうでなかったということが、なきにしもあらずというふうに私は思うのです。それで、ほかの自治体がみずから測定器を購入して線量の検査をするということの姿勢というのは、やっぱりそういうことかなど。自治体が住民に責任を持ってみずから確かめるということが、今の時期、僕は非常に大事でないかなというふうに思っているのですが、その2点についてはいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

基準値がいわゆる暫定から今度変わったということで、これ私も専門的な知識があるわけではありませんけれども、先般の全国紙の新聞に載っていた学者の方のご意見では、現在の暫定基準値は、平常時ではなく事故直後の対応を目的に、出回る食品の半分に暫定基準値の上限ぎりぎりの濃度が含まれていると仮定して、食品からの被曝が年5ミリシーベルトを超えないように計算をされている。新基準値については、緊急事態から平常時に戻していくためにという考え方でということになりまして、そこら辺で基準値が変わっていることについて、私としては、ああ、そうなのかなというぐあいに理解をしております。

それから、流通していると認識しているという前提でなければ、私ども生活をできないわけでありまして、すべての食品が国のそういったことがされていないかもしれないから、自分独自で検査をすべきだという議員のお答えに関して言うと、前回のときもお答えをしたかもしれませんが、例えば、では検査をした場合に、何を基準にだれがどういった見識でもって判断をされるのかということについて言うと、私どもは国の基準値に基づいてそれぞれの生産者、出荷団体等々がやっているという前提で購入をしているわけで、それ以上のことをもし望むとすれば、現実問題としてどういった対応が可能かということに関して言うと私は、非常に申しわけないのですけれども、議員のおっしゃっていることは現実的な手段としてどういったことをやれと言っているのかというのがちょっと理解できないということでもあります。

ただ、安全なものを食べたいというのは、これは消費者の基本的な私は考え方だと思いますし、怖いものは食べられないというのは消費者の皆さんが考えている消費者の本能だと思いますし、できるだけきれいな土でつくった安全なものを出荷したいというのが生産者の本能だと思います。これをどこでお互いの本能を満足させることになるかということになれば、それはやはり私は1つには国の基準に基づいてきちんと測定されたものを食べて応援しようということだと思いますし、そういったルールに基づいて、考え方に基づいて生産者が出荷しているものと考えなければ、私どもは一般市場で食品を買う場合にどういった選択をすればいいのかというのは、これは現実問題として非常にその選択肢というのはないのではないかと思います。

学校給食も、申しあげましたように、町内の商店で購入をしているわけでありまして、そ

のことは食材に関して言うと、学校給食の食材であろうと、一般の皆さんが購入されている食材と変わらないわけであります。そのことが不安で、何としてでも例えばそれに対して安全だということを証明しろということは、ちょっと現実問題としては私は困難なことではないのかなと思っておりまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、今町長がお話しされておりでないかというふうに思っています。

やはり放射能の基準とかなんかというのは、我々のレベルではそういう専門的な技能という知識では一切ないのです。だから、そのところをそれなりの研究されたレベルで話されている国のほうの対応に対して信じていくしか方法がないのかなというふうに思っていますし、また食品の流通につきましても、これは行政システムがそういうふうにつくられてきているのです。我々が食品の検査をするというような市町村段階でのレベルではないのです。基準は国が決めて、都道府県が食品流通に対してチェックし検査していくということもそういうシステムになっていますから、それを信用しないで、そうしたら皆さん食品をどうやって買ってくるのですかということになってくるのです。

そういった意味では、その辺をしっかりと信用しながら対応していきたいと思ひますし、ましてや先ほど答弁申し上げましたけれども、できる限り地場産品、そして道内産品を買おうというその努力をしながら、一部1都16県の汚染されている地域だと言われているところも、季節によっては食材購入が困難なのです。だから、そういったところは国の基準をしっかりと見定めながら、汚染されていないものということで選びながら、食材を厳選しているということをぜひご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時17分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 大変失礼しました。余り答弁のほうが厳しかったので、上着を着るのを忘れてきてしまいました。

午前に引き続き、午前に質問した内容についてももう少し詳しく質問を続けたいと思ひます。

国の基準を信頼して、そして都道府県で行われているそういう検査、そこを通過してきた検査を信頼して、それであえて自分のところで検査する必要はないのだということでありました。

国の基準を信頼するということですが、町長の先ほどの執行方針の中では、立ちすくむとかという表現を使って、かなり厳しい国に対する評価をしているのではないかなと思ひているわけですが、私は既に札幌で行われている調査を見ますと、さっき教育長がおっしゃった17都県の食材の検査もすべて独自に行うということで、定期的に学校給食に使用

する食材の放射性物質検査を実施するというので、それはもう12月から行われていることなのですね。この差がどうして起きるのかなというふうに僕は思うのですね。

重ねて、自治体がそこに住んでいる住民の安全・安心のことを考えて、決してすべてを信じないわけではないのですけれども、みずから検査すると。さっき一般の家庭でも結構標茶のものを買って食べているのではないかと言いましたけれども、一般の家庭が購入して口にするものと、公的な学校給食あるいは保育所等で口にするものと、そこは責任が違いますから、そういう点では僕はやっぱり自治体のみずから検査して、安心して住民が子供たちを学校に行かせることのできる、そういう条件づくりをするべきでないかなというふうに思うのですが、さっき町長のほうで、状況が変化すればその限りでないというふうに答弁をいただいたのですけれども、その点について重ねて本当に必要がないのかどうかということについて、一方では多くのところでみずからの検査を始めたわけですから、その点の違いといいますか、本当に大丈夫なのかということについて、もう一度ご答弁というか、見解をお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

同じお答えになるとは思いますけれども、他町村がどういう判断をされたかについてコメントするのは、私は適当でないと思いますけれども、それぞれの自治体で決定されたことですので、それはそれでよろしいのではないのかと思いますけれども、結局目的は何のためにするのかということでありまして、怖いものは食べられないという一般的な感情をどうやって納得させるかだと思うのです。それを国が基準を持って、これは新たな基準に向かっては生産者の方も非常に厳しい基準であって、これをクリアするためには大変な努力が必要であるという、そういったコメント等も出されております。それをクリアして市場流通されたものをそれぞれの市町村が仮に全部検査をしても、その検査結果の判断基準をどなたがどの数値でどういう形でやれるのかということについていうと、これはやはり一番技術、情報を持っているのは国でありますから、国を信用するというのが安心する一番の根拠だと私自身は考えておまして、ただ膨大な量になろうかと思ったり、基準も非常に厳しくなろうかと思ったり。

そういった中で、これから先どういう形になってくるのかというのは私も想像できませんけれども、安心して暮らしていくために何をもって安心とするのか、それが自分の住んでいる町村で独自に検査をして、機械の使用方法等についても専門的知識のない者が、これから専門家を育てるということに関していうと非常に難しいし、その通知をどうするのか、そういう現実的な問題を考えたときに、国として安全だと言われているものに対して、町村が独自にやったから、うちのほうが安全だということには現実問題としてならないというように私は考えておりますので、国のほうに対してやはり安全な供給体制に対しての要望と。そのことでやはりご理解をいただきたいのは、生産者の皆さん方にとって、このことは非常に大きな問題なわけでありまして、消費者が怖いからといって、過去にどういった形で生産者を強いてきたのかということもあるわけでありまして、それもあわせて考えたときに、何が何でも消費者の皆さんが100%安全なものでなければ供給してはならないともし考えているのだとしたら、それはやはり違うのではないのかなと私は思います。

現実に私たちの暮らす空間において、放射線のない真っ白な世界ではないわけでありまし

て、だからそれをどう判断するのかということ。ゼロもしくはゼロでないという判断であれば、そのゼロを検査するための機器というのがどういったものがあるのか。それ以外になりますと、ゼロ以外の数値になるわけです。それをどう判断していくのか。それを専門家でない私どもがどういった形で判断するのかについては、これは非常に困難だということは現実問題だということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 生産者の問題については、そのとおりだと思います。町長の言ったとおりで、風評被害も含めて生産点を守らなければいけないという立場というのは非常に重要だというふうに思います。

ただ、全国どこでも、国が動かないからみずから検査をしていくという動きがじわじわと出てきていることも事実だし、それから自然界に最初から存在する放射能と、ああいう形で放出された放射能とは僕は質が全く違うのでないかなというふうに思うのですが、いずれにしても、先ほど町長がいろんな形での変化があれば、またそのときに考えると言いましたので、それと当面独自に検査をする姿勢は持っていないということでしたので、これで討論は、この点についての私の質問は終わりたいと思うのですが、軽々に言うことはできませんが、私は来年、再来年ともっとやっぱり状況は厳しくなっていくのでないかと、食品についての生産者を守る立場からいっても、その点は本当にだれが見ても安心だというような確証を生産点からつくり上げていくということが非常に大事な課題でないかなというふうに思うのですね。

この問題については、これで終わりということではないし、日本がこれからの何十年、何百年と抱える課題でありますから、また機会を見て町長のご所見を伺いたいというふうに思います。

それで、2つ目の質問に入りたいというふうに思います。

2番目の質問は、新学習指導要領の検証も含めて、小学校は1年間やってきたわけですから、それを含めて子供たちは一体どうなるのかということについて、教育委員会のほうからできるだけ具体的にお知らせ願いたいなというふうに思います。

私の記憶でも、方針が10年単位で、真逆とは言いませんが、かなり違った内容で出てくるということで、不安がすごくあるわけです。

そこで質問なのですが、小学校では平成23年度から全面実施された学習指導要領では、国語、社会、算数、理科、体育の授業時数を、これ10%程度ふやしたのですね。そして、低学年では週2時間、中・高学年では週1時間ずつ、こま数をふやすことになったわけです。結果、1年生は毎日5時間授業が続くことになってしまいました。

そして、「週当たりの授業時数が児童の過重負担にならないようにするものとする」、指導要領の中ではそういうふうに述べられているのですが、そう述べながら、「ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができる」と従来していたものを、今度ははっきり新しい学習指導要領では、「ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」、授業日を設定すると言っているのですね。つまり、新しい学習指導要領のもとでは、児童生徒に過重な負担を強

いてはならないと言いながら、すぐその次のところで、夏休み、冬休みあるいは春休み、ここでも授業を行えと言わんばかりの言い方になっているわけですね。

義務教育の段階では、正規の授業時数で教え、学習内容の習得、学力を定着させることは不可能なのではないかということが、今の新学習指導要領のもとで、新学習指導要領でふえた時間数、しかも時間数はふえたわけですから、ふえた時間数の中でその内容を習得させることが不可能なのだろうか。だから、夏・冬休み、春休みにも授業をとというようなことをわざわざ学習指導要領に書いているのだろうかというふうにも私はとられるのです。それで、もしそれが不可能だとすれば、学習指導要領あるいは学校のどういうところに問題点があるのだろうか、横たわっているのだろうかということをもまず聞きたいなというふうに思います。

次に、1年生は毎日5時間授業となりました。児童の発達を考えれば、これはかなり無理な状況だと考えますが、新学習指導要領に基づき1年間実施して実態はどうだったでしょうか。学習内容や量は週5日制以前、すなわち土曜日にも授業を行っていた週6日制の時期に戻っていると考えられるのですが、教育長はこのような実態についてどのような認識をお持ちでしょうか。

また、子供たちのこれらの大きな学習負担をどのように認識し、どのように解消しようとしていますかということをお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 新学習指導要領での学校教育は子供の負担増にならないかについてのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の義務教育の段階で正規の授業で教え学習内容の習得を定着させることは不可能なのかにつきましてですが、学習指導要領に記載されている「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間」という記述については、「各教科や学習活動の特質に応じて効果的な場合」に認めているものであり、授業時数の確保のためではないと考えます。これは、学習指導要領の記述にもあるとおり、学習内容によっては夏季、冬季、学年末、農繁期等の特定の期間に集中して行ったほうが効果的な場合もあることを考慮したものであります。

義務教育の段階では、正規の授業時数で教え、学習内容の習得を図ることが原則であります。

学習内容の定着につきましては、単に授業時数をふやせば解決するものではなく、何より1時間の授業の中でわかる、できる授業をどう構築し完結させるかという質の問題が大きいと考えます。各学校においては、新学習指導要領の理念が生かされるよう指導計画の立案や授業改善に努めているところであり、委員会としてもさまざまな支援をしていきたいと考えております。

2点目の1年生の学習負担につきましては、新学習指導要領では小学1年生の年間授業時数を850時間としており、週当たり24時間になり、結果として5時間授業が生じています。

週の時間割りににつきましては、各学校において作成していますが、学校生活になれるまでは4時間を中心にし、給食指導を入れながら5時間に移行するなど、工夫して運用しています。また、午前国語、算数などの集中すべき教科を配置し、午後については図工、生活科、体育などを配置するなど、児童の実態に配慮して構成しています。

アンケートなどの結果からも標茶町の子供たちは「学校が楽しい」と答えている子が多く、現状では授業時数そのものが児童生徒の大きな負担になっているという認識には立っておりません。

学習内容や量につきましては、中学校を例にとると、平成14年から実施された指導要領で年間980時間だったものが今回1,015時間に35時間ふえております。1週当たりに換算すると1時間授業がふえたということになりますが、そのこと自体が生徒の大きな負担になるという認識には立っておりません。

ただ、その内訳として国語、社会、数学、理科、外国語、保健体育における授業時数が3年間で約1割増加しており、生徒によっては教科の学習内容に対する負担感が生じる可能性は否定できません。

このような負担感を生徒に持たせないためにも、各教科において、わかる、できる喜びを持たせるような魅力ある授業を展開することが極めて重要であります。学校が楽しくて仕方がない、授業がわかって楽しいと思う子供たちに負担感が生じないはずであり、そのような学校づくり、授業づくりに教育委員会としても全力を挙げて取り組んでいかなければならないと認識するところであります。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 学校が楽しいという答えが子供たちから返ってきている。それで、すごく私も安心もしたし、いい内容だなというふうに思っているのですが、しかし一方で教科書も3割ぐらい厚くなったと聞きますし、厚生文教委員会で昨年、幾つかの学校に行って校長先生にお話を伺ったら、大変だと。今まで余裕があれば選んでやっていい教育内容も、いきなり必修のような形になって出てきて、それをこなすのが大変だというのが一様に校長先生たちが言っていたことなのです。勉強も、私も子供とよく一緒に歩きながら話するのですけれども、いや、つらいということ結構言っているのですよ。

私が心配しているのは、この学力を高めるためにちょっと違った方向に、今教育長がおっしゃったような内容で進められるとすごくいいのですけれども、違った方向にどんどん行っているような昨今の状況があるのではないかという感じがするのです。だって、道の高橋教育長も平成26年までに北海道の学力を、ほんの一部だけでも、学力テストの面では北海道の学力を平均以上にするのだという目標値をばんと教育方針で打ち出したわけですよ。平均以上にするということは、依然として全体的に平均以下が出てくるということでもあるわけで、そういうことにとらわれた教育現場になっていかないのだろうかという心配がすごくあるのですよ。その点はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

今、議員おっしゃられております本当に学力一辺倒の教育を押しつけていくような、そんな環境にあるのではないかというようなお話でございましたけれども、先ほど教育行政方針を申し上げましたけれども、やっぱり何よりも大切なのは知・徳・体というバランスのとれた教育をしっかりしていかなければならないということですね。だから、私どもといたしましては、学力一辺倒で物事を進めていくというような考え方は一切ございません。

ただ、憲法なり教育基本法なりにも、どこの学校にいても、どこの都道府県にいても、一定の学習機会あるいは教育水準を子供たちに保障していかなければならないという部分もあるのです。だから、その辺は私どもとして、教育行政を担う立場としても当然やっていかなければならないことですから、それは当然学校の実態なり、その地域の実態なりを考慮しながら、押しつけるというのではなくて、そういういろんな配慮をしながら効果的に学習につなげていくという考え方で対応していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 学力を向上させるという点については、私は全く異議はなくて、学力を向上させるためのさまざまな教育活動が行われてしかるべきだと。教育条件も含めて思うのですね。

ただ、これはどなたになるのでしょうか、すごく心配なのは、新学習指導要領のもとでいろんな動きが、矮小化された学力についてのその底上げをするためのいろんな動きが出てきていると。釧路市がそうだというわけでないですけれども、釧路なんかもすごいキャンペーンをしていますよね。

それで、せんだって2月の末に、子供たちの学力を向上させるためにコミュニティースクールをとということで新聞記事にも載ったのですが、この人は講演を釧路市でやったわけですが、この人は学力を向上させるためにコミュニティースクールの文部科学省の発想を含めて、何と土曜学校を実施すべきだというようなことを講演の中で提唱しているのです。今の新学習指導要領と、この人が土曜学校をと言っただけけれども、そういう方向と新学習指導要領というのは、そういう状況に、私から言えば危険なといえますか、大変な状況にきているのだろうかどうだろうかということをお伺いしたいのですけれども。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答え申し上げたのですが、学習指導要領に記載されて、月曜日から金曜日まで以外の休業日等にも授業を拡大せよというふうなとらえ方で拡大解釈されているかもしれませんが、そうではなくて、効果的な学習や何かができる場合にはその期間も使っていいですよということですから、むやみにそちらのほうに、例えば今コミュニティースクール関係だとかという、一つの理論なのかもしれませんが、土曜まで従前に戻して勉強させればいいのかというような話もあるようですけれども、私どもとしては先ほどからお話ししておりますように今の月曜日から金曜日までの間、その中でしっかりと学力が定着するように、何といたってもやっぱり教員の指導力にも、授業力といえますか、そこにかかってくるのですけれども、そういったものも向上しながらしっかりと子供たちに学習をしていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 子供たちが、そうでない子もいるかもしれませんが、おおむね一般的に楽しく学習しているというふうに昨年1年間小学校でやってみて、そういうふうに解釈していいわけですね、実態として。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答えしましたが、本当に今子供たちが楽しく学

校へ行って、しっかりとわかる授業をしていただくという、そういう環境になっているということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それで、昨年1年間、新学習指導要領で小学校やってみて、中学校も試行年度ということで幾つかはやっているのかもしれませんが、小学校が全面実施で1年間やってみて、いわゆる学習指導要領の時間数から外れて冬季、夏季か春休み等を使って授業を行ったというような実態はありますか。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） お答えいたします。

昨年度、それから今年度も含めてですけれども、授業が終わらなくて冬季あるいは夏季の休み、長期休業時間に授業を行ったという実態はありません。

ただ、学校によっては、例えば中学校において、夏休みの課題として学習したいという希望者を対象に数名、何日か来て学習しているということはありません。あと小学校においても、希望をとって例えば冬休み、夏休みの宿題であるとか、あるいは作文であるとか、あるいは軽スポーツをやった例もありますけれども、そういった形での学校をそういった学びの場に行っているということはありません。

ただ、終わらないで授業という意味で子供たちを呼んだという実態はありません。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 最後の質問なのですが、聞くところによると、算数が非常に難しくなってきたと。難しくなったということで、国語の時間を削って算数の時間に振り当てて、何とか終わらせようと。履修と習得と違うのかもしれませんが、そういうような実態もないのですか、そうしたら、極めて新学習指導要領でスムーズに授業が行われているというふうにとらえていいわけですね。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 各学校の実態についてのご質問かと思いますが、先ほど教育長からも話ありましたけれども、標茶町の子供たちは学校が楽しいと言っております。それから、勉強がよくわかりますかという質問に対しても、よくわかるというふうに全道平均と比べても高い値を示しています。

ただ、議員おっしゃるように、今回の学習指導要領でやはり基礎的、基本的な内容の充実であるとか、あるいは国際的な学力調査の結果等から学力低下に対応しなければいけないという趣旨で、内容が非常に多くなっているという実態はあります。これらに関しては、やはり重点化ということが1つ大事なこれから課題になるのかなと思っています。確かに理数系で言えば約1.7倍の内容がふえています、じゃ、それがすべて知識、理解であるかという、例えば今回の学習指導要領の趣旨である話し合いを大事にしましょうであるとか、あるいはもっと発展的な課題に取り組んでみましょうとか、そういった新しい学力科に合った学習内容が盛りだくさん入っているという部分も、教科書が厚いであるとか内容の増加にも含まれているということをご承知おきいただきたいというふうに思います。

それから、実態についてですけれども、やはり算数、特にご心配かと思いますが、

各学校においては、実施してみて、子供たちの実態に応じて恐らく弾力的に学習の時数をふやしてみたりとか、そういった部分はあるかもしれませんが、それについても教育課程の編成の調査を毎学期ごとに行っていますけれども、今のところその調査上、大きな未履修であるとか不都合は生じていないというふうに承知しております。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 提出書類が本当に実態のとおりなのかなんて言ったら、また町長にしかられそうですけれども、やっぱりそういう厳しい状況の中で何とか時数のつじつまを合わせようというカリキュラムの報告を教育委員会にするなんていうことは、間々あることではないかなというふうに思うのですよ。私は、マイナス面だけを強調して言っているのではなくて、本当に標茶の子供たちが教育長の言うように新学習指導要領のもとでも楽しく学習し、しかも学力も体力もしっかり身につける、そういう教育を期待しているわけでありまして、そういう点で今回ちょっと心配したところを質問したのです。

できるだけ実態を明らかにしながら、今まだ僕は始まったばかりで検証の段階だと思うのですよね、小学校も。そういう意味で、これからも、これ以上言いますと学校に変に干渉することになりますのでこの辺でやめておきますけれども、その点をぜひ頑張っていたきたいなというふうに言ひまして、3番目の最後の質問に入りたいと思います。

3番目の質問は、中学校の新学習指導要領に基づき、なかんずく武道の問題であります。私は、武道は準備不足であり当面延期すべきではないかという表題をつけました。すごく心配なのです。

本年4月から実施される中学校の保健体育、1、2年生で必修となる武道についてですが、生徒の柔道着、竹刀や防具等、柔道場をそろえる条件準備はできているのかどうか、まずこれを伺いたいというふうに思います。

全国的にも、この標茶町でも特に希望が多いとされる、これは希望というのは本人の希望ではないですね、学校ができるかできないかということで、それが希望という言葉になったのだと思うのですが、希望が多いとされる柔道着などについては、保護者負担になり、教育委員会としてこの負担を軽減すべきではないでしょうか。

3点目に、また指導者となる教職員の技量は十分とは言えない実態があると思います。指導方法の工夫や安全面での配慮もまた十分とは言えない現実があるのではないですか。今年度は外部指導者の支援が必要と考えていると思いますが、教科内での矛盾は起きないのでしょうか。

4点目、全体として事故の多い柔道の導入については、学校側の万全な体制ができてから実施すべきで、当面延期すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 3件目の、4月実施の中学校武道は準備不足であり、当面延期すべきでないかのご質問にお答えします。

1点目の武道の条件準備についてでありますけれども、新学習指導要領においては、武道をこれまでの選択履修から1、2年生で必修とすることと、また3年生においても球技及び

武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようになります。

標茶町では、次年度6校の中学校のうち、柔道を選択する学校が5校、剣道が1校となっております。柔道場については、すべての学校で武道館を使用することになり、設備用具については、今後購入予定も含め準備はほぼできております。

2点目の柔道着につきましては、基本的に個人負担で購入していただくことといたしました。理由としては、実際肌につけるものであり、使い回しは衛生面や管理上の問題が予想されること、実態として町内大規模校では既に選択教科として柔道を実施しており、個人購入が定着していること、すべての学校で3年間を通して柔道を実施すること、価格についてもスケールメリットにより値が下がっていること、低所得者へは援助制度で支給されていること等が挙げられます。

3点目の指導方法の工夫や安全面についてでありますけれども、柔道においては、さまざまな報道において、けがや事故につながりやすいという懸念が出ているところであります。けがや事故の防止につきましては、畳の設置などの施設面、指導者の技量や指導内容の吟味、外部講師による指導など、指導面の大きく2つの側面が指摘されております。

本町においては、すべての学校で武道館を使用することになっており、設備面での問題はないと言えます。

また、外部指導者につきましては、既に柔道連盟に協力を要請し、最大3名の指導者を確保しています。現段階で、すべての学校において外部指導者を活用する予定であります。

また、中茶安別中学校、塘路中学校、阿歴内中学校の3校においては、人数の関係から合同で実施することとしていますが、移行期間から準備を進め、昨年11月には外部指導者を活用した先行実践を終えております。その際には学校間の先生方、室長はもとより外部指導者の方にも指導体制について助言をいただき、共通の指導案も完成しています。

教師自身の技能の向上につきましては、今年度を例にとると、道主催の研修会へ参加したり、武道場に通って技能の向上に努めたり、市内の先進校を視察するなど、それぞれが指導力や技能の向上に努めており、学校はもとより教師個々の意識も非常に高かったと認識しております。

各学校における武道の実施はすべて冬期間となりますが、新年度さらなる教師の技能向上や指導内容の見直しなどに向けて、町教委としても支援体制を整えていきたいと考えているところであります。

なお、外部講師の活用につきましては、これまでも標茶中学校でダンスの授業において導入するなど積極的に活用が図られているところであり、今後も授業における外部講師の有効な活用について支援するとともに、教科内に矛盾が起きないように指導計画の改善等について適時指導助言してまいります。

4点目の万全の体制ができるまで当面延期すべきでないかというご指摘についてであります。指導については万全という状態がどういうものを指しているのか判断が難しいところではありますが、先ほど申し上げたとおり、現段階ででき得る最大限の環境を整えつつあると認識しているところであります。特に柔道場、外部講師については、これ以上ない環境が整っていると考えます。

今後、国や道の方針や指導をもとに、教師の指導力のさらなる向上、生徒の実態や指導者

の技量に合った指導内容の見直しを含め、安全な実施へ向けて準備を進めていくよう委員会としてもできる限りの支援体制を整えていきたいと考えているところであります。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） もうちょっと実態をまとめて聞きますけれども、実態を詳しく説明願いたいのですが、先ほど5校と言いましたが、これ柔道だけですか。それから、中茶安別、塘路、阿歴内は合同学習みたいな形をとるのでしょうか。標中は標中だけでやるのでしょうか。中茶安別、塘路、もし合同学習的なことをやるのであれば、その辺のカリキュラムの都合とのか、無理はかからないのでしょうか。その辺ちょっと実態、先に聞かせてください。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 町内の武道の実施の実態についてご説明します。

まず、標茶中学校は単独で武道館で外部講師をもとに実施する予定であります。

それから、虹別中学校も同じように単独で武道館に来て、外部講師のもとに教師の指導のもと実施します。

それから、中茶安別中学校、それから阿歴内中学校、塘路中学校、この3校合同で、バスでやはり武道館に来て外部講師のもと実施するという予定になっております。なお、久著呂中央中学校につきましては、剣道を選択するというふうになっております。

また、指導計画等につきましては、先ほど教育長から申し上げましたが、昨年度、一昨年度から準備を進めておりますが、3校で集まって、もともと阿・塘・茶ブロックでいろいろな形で協力して教育活動が進められておりますけれども、集まって合同で指導案を作成し、これは中茶安別中学校が中心となってやっただいておりますが、たまたま教頭先生が柔道を経験していらっしゃるということで、またそういった指導もしていただきながら、また柔道連盟の方にも指導を受けながら、今年度11月の実施前には完成して、一度そういったことで武道館で4回の授業を実施しております。私も4回のうち3回見に行きましたけれども、大変武道館の中で緊張感があり、整然とした中で実施されました。

外部指導者最大2名、それから各学校から柔道着を着てそれぞれ1名、中心となる教師はやはりリーダーシップをとって、あくまでも教師が中心で、そして外部講師が補助的に技能を説明するということです。

ちなみに、各学校からは2名ずつ来ておまして、かなりきめ細かい、先生方の目が行き届いた中での実施であったということもつけ加えておきたいと思っております。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 聞き忘れましたが、久著呂中央の剣道は、これも個人負担なのですか。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 久著呂中央中学校の防具につきましては、すべて公費で買う予定になっております。既に竹刀については今年度買って、これも先行実施で素振りというような、実際に対戦しない中での指導を行っております。久著呂中央中学校においては、今年度は教頭先生が段持ちですので教頭先生の指導のもと、男女1人ずつしか中学校いないもの

ですから、これは学校としても柔道は無理だろうというような判断もあったかと思えます。

新年度におきましては、防具等は一切公費でそろえる予定です。中茶安別中学校にも過去に使っていた打ち込み人形であるとか、そういったものがない状態で残されておりますので、そういったものも活用しながら学校のほうで実施する予定であります。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 父母負担軽減の話に入っていきます。

新年度の場合は公費で考えているというのは、これは久著呂中央の剣道のことですね、防具。

それと、平成21年から23年まで、教材整備緊急3カ年計画というものが出されました。これは交付税にまぜこぜになっておりてくるやつですが、文部科学省としては武道必修化ということで柔道場とか剣道場とか畳とか、あるいは防具、あるいは柔道着、竹刀等々について、ぜひ円滑な実施のために金をこういうふうに使ってくれということで交付税措置をしましたと。

私、これを見て21年から23年度で終わってしまっているものですから、きのう文部科学省に直接電話したのですよ。スポーツ・青少年局の方とお話したのですが、終わってしまいましたと。だけれども、24年から33年度まで10年計画で今検討していると。つまり、またこの円滑な実施のための教材整備について、交付税に突っ込むという話なのですからけれども、検討しているということをお答えしていました。

それで、こういうことを活用して、柔道着についても、さっきみんなで買うから安くなるのだというお話しされましたけれども、それほど多くの金額ではないと思えますし、それから教える時間数が年間10時間足らずですよね。そのために柔道着を買って、中学で連携して高校へ行ったらどうなのかわからないですけれども、そのまんま押し入れの隅っこに置いておくんていうようなことになりかねないということも含めて、この父母負担軽減の考えは、剣道は公費負担だけれども柔道はそうではないということなのですが、これはどうなのでしょうかね。

それから、あわせて和楽器については、これもそういう形で措置するということなのですね。今回は琴10台ですか、購入していますよね、する予算ですよね。

そういうことを含めて、父母負担の軽減を今後するという考えは全くないのか、それと防具と柔道着のこの公平感というか、この辺はどう考えているのかという質問です。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） まず、防具についてですけれども、剣道については、面あるいは胴であるとか、そういった外側につけるものは公費で購入します。胴着については、ジャージを使用するというふうに聞いておりますので、そういった不公平感は学校においてもないのかなというふうに思っております。

それから、交付金のほうなのですからけれども、もちろんこれについては必要があれば畳であるとか、昨年度までは虹別中学校が近くの施設を使うという、今まで畳を敷いてあるのでそれを新しいのに取りかえようという計画でいたのですけれども、建てかえになる、いろいろな事情でやっぱり向こうを使わないということになりましたので、結果的に武道館というす

ばらしい施設が標茶町にはありますのでそちらを、やはりけが、安全の面からも、畳であるとかそういったものがすばらしい状態でありますので、こちらのほうがいだろうというような判断です。

それから、柔道着につきましては、先ほども個人負担が原則という基本的な部分を委員会で出したのですけれども、やはり衛生面、管理面のほうで学校側にそういった負担をかけられないという部分もあります。サイズであるとかそういった部分、柔道着の着用についてもこれ安全面で言われているところですので、やはり男女あるいは肌につけるものという意味からも、スケールメリットとしても量販店では3,000円ぐらいからあるということで、アルトリコーダー、あるいは裁縫セット等とも余り変わらないような値段であること、中学校においては過去にスケートを実施していて、それが長靴ホッケーになって使わなくなっているという部分もありまして、相対的にこれは個人負担が望ましいのではないかなというような判断でありますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私、胴着を使い回しすれと言っているのではないですよ。それは教材費としてそういう文部科学省も予算をつけたのであれば、父母負担にならないように、しかも1年間に10時間程度の授業ですから。そういうことを言っているわけで、そのことはまだ先続くわけですから、強く要望しておきたいなというふうに思います。

次に、外部講師の問題と安全の問題について若干触れたいなというふうに思います。

昨今、私もちょっとかかわりのある人なのですが、名古屋大学の准教授が驚くべき少年の柔道の事故についてのレポートを、かなり厚いものですが、発表しましたね。それはテレビでも報道されました。今までそのことは明らかになっていなかったのです。内容は、中学、高校における柔道事故の死亡者は、1983年から2010年の28年間で実に114名にも上っていると。そして、柔道の事故が250名を超えているという、この内田良という名古屋大学の大学院の准教授がレポートを公表しました。年平均4人以上の死亡者を出しているということですね、柔道では。

それで、私も柔道をやっていたことがありますから、嫌いではないのです。柔道をやるということは嫌いではないのですけれども、ただ、カリキュラムに含めてどの子どもということになると、相当の万全の体制が必要だと。私なんかやっていたときは、もう実際の乱取りは本当に1割ぐらいで、あとの9割は打ち込みの練習とか、それから投げられたときの受け身の練習とか、腹筋や腕立て伏せなど筋力のあるいは首を鍛える運動とか、そういうことが物すごく多かったのですよ。年間十数時間でやると、果たしてそういうことができるのかなというような。ちらっと聞いたら、試行年度でやったときも乱取りもちょっとやったなんて話を聞いていたのですが、そういう心配はないのかどうか聞きたいのですね。

これは、なぜこの学者がこれがわかったかということ、20年ぐらい前から文部科学省は柔道の事故についての報告を求めるのをやめたのです。この人がなぜそういうデータを見たかといったら、やめたけれども、事故死したりしたときの保険が払われるわけだよな。

そういう機構があるわけですよ。その機構のデータを頼まれて、見て?然として、調べてみた、その結果わかったということなの。だから、文部科学省も、国も最近ようやく、ああ、

そんなに多かったのかということ、実態をつかんでいなかったということなのですが、こういう実態についてどういう認識されていますか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど申しましたけれども、なかなか今柔道、剣道も含めて武道の授業につきましても、教師がそのレベルに達していないという面もありまして、外部講師等を活用しながら授業に取り組んでいきたいという、そういう体制をつくりながら、特に大事なことは授業をやるというよりも安全面をしっかりと確保していくということが大事だということで、その辺も含めて専門的な技能を持っている方を外部講師として招いて進めていくということで、28年間で114名、それから重症が、重篤の方が250名おられるということ自体が、私どもちょっとその辺の数字は把握していませんでしたけれども、万が一そういったことが我が町で起きないように万全の体制をつくっていききたいということで、23年度当初から準備を進めながら24年度に向けて対応してきているということをご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 万全な体制が私はできていないと思うのですよ。それでは伺いますけれども、例えば学習指導要領では柔道の投げわざについて規定されていますよね。

決められていますね。それはどういう投げわざですか。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 学習指導要領では、投げわざ6つ、それから固めわざ3つが例として出されております。ただ、そのわざについては、生徒の実態に応じて必ずやれというものではないというふうに認識しております。

先ほどの事故が多いという話についてですけれども、やはりそういった部分には十分気をつけてこれから指導の面で取り組んでいかなければいけないと思っております。昨年度も試行実践、議員お話しのとおり、投げわざがありましたけれども、そういったものが本当に安全なのかどうか、例えば先ほどありました大外刈りであるとか、後ろから倒れていく、そういう加速損傷などが今叫ばれておりますので、そういった面での安全をもう一度しっかりと検証しながら、また文科省でも今それらについて有識者会議をしております。3月には出るのではないかなと思うのですけれども、そういった国の動向であるとか、生徒の実態であるとか、そういったものも考慮しながら、各学校と指導計画からの見直しを図っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） そうなのですよ。国の準備というのは決定的に不足しているのです。4月から始まる学習指導要領に、3月までに結論を出すと言っているわけですから。

新聞記事があるのですけれども、ことしの夏から体育実技検査、つまり教職員を採用するときの採用試験の項目の中に、柔剣道を導入する。ことしの夏からですよ。それなのに、学習指導要領はもうスタートすると。この間、文部科学省の大臣も言っていましたね。何だかよくわけのわからない理由を言いながら、それでもやるんだと、やることには変わらないんだというようなことを言っていましたけれども、全然体制が整っていないではないですか。

それで、万全のということを先ほどから言いましたけれども、私はかなり厳しいなというふうに思うのです。

教育長、事故の状況を知らなかったというのも、僕もちょっと意外だったのですけれどもね。これから始まる、これがそのグラフの、見えますね、そこからでも。赤い棒グラフは柔道の死亡ですよ。もう突出しているのですよ、死亡事故が。それで、その問題について言えば、青少年局の石川調査官という方が、まだまだ新たな知見としてそういうことがわかってきたという段階だととらえておりますと言っているのですよ、今の時点で。これつい最近の話ですよ。だから、これから私どもが行う講習会や何らかの説明会等について、その都度そういった新しい知見を指導主事の皆さんだったりを通して、学校の先生方にわかるように努めてまいりたいと考えておりますと。つい最近の話ではないですか、これ。

つまり知見も、それからそういう指導の技術も身につけていないまま、そういう中でスタートするというので、非常に欠陥が多い教科だというふうに思うのですね。

それで、これは皆さんもご承知だと思うのですけれども、きのうもテレビでやっていたけれども、柔道人口が日本の3倍を持つフランス、今や日本はフランスの3分の1なのですけれども、その3倍を持つフランスで、50年ぐらい前に柔道による死亡事故が起きたと。それから、極めて厳格な少年に対する柔道の取り組み方、指導に対する取り組み方を決めた。それはどういうことかといったら、1つは指導者に国家資格制度を導入すると。教職員で採用試験に受かったら、国家資格になるのでしょうかね。それから、その国家資格を取るための講座をしっかりとやると。それから、資格を取るには少なくとも380時間のカリキュラム、これを修了しなかったら柔道の指導をしてはいけないということを決めたのですね。3つ目に、生理学やトレーニング法、あるいは救急救命の方法も学んでいなければいけないと、指導者は。それから、最低2段の段位が必要だと。そうして初めて柔道の指導をすることができるということをフランスの国は決めているのです。それ以降、一度も死亡事故が起きていないのですよ、フランスは。しかし、日本では、ずっとこうやって起きていって、断トツの死亡事故なのです。

今の現状を見ると、本当にこのまま突入して大丈夫なのかという問題があるのですけれども、そういう不安が1つと、それからはっきりと、もしやった場合、大外刈りとか小内刈りみたいな後ろに倒れるようなわざ、これは指導要領に規定されているわざですが、禁止すると、やめさせるというような方針はお持ちにならないでしょうか。この2つ。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど知らなかったというのは、その件数がわからなかったということで、柔道は危険であるというのは重々私どもも認識しております。だからこそ、今議員なかなか文科省の体制、教職員の養成を含めてちゃんとなっていないのではないかということのお話もありました。その部分については、私どももそれなりの同じような認識を持っていて、だから今教職員の中では指導できる人がいないのですよ。そういう意味で外部講師をあえて充てるということは、安全第一に考えたということで、これは日々、柔道少年団活動から含めて、あるいは柔道連盟の方たちの今までのやってきたこと、これも含めて、その成果も含めて子供たちへの指導も徹底されておりますし、安全管理もされていますので、そういった意味で外部講師

として招いたということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、危険なわざは指導しないと、やらせないとかというふうにお話ありますけれども、それは当然のことでありまして、その辺につきましては、外部講師の方とかあるいは指導室含めて、学校の担任も含めて、その辺も当然安全対策もしっかりとやるような形で、今もその辺のことも含めて対策を講じておりますけれども、もし不足の部分もあれば、それは当然改めていかなければならないなど、こんなふうを考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今の最後のご答弁は、非常に重要な答弁ですね。学習指導要領に指定されている6つの投げわざのうち、これとこれはしないということを決めるかどうかという、決めるかもしれないというような答弁だったと思うのですが、これから検討したいと。それ、すごく大事なことだと思うのですね。

大阪市の講習会では、子供の安全を優先し、3年間受け身を教えるだけでもよい、その講習会で伝えたというのですね。だから、かなり深刻にこの柔道の事故についてはとらえているのです。これ2月27日の朝日新聞の主張ですけれども、危険な投げわざは論外だという主張を述べていますね。

それで、聞きたいのですが、外部講師の方は、どこもそうですね、全国どこも外部講師の力をかりているわけですが、問題は私がさっきカリキュラム上の矛盾は生じないかということの中の一つなのだと思いますけれども、外部講師というのは大体高段者ですよ、6段とか7段とか。そして、実際の指導では外部講師が指導を行うことになるわけですよ、実際は大体が。そういうふうになりますと、だけれども外部講師は教員でないから、教員ではありませんから、いわゆる教育としての指導から外れることも考えられるのですよね。

それで、標茶の外部講師の方がそうだとおっしゃっているのではないのですけれども、それで指導権限はあくまでも体育教師にあると。これはそれでいいのかどうかということですね。それから、当然そうすると、何かあったときの最終責任もその体育教師に求められることになるのか。そういうふうに解釈していいのかどうかということですね。だから、そうなってしまうと、例えばこのさっきの示した柔道の事故では、裁判が幾つも幾つも行われているのですよ。そうなってしまうと、悪いほうばかりにネガティブに考えて、考え過ぎかと言われるかもしれませんが、事実がそれを示しているわけですから、そうなりますと指導権限と直接的な外部講師の指導者との間に矛盾が起きてこないのかという心配があるのですよ。その点はどうですか。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 担当する教員と外部指導者とのかかわりという部分かと思っておりますけれども、先ほども少し申し上げましたが、私も体育、武道の実施に関しては、絶対丸投げはしないでくださいということを前提として話をしております。あくまでも今回の中茶安等の試行実践の際も、中心となる教師が中央にいるという状態は必ず保ってほしいと。それから、指導に関しては、何々しなさいという言葉は必ず教師が発しますと。それに関して、ではここをこういうふうに説明してもらいますというふうに、その主たる教師と外部講師との関係というのを明確に分けるように指導助言してきたつもりです。つまり、外部講師の先生にお話ししたときには、これは外部講師の先生をやはり守るためにもなるのだというお話

をして理解をいただいているところです。もしもけががあった場合、これはやはりその授業者である教師であり学校が責任を負わなければいけませんので、そういったところの役割分担というのは明確にこれからもしていかなければいけないというふうに考えております。

ですから、教科内でのそういう意味での矛盾というのは、やはり外部講師と担当教諭との綿密な打ち合わせというものが、これは大変重要になってくるかなというふうに思っております。その点につきましては、この3名の外部指導者の方々のみならず人柄がやはりすばらしいのと、そのうちの二人が町に勤めている方なので非常に私とのコンタクトがとりやすいというメリットもあります。今後も、剣道ももしかすると外部講師をお願いすることに将来的になるかもしれませんが、外部講師とのパイプ役を教育委員会がしっかりと持ち続けるということが、現場のそういった授業を安全に進めるためには必要なかなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） さっき、教育長が何をもってきて万全なのかというようなことを言いましたよね。言ったのですよ。指導者ですよ。何をもってきて万全かといったら、指導者が体育教師、教員の免許を持っている指導者が、さっきフランスの厳しい例を出しましたけれども、指導して、そして事故の起きないような指導がきちんとできるという、その体制が確立して初めて授業に入ることができるのだということなのです。そういう意味で、その体制が整うまで実施を延ばすことは、延ばしたほうがいいのではないかと、これを最後に聞きたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

確かに、先ほどもお話ししましたけれども、文科省のほうではなかなかそういった実際に授業ができる教師の育成がおくれているということがあるのです。その辺は私どもも十分認識しています。ただ、そうはいつでも新学習指導要領を24年度からやれという話になっていますから、だから私どもとしては外部講師を、それなりのしっかりとした技術を持っていて識見も当然ある、そういった外部講師を招聘しながら安全に、万全を期しながら対応していきたいと。ただ、これからも当然教職員の皆さんにはそういった授業ができる先生方の育成を早く文科省のほうに求めていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） いや、それはだめなのです、それは。そうはいつでも、上でやれと言っているからやらざるを得ないのだというような考え方というのは、さっき室長の言葉じりどらえるわけでないですけども、外部講師を守るためにもとかと言っていましたけれども、守るべきは子供なのであって、子供を守る、ちゃんとした授業ができる体制が整っていないということを認めているではないですか。だけれども、それは認めるけれども、そうはいつでも指導要領にあるからやらなければならないというのは、それはだめなのです。つい最近、文部科学省は、そうはいつでもやるのだと。同じことを何か言っているような気がして、何か文部科学省を相手に話ししているようで何かあれなのですけれども。そうはいつでもやれ、しかもあの柔道という競技を、年間10時間足らずの授業数のために武道を入れ

る。

あれはたしか安倍さんですね、美しい日本をつくるという、それで武道を入れるというのを決めたのは。だから、そういう意味では、そんなことはどうでもいいことなのですから、とにかく子供の命を守る、安全を守るという点で、体制が整ってからこれを始めるというぐらいのやっぱり地方の教育委員会の考え方を、自立したといいますか、そういう考え方を持つべきだということを私は強く願って質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終了します。

次に、6番・黒沼議員。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） さきに通告してあります件につきまして質問を行います。

酪農ヘルパー事業への支援を積極的に行うべきではないか。

本町の基幹産業である酪農は、ここ一、二年、生産乳量は大きくは減少していないが、平成22年度では約10戸の減少があり、現在、担い手の農家が真剣に新しい技術を習得し、地域で健闘しているところであります。

酪農家に休日を提供し、傷病時には文字どおりヘルプする目的の酪農ヘルパーの充実は大切なことと考えます。平成3年にヘルパー利用組合が発足して以来21年を経ておりますが、発足時より町は利用者と農協と3者の協力体制でこの事業を進めております。

平成22年以降、この酪農ヘルパー事業に町からの支援がされていないというふうに私は思っておりますが、この点どういうことなのかについてお伺いします。

また、平成23年度は仮決算の段階でヘルパー部門は赤字決算になると聞き及んでおりますが、この点についてはどのようにお考えかを伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・黒沼議員の酪農ヘルパー事業への支援を積極的に行うべきではないかとのお尋ねにお答えをいたします。

酪農は、申し上げるまでもなく家畜相手の産業ということもあり、ともすると大変な長時間労働を余儀なくされてきた経過があります。また、毎日の作業ということから休日をとることもままならないことがあり、魅力ある産業として担い手の育成、定着を図るために、酪農ヘルパー事業が各地で展開されております。本町においても、平成3年に標茶町酪農ヘルパー利用組合が設立され、平成16年度からは有限会社標茶営農サポートセンターにヘルパー事業が受け継がれているのはご案内のとおりであります。この間の関係各位の、組織の設立、運営に対するご尽力には心から敬意を表するものであります。

さて、お尋ねの支援の中止についてであります。利用組合設立当初は経営自立までの3年をめどに町議会のご承認もいただき補助金交付を開始しましたが、以後2回の期限延長を行っております。さらには、営農サポートセンターに事業が引き継がれたことから、平成16年度からはJAとの間で申請、交付手続を行うこととしておりましたが、剰余繰越金の発生などをかんがみ、当初の支援の目的は一定程度達成されたものと判断をし、平成17年度は不交付、平成18年度は一部減額交付とし、以後、恒常的な運営費補助は中止させていただく旨、JAにも説明をしております。

しかしながら、平成19年度には輸入飼料等高騰、平成20年度には資材価格の高どまりに加

えリーマン・ショックによる経済の悪化、平成21年には冷湿害に見舞われ、利用者個々の経営努力によりヘルパー利用が減少したことなどから、その都度支援を行っております。

また、中山間協議会では、ニューホーム事業参加時と家族の冠婚葬祭時に利用料支援を行っていますが、一般傷病時の不安を解消するための支援については、新たな仕組みがつかれないかJAとも相談をしているところであります。

後段の本年度の決算見込みにつきましては、コントラ部門とあわせて会社としての決算に注目をすべきと考えておりますし、町の補助打ち切り後はJAがその分も含めて助成を継続しており、それが中止されるような意向も伺っておりませんので、営農サポートセンターの運営には大きな支障とはならないのではないかと考えております。

なお、JAとは別途農業支援策全般について協議を続けており、ヘルパー事業だけでなく総合的な支援の形をとらせていただいていることもあわせてご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 町長のほうから、発足以来の経過含めて現況の状況もつぶさに伺いましたが、私の考えと行政のほうとの食い違いは随分あるように私は思います。

そもそも本町の産業はいろいろと試行錯誤して、林業もあつたし、卑近な例では公共事業の減少というようなことで、大きな産業が時間とともに変化して、今最も有望視されて、最も町民が標茶はやっぱりこれでいくべきだなど、こう言っているのが酪農だと思うのです。その酪農が今、町長にも深いご理解をいただいておりますが、TPPのあらしに立ち向かって、私ども農業関係者は本当に悪戦苦闘、どうなるのかと毎日悩んでいる、そのことを思いまして私はこの質問をしていることをご理解いただきたいと思っております。

確かに牛乳がたくさん出て生産が伸びればそれだけ利益が上がりますから、農協も手数料その他で利益を生んで、この子会社であるヘルパー制度を含んだサポートセンターというのはいまうまくいっていると思いますが、ここ一、二年の状況を考えまして、酪農がまあまあ大丈夫だなんてだれも思っていないと私は思います。私は本当に心配しております。農家の方も腰を痛めたり、肩を痛めたり、いわゆる酪農病というふうに私は呼んでいますけれども、そういう病気で通院、冬になったら整形病院に随分行っておられます。そういうときのために、このヘルパーというものがなくてはならないと思うのですよ。

隣の中春別農協のほうでは、月に2回ほど必ず定休日を設けるということで、お伺いしたおうちでは、全員おうちで団らんをしても、牛舎のほうでヘルパーさんが一生懸命やっている。標茶の場合は違うのです。いつけがするかもしれない、いつ冠婚葬祭でうちをあげなければならないかもしれないということで、このヘルパー制度に280戸入っています。本来ならば、今言うように中春別のような農協と比較したら、3倍の規模ですから、今のヘルパー専任が11名、30名ぐらいいても私はいいのではないかと、そういうふうに発展してほしいものだなどと日ごろ思っていました。農協といろいろ町との協議は私はここ数年タッチしていませんからわかりませんが、翻って平成3年にこのヘルパー事業が発足したとき、各地で発足しましたが、私も設立の一人になって本当に行政の担当の人と一生懸命毎日毎日協議して酪農ヘルパーが誕生したのです。そのときはヘルパーが3人でした。それから今11になってまあまあだなどと思っておりますけれども、こんな程度ではだめなのです。もっともっとヘルパ

一が充実して、婦人の方、若い人に休息を与えられる、こういう酪農でなければならないと思います。

したがって、今お答えの子会社がまあまあだから、確かに17年ごろにはサポートセンターが大幅な黒字を出したのを私も漏れ聞いておりますから、その点はそれでよかったと思います。ここ一、二年、打ち切られたということが、本当に私は復活してほしいと、こう思います。なぜならば、隣の町、名前を言いますけれども、弟子屈町、鶴居村、ずっと支援を続けております。形態は確かに利用組合形態ですけれども、標茶の場合は私は9年間組合長をやって申し送ったことは、ヘルパーさんの身分は非常に不安定だと。福利厚生、年金、これらをやはり保障してあげないと、ヘルパーさんは長く10年、20年と勤めてくれませんよ。幸いなことに17年にこのサポートセンターが誕生して、みんな社会保険も、雇用保険も、労災保険も全部身分保障していただくようになりました。本当によかったなと思っています。そんなことも含めて、やはりこの経費を生むのには相当なお金が必要です。そういう面のヘルパーの身分も皆さんで守っていく、それがやはり標茶の酪農を支える、私はこう思いますので、もう一度町長のご見解を伺いたいと思います。

それに加えて、先ほど後段で傷病制度については検討していきたいと。傷病制度は今本当に少なく、これは保険制度ですけれども、加入されているようです。280組合員のうち40数戸しか、この保険制度に入っていない。これは何かというと、長期間、例えば大けがをして2カ月も3カ月も酪農が休止するような状態になったとき、この傷病制度がなかったら経済負担が、もたないのですよね。これは北海道が一生懸命この制度を進めておりますから、全戸やはりこの傷病制度を活用するように行政が指導していただきたいと、こういうふうに私は日ごろ思っていますから、この点についてももう一度町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ヘルパー事業の必要性、また本町における酪農産業の重要性については、私は議員のおっしゃるとおりだと思っています。

ただ、経過的に説明を申し上げましたように、ヘルパー利用事業に対して運営費の補助を行うということにつきましては、議会においても過去いろんなご議論がございました。ただ、当初は、この事業を農家の皆さん方にご理解いただいて取り入れることが、やはり将来的には酪農振興になるということで、行政も支援をしてきたということでございます。基本的に言いますと、これは利用料金を徴収して運営している経営でありますので、そういった中で個々の経営がヘルパーをどう利用するか等々については判断されるべきものであると、そのように考えておまして、議会議論は別にして、まだ時期尚早、時期尚早ということで何度かは延期をさせていただきましたけれども、決算状況等々を見たときに、もう十分であろうと、そういうことを判断して支援を中止させていただいたということでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

私、別にヘルパー事業等々につきましては、身分保障が大事であるとか、いろんな問題等々についての議論は議員のおっしゃるとおりだと、そのように考えております。

それと、一般の社会通念上の問題として、町がこのヘルパーの利用料金をずっと補助し続

けることに対して、先ほど申しましたように、いろいろな議員の方からいろいろなご意見があったと。これも事実でございます。ただ、傷病制度につきましては、やはりこれは私はある程度は議会の皆さんも含め町民の皆さんにもご理解をいただけるのではないのかということで、JAさんと協議をしてまいりたいということでありますし、また先ほども申しましたように、中山間事業の中でニューホームの推進事業の中でヘルパーを利用する場合には助成させていただいております。私は、繰り返しますけれども、ヘルパー事業を否定しているわけでは何事ありませんので、ぜひその点をご理解いただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） ぜひ後段の傷病制度は、他の町村は進んでおりますから、私は標茶町本町はちょっと立ちおけているというふうに思いますので、この点よろしくご検討をお願いしたいと思います。

標茶は酪農の町とどなたもおっしゃいます。私も胸を張って基幹産業は酪農です。酪農が着実に伸びていけば、この標茶の広い牧草地は全部酪農家の手によってきれいな自然に、美しい自然に、いつも維持されるのだと、こう思っている一人であります。そういう観点からも、本当に酪農というのは今も、皆さんご承知だと思うけれども、朝4時からやっているのですね。晩も、僕ら今7時半ごろからお葬式とか会合はやります。それでも酪農家の方はご飯を食べないで8時ごろ走ってくる。こんなように牛の数がふえて大変な重労働をしている。その方々に毎週毎週休みが欲しいなんて考えて、酪農家の方は酪農が大好きでやっているからそんなことは言いませんけれども、奥さんがどこかへ行きたいと言ったとき、やっぱり標茶のヘルパー制度は本当に評判がいいのですね。料金も管内では安いほうですし、ヘルパーの人も乳検活動にも協力してくれているし、例えば夏の忙しい牧草刈りのときはヘルパーの合間に草運搬とかロール巻きとか、いろんなことをしている。本当にすぐれたヘルパーの方々です。この方々が何人も何人もふえていけば、本当に標茶の酪農は安泰なのですよ。

その点を私は、返事は要りませんが、よく理解していただいて、ヘルパーの制度には、だれか議員さんで反対する人がいたら私は一生懸命一晩二晩かかっても説明しますから、ご理解を得るようにひとつよろしく行政のほうで支援していただくようお願いします。

ご答弁は要りません。私の考えを述べて終わります。

（何事か言う声あり）

○6番（黒沼俊幸君） では、町長、お願いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになりますけれども、酪農経営が自立した経営をしていくためにどういったものが必要なのか。そういった中で、例えばヘルパー、コントラ料金等々について、経営の中で賄えるようなシステムにならないと、これはやはり酪農が自立した経営という形にはならないと思います。

したがって、制度の立ち上げ等々については私どももこれからもいろいろな事業等々については努力をしてまいりたいと思いますし、ただ、そのことが経常的に運営費の助成ということにつながることに關しては、町民の多くの皆様方から疑念の声が出されているということは、これ事実でございますので、ぜひそのこともご理解をいただきたいと思います。

○6番（黒沼俊幸君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君）（発言席） 私のほうからは、家畜ふん尿のバイオガス発電、太陽光発電の積極的な展開をというようなテーマでもって質問をさせていただきます。

家畜ふん尿のバイオガス発電、太陽光発電の展開ということで、この表題につきましては、過去に多くの議員の方が質問されておりますけれども、私のほうから再度質問させていただきます。

自然再生エネルギー、特にバイオガス、これはバイオマスという一つの定義の中でもってくられておりますけれども、ここではあえてバイオガスということについて統一して発言をさせていただきます。バイオガス、太陽光発電に関しては、過去に多くの議員の方が質問されておりますけれども、当時の議事録を見ますと、町長は一貫して同じ答弁をされております。特に本町では地球温暖化防止実行計画に基づき二酸化炭素排出削減に取り組んでおり、家畜ふん尿の資源活用も課題であり、飛躍的な国産の技術革新を期待し、費用対効果等々も勘案し、町内に賦存する再生可能エネルギーの利活用に取り組んでまいりたい、また太陽光発電に関しては、まだ多くの課題が残されており、今後、再生可能エネルギーの普及、推進のために国がどういった工程表を描こうとしているのか、また道がどんな支援方策を提示してくるのか想定できないので、現時点では具体的にどんな取り組みが可能かについては答えられないと。これは23年3月の定例会での深見議員に対しての答弁でございます。この中で、細かいところでは町長の答弁に理解できる部分もありますけれども、昨年3月11日以降、情勢が大きく変化してきている中でも、そのときの考え方と今は変わりがいいか、まず1点お伺いしたいと思います。

バイオガスと太陽光発電に関して、これちょっと分けて質問をさせていただきます。

最初に、今年度、農協は、バイオガス発電に取り組むべき検討を開始いたしております。

環境対策、自然保護の観点からも早急に取り組むべき課題であると考えているところなのですが、特に釧路湿原、また水道の水源地の上流に位置する本町として、責任ある対応をとらなければならないと考えておりますし、先ほど町長の施政方針の中にバイオマスを中心とした環境の負荷軽減対策の検討を始めるということが書いてありましたけれども、バイオガスに取り組むに当たって、農協と共通の認識を構築して取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、どのような取り組みをされていくのか、お伺いいたします。

次に、太陽光発電に関しては、管内的にも普及してきており、特に企業が市町村有地を賃借して進出してきております。これは、連日のように太陽光発電に関しては取り上げられて新聞等に載っております。本町においては、誘致に対して取り組みが行われていたのか、お

伺います。

また、企業誘致の観点から、太陽光発電に対しての振興策等を策定する考えがないか、伺います。

また、町民に対する助成制度、これも過去には個人の財産である住宅への支援に対する行政としての公平性ということについては、まだまだ議論する余地があるというような答弁でございましたけれども、ことしの施政方針の中に、7ページに個人住宅の耐震改修費ということに対しての助成ということが載っておりますけれども、これらとの整合性というか、そこら辺のことについてもまた伺いたしたいと思っておりますし、町民の財産である個人資産への助成に対する公平性ということに対しては、私もこれは多少なりとも理解できる部分はあるのですけれども、そこら辺の整合性をちょっと伺いたしたいと思っております。

この太陽光発電に関しましては、町内業者を利用するということに限定することによっての経済効果、また当然設置すれば固定資産ということで、いわゆる町税もふえてくるというふうにも考えられますし、またこの件につきましては、昨年町民からの陳情も出されておりますし、また採択もされました。また、補助制度の確立が急務との意見も付されておりますが、釧路管内、ほかの町村でも助成制度が制定されております。本町でも独自の制度の創設も、もうそういう時期ではないのかなと私は考えておりますけれども、そこら辺についての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番・松下議員の家畜ふん尿のバイオガス発電、太陽光発電の積極的な展開をとのお尋ねにお答えをいたします。

まず、1点目のバイオガス発電の取り組みについてであります。本町酪農が特に河川等への環境負荷の軽減に取り組まなければならないことは、町政執行方針でも述べさせてもらいましたし、過去にたびたび触れさせていただいております。その中で家畜排せつ物のバイオマス利用については、現在の制度では初期投資だけでなく多額の維持経費も必要であり、国内の自然条件に適合した国産技術の開発という先決問題もあります。今後、福島県での原発事故を契機とした新たなエネルギー政策に注視しつつ、関係機関との協議検討を進めてまいりたいと考えておるといったところであります。

今般、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の導入などもあり、初期投資の回収について可能性が高まっていること、また家畜ふん尿による河川への負荷を軽減するとともに、肥料としての効果が高まり、飼料作物の高品質化や収量増にも期待が持てることから、町内生産者がバイオガスプラント設置を前向きに検討していることもあり、JAとこれからの展開方策について協議していくこととしています。

今年度の具体的取り組みとしては、町、JA、関係機関による協議会を設置し、酪農学園大学との地域連携協定を活用しつつ、先進地の視察も行いながら将来を見据えた本町内での推進方法や支援策の検討に着手するとともに、事業メニューの充実について国や道に強く要望してまいります。議員ご指摘のとおり、JAとの共通認識はこれら作業の前提条件と考えており、しっかりとより連携を強化しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目の大規模太陽光発電所誘致に対しての取り組みについてですが、北海道釧路

総合振興局を通じた民間事業者からの候補地照会に対しましては、昨年の7月から現在まで、開運9丁目13番地ほかの約5万4,000平方メートルの町有遊休地を8社に提案しております。

また、企業誘致の観点から、太陽光発電に対しての振興策等を策定する考えはないかとお尋ねですが、本町では振興施設等の誘致にかかわる支援を振興条例に規定しておりますが、大規模太陽光発電所については、現状、整備資金の助成対象となっております。

当該候補地の提案につきましては、町有遊休地の貸付または売却としてエントリーをしており、本町振興条例による整備資金の助成対象に加えることは、振興委員会のご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

なお、誘致することとなった一般事業場等の施設として太陽光発電設備に対する問い合わせがあった場合は、事業種別の基本関連施設かどうかを勘案し、振興委員会のご助言をいただき総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般住宅の太陽光発電整備に対する町独自の助成制度の創設についてのお尋ねですが、まず、これまでも申し上げてまいりましたが、地球温暖化対策としての太陽光発電システムの導入促進につきましては、基本的には国の重要な施策であり、国が方向性、計画等を明示し、総体的に行うべきものと考えております。

お尋ねの町内業者の経済効果の点につきましては、住宅政策を推し進める上で、これまで同様、引き続き町内経済の動向に意を配し、地元事業者への発注機会の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

なお、太陽光発電の現状として、平成23年3月より電気事業者の太陽光発電の買い取りに要した費用は、すべての電気の需要家に対し従量制により電気料に付加されており、太陽光発電を設置するしないにかかわらず、負担することとなっております。

環境問題に対しては、それぞれがそれぞれの任務を行うことが必要と考えておりますが、前述の付加金に加え、個人の財産である住宅への支援に対する町行政の公平性をどう図っていくかという視点もありますことから、現状、独自助成制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） バイオガス発電に関しましては、農協と共通の認識の構築を図って取り組んでいきたい、その中で協議会を設置し、また先進地視察等も行っていきたいという、非常にバイオガス発電に関しましては、すごく前向きな、本当に一歩前進した取り組みをなされるというように認識して、私も評価したいなと思いますけれども、往々にして協議会設置といってもなかなかどうも途中であやふやな状況になってしまう。やっぱりこれはきちっとした中での話し合いを持って取り組んでいていただきたいなと、そういうふうに思いますし、特に先進地視察ということに関しましては、今日本国内でなかなか技術的な開発というのがおこなわれているという中で、当然この先進地ということになりますと、国内なものか、外国なものか、もし答弁できる範囲内であればお聞きしたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほど答弁のときに、耐震改修で町が助成しているのではないのかなというお話でありま

したけれども、耐震改修、それから例えば障害者・高齢者住宅等のリフォーム等については、施策として皆さんのご理解をいただきながら進めさせていただいております。

これ何回も同じ答えをして申しわけないのでありますけれども、太陽光発電というのは、平成24年7月1日から新たな特別措置法が設置されますけれども、それによって電力会社が非常に高く電気料金を買取るということでスタートするわけでありまして、そのことによってかなりこれが経済として成り立つということが明らかになってきて、国がそういった方向性を向いて、いわゆる市場としてそれが存在するようになってきたということに関して言いますと、あえて町独自として支援をする必要はないのではないのかな。

逆に言うと、電気料金をこのために余分に負担をしなければいけない人たちのほうに逆に私は向くべきではないのかと思っております。もし考えるのであれば、そういった方向ではないのかなと思っております。

それから、バイオマスにつきましては、先ほどもお答えをしましたが、現状では国のほうがやはりこのバイオガスという燃料に対して余り注意を払ってこなかったということもありまして、国内産業がまだ育っていないのが現実だと思います。国内で有数の施設であります士幌、それから鹿追町の施設等々についても、外国の機械ということで、やはり運営にかなり苦慮されているという実態がありまして、本来的でありますと、先ほど申し上げましたように、この温暖湿潤な北海道、それから冷涼な気候に積雪地帯という北海道の自然条件に合った技術体系を早く国内の業者が確立されていくことを願っておりますけれども、この新たな特別措置法が施行されるということになれば、これもまた市場としてのかなり魅力は出てくるのではないのかと考えております。

したがって、現状では確かに道内で別海、士幌、鹿追等々、いろんな先進地はありますけれども、やはり本場を見るべきではないのかなということで、今視察を考えておりますのは、これはJAさんとも協議しながらですけれども、多分ヨーロッパになろうかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと。

○議長（平川昌昭君） 1番・松下君。

○1番（松下哲也君） バイオガスに関しましては、本当に標茶町としては初めての、農協としても初めてですし、町としても初めてということでは、これらに関しましては本当に投資額もすごく大きなものになると思いますので、かといって、やはり私は環境対策、また水道の水源地の上流に位置している本町としては、これは本町としてはこういう対策をとっていますということを管内的にもきちっとした姿勢を示すことが大事な務めであるというふうに思っておりますので、ぜひともこのバイオガス発電に関しましては、農協と十分な協議を詰めて行っていただきたいなと思います。

太陽光発電に関しましては、過去の町長の答弁と全く変わらない答弁でございます。ことしの7月から新しい特措法でもって電力の買取り料金が決定される。確かに太陽光発電をしている人、また、していない人も一律電気料金がそれにオンされてきていると。それは太陽光発電をしている人もしていない人も払わなければならない。それに対する考え方というのは、町長はそれは持っているとは思いますが、やはりそれはここだけではないですよ。全国一律にどこで発電されているかわからないところの料金も我々は払っていかなければならない。じゃ、標茶でもやったらどうなのでしょうかと、1つ町民としての

意見もございます。

他町村と比較するというのは私も正直言って好きなことではないのですけれども、現実として、ことしの冬に私のところにも来ましたが、太陽光発電パネルを設置しませんか、国からの助成はこうです、道からの助成です、自治体からの助成はこうですと。いや、実は標茶はその助成制度はやっていないのですよと説明すると、ああ、そうなのですかということが、多分ほかの町民の方々もそういう経験をされたのではないのかなと。私も実際にそういう経験をしております。

そういう中では、昨年も町民からの陳情も請願もありましたし、陳情もありましたし、意見書も出された。どちらにしても、この助成制度ということに関しましては、町長の考え方もわからないわけではないのですけれども、町民の要望というものはやっぱりかなりあるということだけはまず認識をいただきたいなと、そういうふうにもまずお願いしたいと思います。

ただ、あと見方を変えまして企業誘致の観点からということで、この件に関しましては、新聞各社からいろいろと連日のように報道されておりますけれども、釧路にメガソーラー建設、まだ水面下ですけれども、もう一つの隣の町にもかなり、31メガワット、水面下で進んでいると。やはりこういう中でなぜそういう企業がそういう町を選んだかということは、その中にはすべて自治体がすごく協力的であったというコメントが新聞には書いてあります。いかにこの町の姿勢といいますか、やっぱりそういうものがそういう時代に入ってきているというか、私、昨年のT P Pの町民決起大会、そのときに慶應大学の金子教授の講演をいただきました。その中で、標茶は自然エネルギーの宝庫である。こういうふう非常にうれしい言葉をいただいたのですけれども、標茶イコール北海道なのです。北海道は自然再生エネルギーの宝庫なのです。そういうのも現実として報道されております。北海道全体が自然エネルギーの宝庫であるという中では、これに各町村でメガソーラー、十勝管内、釧路管内にも相次いで今、ことし、企業が進出して設置するということですが、先ほども言いましたが、北海道全体がそういう自然エネルギーの宝庫であるということでは、そういう企業が入ってくるのがいわゆる産地間競争のような状況に入ってくるということでは、標茶でもやっぱりそういう振興策といいますか、企業が入っていきやすいような体制をとるのが、早く言えば遅いのかもしれない。でも、やっぱりこれはやるべきではないのかなと私は思っておりますけれども、そこら辺についてのご意見を、町長の考えを聞いて、私のこの質問を終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

2点に関しての質問だと思いますけれども、まず企業誘致の考え方につきましては、これは先ほどもお答えをいたしましたように、私どもとしてできる情報についてはこれからも積極的に推進をしてまいりたいと思います。

また、先ほど議員がご指摘になりましたように、多くの企業が参入をしてきていると。

これは外国も含めてなわけです。特に太陽光につきましては、太陽光の今技術に関して言いますと残念ながら日本のものが一番安いわけではないわけでありまして、多くの外国企業がこの新たな特措法以降の展開について、いわゆるビジネスチャンスとして考えているということは事実だと思います。ご理解をいただきたいのは、世の中で経済が成り立っていく以

上、それが行政としてどうするかというのは、これは経済が成り立たない領域で公共政策というのがあると私は考えておまして、この太陽光発電に関して言いますと、もう既に現状において経済の中で動いているというぐあいに考えております。

ただ、やはり今回の特別措置法の中で懸念をされているのは、これは全量買い取り義務ではないのですね、電力会社が。安定供給のために電力会社がある程度量を決定できる、それから単価については第三者委員会が、それからまた期間についてはということになっております。電気を有効活用するためには、3・11以降大きく議論された中では、発電送電の分離という問題もまだこれについては結論が出ておりませんし、またスマートグリッド、このやはりヨーロッパの先端的な技術の普及というのが非常に重要になってくると思います。また、太陽光の買い取り制度につきましても言えば、買い取りの価格を高くすれば早く普及しますが、いわゆる利用者の負担がふえる。これはたしかスペインだったと思いますけれども、余りに高い買い取り価格を設置したために、大混乱が起きた。また、あのカリフォルニアの大停電という問題もあります。いろんなことをやはり考えていかなければいけないのですけれども、基本的にはもう経済ベースで動いている問題だというぐあいに考えておりますので、町として限られた財源の中で独自に支援する必要性はないというぐあいに私は考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 1番・松下君。

○1番（松下哲也君） 質問をやめると言ったのですけれども、最後にもう一点ですけれども、企業誘致の件に関して、経済ベースで動いているというのですけれども、町独自でお金を出して太陽光パネルを設置するとかそういうのではなく、大手の企業がやっぱり釧路管内というのはすごく適していると。メガソーラーには釧路は最適地という新聞の記事もあります。そういう中で、管内の市町村に企業が進出してきている。その中でやっぱり遊休地、町有地、そういうようなところに設置をしていただいて固定資産だとか、賃貸であれば土地の賃借料が町にもきちっと入ってくるということで、町自体がお金を出すのではなく、そういう企業に進出してきてもらって、それがあある町では、この町は国内最大級の31メガワットのパネルらしいのですけれども、国内最大級を売りに観光や企業誘致に結びつけたいという町長のコメントも載っております。

そういう中で、やっぱり標茶もそういう企業誘致といいますか、そういうことに対する取り組みは、これはこれからそういうことに対する産地間競争、先ほども申し上げましたけれども、北海道はそういう自然エネルギーの宝庫であるということでは、標茶だけではなく北海道じゅうがそういうことで誘致に動くのではないのかなど。そういうことに対する標茶町としての体制だけはきちっととっていただきたいなということを最後にもう一点、そこ町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

企業誘致等々の関係につきましては、既に道を通じての問い合わせ等々についても、情報等については提供しておりますし、これからも積極的に進めてまいりたいと考えております。

それと、もう一点つけ加えさせていただきたいのは、今発電、発電ということを随分皆さんおっしゃいますけれども、これはやはり二酸化炭素の排出削減ということがもっと前にあ

るべき問題でありまして、例えば太陽光につきましても、それを温水として利用する技術というのが日本にはかつてありました。これはやはりちょっといろんな訪問販売のトラブルで普及しなかったわけですけれども、熱利用ということから考えていけば太陽熱温水器のほう効率的だということは、これは学者さんも申し上げておりますし、またそれからバイオマスの利用に関しても、果たして発電がいいのか、これを熱として利用するのがいいのか、それからバイオマスの中の木質材、木質バイオマスにつきましても、本町には6万ヘクタールという森林があるわけでありまして、この林地残材の利用等々についても、発電にはならないかもしれないけれども、いわゆる二酸化炭素、温暖化ガスの削減の方向という形で言えば、私はやはり本町にとりまして取り組むことが重要だと、そういうふうと考えておりますので、ぜひあわせてご理解を賜りたいと思います。

○1番（松下哲也君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で1番・松下君の一般質問を終了します。

次に、4番・本多議員。

○4番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、平成24年度の町政執行方針ということで2点ほど伺いたいと思います。

平成24年度の予算案、そして町政執行方針5点を主要施策として提起されました。私は、昨年の6月の定例会において、本町の基幹産業、特に酪農政策について、町長の所見を伺いました。現在、酪農家の、そして町民の喫緊の声を聞きますと、標茶の酪農はどうなってしまうのだろうか、あるいはまた商工会を中心とした市街地の皆さんの声は、酪農が元気にならないと私たちは生きていけなくなる、そのような動揺と不安が広がっております。

産業振興を願う町民の声を町長はどのように受けとめておられるのでしょうか。本年度23年度3月末には、新たに10戸ほどの搾乳中止あるいはまた離農者が出ると聞いております。

農家経営は自己責任が基本であることは言うまでもありません。TPP、EPA、FTA、外圧の厳しさがさらに増しております。突発的な理由で経営をリタイアされる農家が今後増大することが予想されます。本町の酪農も危機的な立場にあることは言うまでもありません。いま一度活気あふれるまちづくりの喫緊の課題として、本町酪農政策について再度町長の所見を伺いたいと思います。

第1点につきましては、平成23年3月に計画されました32年度を目標にしております標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画、あの数字はどのようなデータをもとに、どのようなメンバーで計画されたのでしょうか。

特にその中でお聞きをしたいことは、酪農家戸数のあり方。搾乳頭数の増大のあり方、1頭当たりの乳量の増大のあり方、さらには乳牛の産次年数の、特にこの2点についてお伺いしたい、このように思います。

さらにまた、標茶町第4期総合計画の第4章第1節農業の展開方向の中で、数多くのメニューが示されております。施策の体系7項目について、平成24年度予算案の中でどのように政策執行される計画があるのか、伺いたいと思います。

1番目には「担い手の育成」、2番目には「環境と調和した農業の推進」、③に「農業支援システムの充実」、4に「安全・安心な産品づくり」、5番目に「多様な生産活動の推進」、6番目に「農業生産基盤の整備」、最後に「農業応援体制の確立」ということが7項目として出

されております。ぜひともこの項目について本年度の24年度の中で、繰り返しますが、どのような執行計画がなされておるのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番・本多議員の平成24年度町政執行方針についてのお尋ねにお答えをいたします。

標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画の指標数値がどのようなデータをもとに、どのようなメンバーで計画されたのかとお尋ねにお答えをいたします。

酪農・肉用牛生産近代化計画、いわゆる酪肉近計画は「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」で規定されており、農林水産大臣が定めた基本方針並びに知事が定めた都道府県計画の内容と調和する市町村計画を市町村長は定めることができるとされています。

本町の酪肉近計画策定に当たっては、町内関係機関が持つ、肉畜等に関する調査、乳量表、農業概況、作況調査、デントコーン調査、中山間対象地データ、農地台帳、分娩データ、北海道酪肉近計画から数値を拾い、目標値を設定したわけですが、北海道計画では、酪農家戸数は現況7,860戸、目標6,860戸、経産牛頭数が現況49万500頭、目標48万7,000頭、経産牛1頭当たり乳量が現況8,050キロ、目標8,900キロ、産次年数が現況3.5、目標5と定められており、これらの数値との調和を図りつつ推計をしています。

1点目の酪農家戸数につきましては、これまでの本町における減少率から目標年戸数を単純に計算しますと220戸程度となるわけですが、この数値が目標戸数としてひとり歩きした場合の酪農関係者に与える心理的影響も考慮し、努力目標として、経営支援システムの充実強化や多様な経営継承の取り組み等を進めることで減少に歯どめをかけ、260戸と設定したところであります。

2点目の搾乳頭数、1頭当たり乳量、産次年数については、農家戸数や経産牛頭数の減少が見込まれる中で生産を維持するため、飼養形態や飼料生産体系別に目標となる経営指標を設定し、経営指標ごとにシミュレーションを行い、積み上げたものでありますが、いずれもさきに述べたように、北海道計画との調和も図りながらの作業を行ったところであります。

なお、どのようなメンバーで計画されたのかという点につきましては、素案の作成は町農林課で行い、JAの営農部、経済部、釧路地区NOSA I中部事業センター、農業委員会事務局、釧路農業改良普及センター、町農林課の各担当者で構成する関係機関会議で協議検討し策定をしておりますし、北海道にも意見を求め、異議ないとの回答を得、決定をしております。

次に、第4期総合計画の施策の体系7項目が平成24年度予算案の中でどのように政策執行されるのかとお尋ねであります。事業の中には、例えば中山間地域等直接支払交付金事業のように複数の効果を期待する事業も多いため、強いて事業予算を項目ごとに分類すると、1点目の「担い手の育成」については、新規就農者支援事業、ニューホーム推進事業、農学ゼミナール運営事業が該当し、811万8,000円となります。2点目の「環境と調和した農業の推進」については、農地・水・環境保全向上対策、下水道コンポスト汚泥処理の233万6,000円、3点目の「農業支援システムの充実」は、中山間地域等直接支払交付金事業、農業関係資金利子補給補助事業、標茶町育成牧場管理運営など11事業で6億7,149万9,000円、4点目の「安心・安全な産品づくり」は、家畜防疫事業、乳牛検定及び乳用牛改良団体運営事業で

600万7,000円、5点目の「多様な生産活動の推進」は、綿羊生産で434万2,000円、6点目の「農業生産基盤の整備」は、ふるさと農道緊急整備事業、畜産担い手育成総合整備事業、エゾシカ駆除対策など17事業で3億7,812万7,000円、最後の「農業応援体制の確立」は、食材供給施設管理運営委託業務、牛乳消費拡大事業、しべちゃブランド形成事業で4,005万8,000円となります。

総合計画は、標茶町の目指す姿と町政の基本的な方向を定めた、長期的視野に立ったまちづくりの指針であります。内容については、住民アンケートや町内会、地域会、各団体からの意見聴取を経て、総合計画審議会、町議会でご議論いただいてでき上がったものであり、各年度における具体的施策は、総合計画に沿った形で、かつ効果的事業展開となるよう意を配しておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。

特にその中で、1番目と2番目に分けて再度質問をしたいと思います。

32年を目標としているその計画の中で、戸数の問題あるいはまた搾乳頭数の問題、1頭当たりの乳量の問題、産次年数というふうに分けましたけれども、特に私は一番町長と話をしたいことは酪農家戸数の問題であります。これは先ほどの黒沼議員もいろいろ指摘をされておりましたけれども、極めて今標茶の酪農家が減少しているということは十分町長もご存じかと思っております。

今回3月に、私、件数を10戸と言いましたけれども、まだ確定をしていませんのでこういう公の場でちょっと言うのはどうかと思うのですが、しかしながら農協のほうとの調査の中ではそんなことを聞いておりますので私はあえて10戸と申し上げますけれども、ある大学の教授が標茶の酪農の実態を過去ずっと調査しておると。と同時に、今標茶農協が3カ年のいわゆる地域計画をまた組んで、間もなくでき上がると思うのですが、その中で私が一番気にしたことは、農家戸数がとにかくこれ以上減ってはならないですし、減らしてはいけないというふうに思ったことは、50歳以上の現在の経営者がいらっしゃいますけれども、50歳以上の経営者の方で後継者がいないというふうにアンケートに答えた方が100戸ある。100戸なのですね。そして、50歳以下で今経営者がいるかと聞いたら、多分継ぐだろう、あるいはまだ未定というのが100戸というふうになっている。そんな数字をちょっと見ますと、この先自然にといいますか、離農にはいろんな原因がありますけれども、単純に後継者がいないという中で減る戸数がこの数字で100戸あるのではないか。これは本当に私たち第1次産業、私も搾乳をしていますけれども、大変なことになるのではないか。これはぜひとも、中ではこれ多分260戸というふうにこの計画の中ではなっただと思うのですが、ではこの中でぜひ搾乳農家が260戸になった場合、あるいはまた220戸に万が一にもなった場合はどうなるのかというようなことも、これは大変な本町にとっての、行政がこんなことを書いたということでおしかりを受けるかもしれないけれども、やっぱり事実は事実としてある程度の数字は出しながら、その施策を私はきちっと守っていく、あるいはつくっていくべきだろうなと思うわけです。

さらにまた、ある意味では搾乳頭数の増大、いわゆる規模拡大ということがまだこの中で

もうたわれております。果たして日本の農業あるいはまた北海道酪農、特に標茶の酪農はそうですけれども、ほとんどの方々が家族労働での酪農経営を営んでいることは十分町長もご案内のとおりです。したがって、今離農していく多くの方々の中には、奥さんが腰を悪くした、あるいは息子がけがをした、あるいはまた息子がヘルニアになってしまった、いろんなそんな理由で離脱していく農家がたくさんあるわけです。そんなことも加味すると、まだここで規模拡大しなければならないのだろうか。私は、これらもやっぱり政策の一環としていま一度考えていただきたいですし、さらには乳量の増加、1頭600キログラムの平均でもって産乳量をふやすということは、これはとんでもないといえますか、これはかなりの努力をしないと私は大変な数字になってくるだろうと。

さらにはまた、産次年数ですけれども、3.5でもって産次年数を切っています。私が高校のころから勉強してきたことは、経済動物である以上できるだけ長く牛は飼いなさい、できるだけ長く牛の乳は搾りなさいということを私は習ってまいりましたし、今もそのつもりでいます。産次3.5ということは、5歳か6歳ですよ。常識的には一番産乳量の多いときなわけです。こんなことをやっぱり目標に持つというのは、まことに申しわけないけれども、もう少し研究する材料があつてしかるべきかなというふうに私は思っているのですが、まずこの3点いかがでしょうか、町長。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私もまさにそのとおりだと思っております。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） すばらしい。私も町長と酪農に関しては、経営に関しては、同感を得ていただけたなということで、私も酪農の端くれでよかったかなと思っているのですけれども、しかし余談はさておいて、今の標茶の酪農の現状を踏まえてみるときに、再度繰り返しますけれども、酪農家戸数を260戸にやっぱり踏むということは非常に厳しいでしょうし、私はまたそれなりに260戸であれば、とにかく今よりも1戸でも減らさないという観点に立った行政のあり方、それをいま一度見詰めていただきたいということで、第2点のこの計画の中でどのように24年度の予算の中に示されているのかということを実はお聞きしたわけです。

特に今この7項目について、ずっと金額を町長述べられました。私もかなり急いで数字を書いたわけですけれども、ただ残念なことに、23年度の計画と重立ったいわゆる酪農施策、重点施策を何にするのだ、この標茶の酪農を守るためにどういう施策をつくるのだというのが、私は予算計上上、私不勉強なものですから余り見えてこなかったものですから、ここで改めて施策とともに予算の中で標茶の基幹産業酪農を守るために産業の位置づけをどうするのだという、やっぱり力強い町長の施策方針の中で何を重点に、確かに7項目これすべてを施策の中に取り入れて満遍なく力を入れていただくこと、これが本当にやっぱり喫緊になるかもしれませんけれども、しかしながらよく町長が言われる厳しい財政の中だとすれば、今の1次産業を守るために政策として何をまず第一番先に取り上げていくのか、これをまず私はお聞きをしたいと思うのですが、町長お願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけれども、ご理解をいただきたいのは、離農をやめさせるということを行政としてということには、議員も過去にJAさんの理事を

経験されておりますので、そのことについては行政としてのある程度の限界があるということとはご理解をいただけたと思いますし、そういった離農が減らないような形で酪農全般をやはり振興していくために、過去からも町としては例えば草地開発であるとか、ふん尿処理施設整備であるとか、いろんな意味で規模拡大を中心に行いたいという農協さんの意向は意向として、私どもは家族経営といいますか、そういった経営も必要であろうということで、例えば前向きの資金に対してのみJAさんが支援を考えたときに、そうではなく、家族経営の方のいわゆるプロパー資金に対しても同じような水準で実施をすべきではないのか等々について、私どもはやってきたということはぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、新年度予算の中でということになりますと、新たな事業としてはありませんけれども、これまで私どもとしては考え得るだけの支援というものを考えておりますし、また昨年、酪農学園大学との地域連携協定を結ばせていただきまして、その中で3年間の中で農家経営、それから環境、例えばエゾシカであるとか、いろんな問題提起をしていただくことになっております。そういった中で、新たな事業展開というのが出てくるのではないのかと考えておりますし、私はやはり昨年いろんなご批判もありましたけれども、昨年、農家、それからJAさんとともに実現をいたしました私はしべちゃ牛乳の取り組みというのが、やはりこれからのスタートになるというように考えておりまして、町内各地で意欲ある農家の方がしべちゃ牛乳をもとにいろいろな取り組みをされている。そういったことに対して今後いろいろな支援ができるのではないのかと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 私、再度町長にお願いといいますか、私も先ほど言いましたように酪農家の端くれですから、その立場の中でぜひいま一度町長にお考えをいただきたいことは、農協といたしましても、当時、中期計画を組んだときには、20万トンの標茶の生産目標を持っておりました。その後、18万トンに下降修正し、今ではまた17万トン、ぎりぎり厳しいなというようなことで計画を多分組むかもしれませんが、ここで農家戸数の減ということが、私何回も言いますが、地域の崩壊ということがどれほど地域に住む者にとって、これからの経営のあり方、あるいはまた社会コミュニティーのあり方、ひいては学校問題からすべて戸数が減るということは、標茶のまちづくりにとっては大きな打撃になることは本当に私が言うまでもなく町長も理解できると思うのですが、現実私たちが地域にいますと、それがもう起こってきているのです。戸数がどんどん減っていく。搾乳農家が減っていく。このことがどれだけ地域コミュニティー、地域づくり、まちづくりにとって必要なのかということは、改めて私は町長に本当に認識をしていただきたいわけですよ。

そんな中で、具体的な施策ということを私はいま一度町長にお願いしたいことは、確かに言われるように、離農を防ぐということはなかなかこれは容易なことでは私はないと思っていますし、前段申し上げましたように、いわゆる自己責任ということから考えますと、それが町が介入することはなかなか妥当で私はないと思いますけれども、とにかく戸数を減らさないということと、第1次産業におけるやっぱり経済力をこれ以上落とさないということだと私は思うのです。乳量で言えば、17万トンはとにかく切らないような努力をいかにすればいいのか、まず1つこれをいま一度施策の中で重点施策として、町長、いかがでしょうか。

7項目、これすべて私やっていただきたいです、隔たりなく。でも、失礼ですけれども、今の1次産業に対する振興施策では、酪農民は多分今の町政には納得してもらえないと思います。いかがでしょうか、先ほど総務委員会での所管事項で述べられておりました。これから町理事者のほうで検討されると思いますけれども、どうすれば戸数をとにかく維持できるか、あるいはまた経済力を保つために、単純に言う乳量の生産枠を落とさない方法を考えていただくことを再度お願いいたして、町長にいま一度見解をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 酪農家の減少に対して、私も非常に危機感を持っているということは先ほども申し上げましたし、ただこの問題は経営の問題でありまして、これは決定すべきは農協さんだと思います。農協さんであり理事者だと思います。理事者の方が決定されているわけですから、そのことに対して私どもがどうこうということは、これはできないということはぜひご理解をいただきたいと思ひますし、そういった状況にならないように、酪農全般の振興ということで私どもも行政としてそれなりの対応をさせていただいてまいっております。

新規就農対策に関しても、確かに前回の農業振興会議等で今日的な現状を踏まえたときに、今までの標茶町の新規就農対策について言えば、やはり検討が必要ではないのかということをご指導農業士の皆様方からご指摘をいただいております、そういった新規就農対策については……、でも現状の新規就農対策を決定されたのは農協さんとの話し合いの中で、標茶町農協としてはこういう形でやるという中で私どもはやってきたわけでありまして、他町村に比べてこの施策に関して標茶町が劣っているとは私は決して思っておりません。ただ、方法としてそれが適切であったのかどうか。例えば別海町であり浜中町みたいな形の研修農業制度がそのときに選択をされなかったのは、これは農協さんでありますので、私どもとしては、それに対して同じようにやるということは言えなかったということ。ただ、それはその時点においては標茶町農協は標茶町農協として方針を出されて進まれてきたわけです。ただ、それが今日的な状況の中でどうなのかということで、未来ファーム等々の動きが出ているということでありまして、また公社営のリース農場を中心に町の支援を考えていたのを、経営継承という形の中で考えていきたいということは、先ほどの委員会の報告のとおりであります。ただ、これにつきましては、やはり実際に経営されている農家の皆さん方、指導農業士の方はご案内だと思いますけれども、多くの方が農協の理事もしくは理事経験者の方々でありますので、そういった意味で具体的な方向性が出てくるのではないのか、そういった場合に行政としてどのような任務、役割を担っていくのかについては、検討してまいりたいと思っております。

ただ、私は、やはり今日的な、多分先ほど本多議員が産次数の指摘をされました。これが何でこういう形になってきたかということをお考えた場合に、やはり結局私どもは消費者の皆さんが1年を通じて3.8の牛乳をずっと欲しいのだと、安定的に欲しいのだというぐあいに、結局そのことが流通のニーズとしてありましたけれども、消費者のニーズとして伝わってきたわけでありまして、でもしかしながら現実問題で消費者の皆さん方がそういうことを望んでいるかということとそうではないわけでありまして、このTPPという問題を契機に、

やはり消費者の皆さん方に私ども生産者が安全なものをどれだけ安定的に効率的に提供していくのかということについて言うと、消費者のニーズにきっちりと向き合わなければ私はやはり日本の酪農農業というのにはあり得ないのではないのかなと思っておりまして、そのことについていいますと、私はこれはいろいろな場面ですと申し上げてきたつもりであります。これからも一番大事なのはそういうことでありまして、そういった中で消費者の皆さんがどういった牛乳を望んでいるのかを的確にとらえて、それにやはりどうやってマッチした生産を組み立てていくのか、そのことが一番大事だと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 最後に、町長にいま一度お願いをしておきたいと思っております。

さすが町長、酪農のことについてはプロとお聞きしております。素晴らしい持論を展開されておりますけれども、ただ、今のお話を聞いていまして、ここでやはりこういう小さな町、基幹産業を持つこの町として、JAはJAですとか、行政は行政と、今そのような縦割りのような考え方を持っているのは、私はぜひともいま一度再考していただきたいという気が特にいたしました。時代の変化でもってどのような詰めがあったか私はよくは存じませんが、しかしどうか、何回も繰り返しますけれども、農家戸数を私は減らさないと。減らしたくないという施策をいま一度ご確認していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 答弁は。

○4番（本多耕平君） いや、いいです。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番・本多君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、不妊治療助成事業における交通費補助をということで質問いたします。

平成24年1月1日、厚生労働省が報道機関あてに発表しました平成23年人口動態統計の年間推計によれば、出生数105万7,000人、死亡数126万1,000人、自然増減数マイナス20万4,000人と推計されています。

また、長期人口推計によれば、平成23年でのゼロ歳から14歳の人口は約13%、15歳から64歳までは63.5%、65歳以上は23.3%となっています。10年後の平成33年には、それぞれ10.6%、59.4%、30%となっております。さらに20年後のゼロ歳から14歳までは8.6%となっており、10%を下回った推計となっております。

政府としても少子高齢化問題は医療・介護制度、年金制度などさまざまな国策に影響を与え、対応を迫られておりますが、現在では抜本的な打開策に至っておらず、険しい道のりだと感じております。

現在、厚生労働省の指針により、北海道では特定不妊治療費助成事業が行われております。1回の治療につき15万円、通算5年、10回を超えない範囲で助成を受けることができます。顕微授精に至っては、1回の治療費が40万円から60万円と高額な上、確実に子供を授かるというわけではないので、治療も複数回に及ぶケースもあります。また、不妊治療で高度医療を中止してしまう理由の8割が、経済的な理由であると調査が出ております。

地域的な問題も表面化しております。北海道内では特定不妊治療費助成事業指定医療機関は27カ所ございますが、そのうち20施設は道央圏に集中し、道東では北見市に1施設あるのみです。さまざまな理由で道東から札幌の医療機関に出向くには交通費、滞在費も高額となり、経済的、精神的な負担も大きくなっているところがございます。

標茶町内の人口減少対策として、また国の少子化対策への標茶行政の積極的な姿勢として、不妊治療交通費助成は有効な手段だと感じていますが、町長の所見を伺います。

また、町内関係部署に伺ったところ、不妊治療の相談というのは直近ではほぼないというふうに向っております。それにはプライバシーの問題であったり、あるいはメンタル的な要因があり、なかなか相談しにくいのではないかと考えられております。しかし、不安を抱えている方や悩まれている方のためにも、町の広報等で制度の周知などが望ましいのではないかと思います。所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の不妊治療助成事業における交通費助成をの
お尋ねにお答えをいたします。

本町における人口動態は、平成18年度から平成22年度までの過去5年間では、出生数340人、死亡数499人、転入1,573人、転出2,014人で、自然増減では159人の減少、社会増減では441人の減少となっております。

また、平成22年国勢調査による年齢階層別人口は、ゼロ歳から14歳までが1,055人、12.73%、15歳から64歳までが4,884人、58.95%、65歳以上が2,346人、28.32%で、国立社会保障・人口問題研究所による平成32年の本町の推計人口は、総人口7,414人、ゼロ歳から14歳までが694人、9.36%、15歳から64歳までが4,014人、54.14%、65歳以上が2,706人、36.5%と推計をされております。

特定不妊治療費の助成事業は、体外受精及び顕微授精の治療費が高額であり、経済的負担が重いことから、都道府県、政令都市、中核市が厚生労働省の特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施した場合、費用の半額を国が助成する制度で、北海道でも平成16年4月1日から開始されているところであります。

北海道の助成の内容は、議員ご案内のとおり、1回の治療について15万円を限度とし、1年度目は年3回、2年度目以降は年2回で5年間、通算10回を限度に助成されております。

特定不妊治療の医療機関は、事業の実施主体である都道府県、政令指定都市、中核市が指定することとなっており、北海道では道央圏に20医療機関、道南圏に3医療機関、道北圏に3医療機関、オホーツク圏に1医療機関が指定されているところであります。

お尋ねの人口減少対策及び少子化対策としての不妊治療交通費助成についてであります。特定不妊治療はプライバシーや倫理上のさまざまな極めてデリケートな問題を含んでおり、人口減少対策及び少子化対策として論ずることには、あくまで慎重であるべきと認識をしております。基本的には個人の尊厳にかかわる問題であり、その対応については十分な配慮と広範な視点からの検討が必要であると考えております。

したがって、特定不妊治療は特定疾患等、他の疾病と同列に扱うものではないと判断をしており、現状では町独自の制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、町広報による制度の周知につきましては、平成16年10月号で周知したところですが、不妊についての相談センターである北海道不妊専門センターが開設されていることから、町広報による制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 町長の答弁の中で、現時点では交通費の助成というのは検討しないということだと受けとめております。

非常にデリケートな部分ということでは私も同じ意見なのですが、核心の部分言えば、地域格差が出てしまうと。やむを得ず北見ではなくて札幌の医療機関まで出向くとなると、道央圏の治療を受けている方より明らかに経済的な負担は大きいというふうに思われます。そういった中で、十分な治療費、用意されている方ばかりではないという部分と、あとは先ほど町長もおっしゃっていたように、非常にデリケートな問題です。ちょっとしたことが治療に影響を及ぼすという意味では、治療費もそうですけれども、交通費、そういったものが不妊治療に当たるご夫婦の大きな負担になるのではないかと。それを解消するために、地域格差を解消するためにはぜひ必要ではないかというのがありまして、改めて今この場でお答えをいただくという形ではありませんが、ぜひ検討していただきたいというのが1つと、あとは現在27カ所ある施設のうち釧路には今1施設もございません。過去に検討はされている病院さんがあったと思うのですが、その辺について経緯を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 担当課でわかりますか。

釧路でなぜということに関して言うと、ちょっと私どもに関してはそこら辺の情報等については持ち合わせておりませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それと、議員に私先ほど申し上げましたように、この問題は非常に個人の尊厳にかかわる問題でありまして、産む産まないという問題を当事者でない方が論ずることについて私はいかなものかなど、そのような基本的な考え方があります。

それと、ここに住んでいるから病院が遠いということで、こういう言い方をすると非常に失礼かもしれませんが、どこに住むかと決めるのはこれ本人でありまして、例えば標茶町で住むと決めた方は標茶町にメリットがあるから住んでいるわけなので、標茶町で住んでいるから遠いから交通費の助成をしろというのはちょっといかなものかなど思っております。

それと、これは去る先日の全国紙にこういう読者の投稿欄がありまして、子供を授かることができず、最後の頼みの綱とも言える不妊治療専門外来の扉をたたきましたが、失敗の連続で数年が経過しました。不妊治療は、精神的、身体的、経済的な大きなダメージを伴います。中段は省略をいたしますけれども、2人の人生にとって大切なのは何か、別の生き方の模索も大切なことかもしれないと思うのでしたという、こういった考え方があるわけでありまして、私はやはりこういった方々の思いをあるがままに受け入れるということも一つの生き方であり、当事者でない方々がいろいろなことを聞くのは、これはやはり極めて慎重にならざるを得ないというのが私の考え方でありまして、ぜひご理解を賜りたいと思いますし、

その病院のことについてもしわかれば。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 特定不妊治療の医療機関の問題であります。釧路管内におきましては、日赤釧路赤十字病院で特定不妊治療を行えるように検討した経過はあるというふうに聞き及んでおりますが、課題は医師の確保であったということで、指定医療機関になることができなかったというふうに私どもは聞き及んでいるところでございます。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 質問は以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 教育問題についてお伺いをいたしたいというふうに思いますが、深見議員のように教育現場に携わったこともありませんし、自分自身も子供を育てて、今現在、学校教育等々に触れておりませんでしたので、一生懸命勉強はしましたけれども、ご質問をしたいというふうに思いますので、ぜひご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

新しい学習指導要領においても、「生きる力」理念は継承され、子供たちに学力、豊かな心、そして健康な体とバランスよく育成することが求められております。

平成24年度の予算編成に関する新聞報道があり、それによりますと学力サポートプランとして町独自の学力テストを実施するとありました。生きる力を育成するための具体化の一つとして町独自で学力テストを実施すると受けとめました。どのようなテストなのでしょう。

町が実施しようとしている学力テストとは、既に管内の町村で実施または実施しようとしているものと同じCRTと呼ばれている市販の標準学力調査と生活・学習意識調査ではないのでしょうか。

また、その実施日、対象学年、教科を教えてください。

北海道は全国学力・学習状況調査の点数が、先ほどもお話ありましたが、全国平均よりもぐっと低いということで、昨年、道教委は平成26年までにこの全国学力・学習状況調査の点数を全国平均まで引き上げるという方針を明らかにして、それに基づいて放課後の補習、チャレンジテストなど、さまざまな学力向上策が実施されていると聞いております。全国学力・学習状況調査は2007年度から開始されましたが、当時の文科省は検査から知り得るのは学力の一部であるとしておりましたが、現在は点数が子供の学力すべてであるかのような指導が現場に入っているとされておりまして、この学力検査は全国学力・学習状況調査の点数を上げることを目的としているのではないのでしょうか。

本年の教育行政方針では、生きる力を育成するためには校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となつてと示されております。しかし、この学力検査の実施を検討するに当たって、各学校現場の意見を一切聞かずに実施を決めたとも聞いておりますが、その実態はどのようなものでしょうか。

子供の学力は各学校現場の教職員が一番理解をしていますし、学力は点数だけで決められるものではありません。授業内容が定着していない子供に対しては、その背景、社会状況、

家庭の経済状況や家庭環境、子供の生活を含めて子供の状況をとらえ、個別的にも勉強を教える時間を確保しながら学習指導することが大切と考えますし、指導に当たっていると聞いております。これも深見議員が先般の議会の中でも学習指導要領によっても触れておりました。縦からの一方的な押しつけだけではなく、もっと各学校での教職員の話し合いをした上で、各学校の要望を聞き、判断することが大切ではなかったのではないのでしょうか。

さらに、この学力検査の集約はどこで行うのでしょうか。集約結果は授業改善や校内研修における仮説検証、学校改善プラン等に生かすとするならば、集約は各学校でし、点数の公表はせずに各学校で利用するという原則に立つべきではないかとも考えますが、いかがでしょうか。

教育効果の向上のために、個に応じたきめ細かな指導の充実がうたわれております。昨年、一般質問でも取り上げられておりましたし、9月議会で採択された少人数学級を求める請願について、少人数による教育は児童生徒一人一人に教師の目が行き届き、きめ細かな指導につながるとその利点を認めておりましたし、請願は受けとめており、検討中であるとも答えておりますが、どのように検討されたのでしょうか、伺います。

少人数学級を求める保護者のお一人から手紙をいただきました。その手紙の最後に、「町は人をつくり、人は教育によりつくりられます。家庭教育、学校教育といろいろありますが、教育はすべて将来への投資だと思います。標茶町にも未来への投資をいただけるように」と結ばれております。標茶の未来を担う子供たちです。ぜひ少人数学級を町独自で実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、私と同じ考えでしたので引用させていただきますが、途中抜かしますが、今年の12月の釧路新聞のコラムが掲載されてありました。その文章を引用させていただきます。「釧根地域の学力テストの成績は低い、かといって卑屈になることはない。教育は触発でなくてはならない。単に知識を教え授けるだけなら、『教』はあっても『育』ではなく、人間を育てることはできない。偏差値が低いからといって、別にそこで勝負がつくわけではない。にもかかわらず、有名高校から有名大学へとレールを敷こうとしている。詰め込み教育に傾斜していくことのほうが怖い。それよりも人間性だ。教育に求められているのは、この1点ではないだろうか。とにかく学力テストなどわきに置いて、おおらかな子供を育ててほしい」。

終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の学校教育についてのご質問であります。学習サポートプランとしての町独自の学力テストの実施問題につきましては、教育長からお答えいたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 9番・鈴木議員の学校教育についてのご質問にお答えします。

1点目の町で行う学力テストはどのようなテストなのかという内容についてであります。議員ご指摘のとおり、使用するテストは業者が作成する標準化されたテストを想定しています。分類は、先ほどお話ありましたように、CRTといって、他人との比較ではなく、学習した内容が目標基準に照らしてどれくらい到達したかがわかり、基礎・基本、活用力、書く

力など新学習指導要領で重視されている力がどの程度ついているかをきめ細かく把握できるものであります。

また、子供の学力と生活・学習意識の間には密接な関係があることが指摘されていることから、質問紙調査を併用し、家庭と連携した取り組みを行えるようにしています。

2点目の実施日等についてはありますが、実施日は12月中旬を考えておりますが、ある程度幅を持たせ、学校の実態に合わせて設定します。

対象学年につきましては、学力検査は小学1年生から中学2年生まで、生活・学習意識調査は小学2年生から中学3年生までを考えております。

教科につきましては、小学1、2年生は国語、算数、小学3年生から6年生は国語、社会、算数、理科、中学1年から2年は国語、社会、数学、理科、英語です。

この調査の目的は2点あります。1点目は、新学習指導要領下において、子供たちが学んだ内容がしっかりと身につけているか、学習の状況はどうかなどを一人一人の学習状況を的確にとらえ、その子の実態に応じた指導の工夫や改善を行うこと、2点目は、学校と家庭が子供の学習状況や課題を共有し、連携協力して学習に取り組めるようにすることです。テストの結果そのものが目的ではなく、その後の指導に生かし、子供たちに確かな学力を身につけさせることに重点を置くものであります。

3点目の実施の手順についてはありますが、新学習指導要領の実施に伴い、子供たち一人一人の学習状況をしっかり把握した上で、指導の手だてを講じることが極めて重要であることを各学校で認識しているところであり、委員会でもこのことを重視し、学校を支援していきたいという思いが根底にあります。

また、実施に当たっては、校長会を通して学校の状況やニーズをお聞きし、学校現場にできるだけ無理のない時期、範囲で行うよう配慮しております。

ただ、最終的には、この事業は子供たちのためになると委員会が判断し、町の事業として行うものであります。

したがって、学校による差はかえって子供たちの不利益を招くこともあることから、町教委が主体となって準備を進めてきたということにご理解賜りたいと思います。

4点目の集約につきましては、分析についてはすべて業者が行い、結果は学校、各家庭に戻ります。学校では分析後、返却されたデータをもとに、授業改善はもちろん、学級懇談や学級経営の資料、校内研修、学校改善プラン、学校評価などさまざまな分野に活用が可能となり、工夫次第によっては事務作業の軽減にもつながってまいります。

したがって、活用においてはもちろん各学校で行うものでありますが、この調査の目的や活用の可能性からも、町として予算化し継続して実施することで、よりその利用価値が高まっていくものと考えます。何よりもこれからの社会に生きる子供たちに確かな学力を保障するために、町全体で考え、支えるべきとの思いから行う事業であることにご理解を賜りたいと存じます。

5点目の教育効果の向上のため少人数学級を目指すべきとの考えについてのお尋ねですが、少人数学級の基本的な考え方につきましては、昨年6月議会、12月議会の一般質問でお答えした経緯がありますが、少人数による教育は、児童生徒一人一人に教師の目が行き届き、きめ細かな指導につながったり、児童が落ちついた環境で学ぶことができるという一

定の効果があると思われます。

国におきましても、より質の高い義務教育を推進するために、少人数学級を推進することの必要性を認め、平成23年4月23日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」において、公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数も国の基準を40人から35人に引き下げたところであります。

また、附則第2項及び第3項において、今後も小学校2年生以上の少人数学級について、学級編制の標準を順次改定すること、その他の措置を講ずることについて検討していくとあります。これにより平成24年度からは、小学2年生で学級編制基準の改正を行わず、研究指定の加配で35人学級を実施することとなっております。

義務教育は、憲法、教育基本法等からして一定の基準による教育の機会均等、教育水準の保障が基本であると考えます。町村単位により学級編制に違いが生じることは、教育格差が拡大し、教育水準の維持への影響が懸念されるものであり、少人数学級の実施は国、都道府県が責任を持ってすべきものと考えます。

また、仮に町村独自で教員を任用することは、採用ノウハウ、身分保障、他の教員との格差、研修機会の対応、人事交流など、多くの課題があるものと考えられます。

教育委員会としては、少人数学級実現をこれまで国、北海道教育委員会にも働きかけておりますし、今後も改定の早期実現に向けて積極的に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 通告の仕方が悪かったのか、町長の答えが教育委員会にというふうに言われてしまって、正直言ってがっかりしましたが、私は町長に聞いたかったのは、少人数学級にすべきだという点で新年度予算に盛り込まれていなかったということがありまして、町長の少人数学級、前回の議会答弁でも答えて少人数学級のよさを認めておりましたから、その辺で町長の考え方に触れていただきかったなというのがありまして町長にという答弁を求めましたので、まずは町長に少人数学級の考え方について、教育長から今延々と述べられましたけれども、ぜひ町長の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

教育行政に対する考え方につきましては、これは教育委員会の意向を尊重して考えておりますし、先ほど教育長からお答えしましたのと私も同じように認識をしております。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 少人数学級についてはあれだけの議会議論もありましたが、保護者の方々の思いが請願採択という形であられたということだというふうに私は認識をしておりました。しかし、町長も教育長も考え方には少人数学級の教育効果については認めつつも、道教委なりにという考え方ですので、これ以上お話ししても平行線をたどるなというふうに思ひます。

教育長が最後に少人数学級に対して道教委等々にもというふうに述べられておりましたので、ぜひ少人数学級については国や道に対して積極的な働きかけをしていただきたいという

ふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 私、6月定例会、12月定例会につきましても、基本的な考え方を申し上げましたし、先ほどの一般質問の中にもやはり義務教育は国がしっかりと制度を維持していく、そしてそれを支えていく人材は都道府県で行っていくというその基本をやっぱり守っていかなければならないのではないかと私自身は思っていますし、これからもそう考えています。

実は、2月3日に町長と、道の教育長に会いに行きました。ということは、35人学級をぜひ当初の計画どおり、23年に1、2年ができなかったということもありますけれども、24年には2年、3年にということで拡大してほしいという要請もしてまいりました。

ただ、道教委としては、1人当たり教員が例えば五、六百万円になると、これをやることによっては本当に12億円あるいは15億円、16億円の予算が必要なのだという言い方もされておりますし、もう一つは道教委が行っている少人数学級の実践研究事業というものがあります。ということは、これは平成16年から小学校1年生では35人学級、それから小学校2年生では平成17年から、中学校1年生では平成18年から、1学年2学級以上の学校に対して行っているのですね。我々はたまたま1学年1学級になってしまっていますから、それまでの拡大もぜひお願いしたいということのお話も申し上げてきました、要請してきました。ただ、これにつきましても、現在ではその対象校になっているのは全道では44市町村で218校だということで、これをふやすことによって教員が100人なり200人が必要になるということで、これもなかなか現実的には道財政も考えますと簡単にはお答えできないのだという言い方でしたので、ただ、これは基本的には国が保障するという形になりますから、ぜひ文部科学省のほうにもその辺の考え方を、全道の市町村からそういう要請もあると、早期実現に向けてくれということの要請をしていただきたいということの話も当然しましたし、その直接的な方法ではないのですけれども、道の退職教員等の外部人材活用事業、こういったものもぜひ活用しながら、いろんな授業改善に向けて取り組んではいかがというようなお話もありまして、これらについても学校現場と協議しながら、その取り組みについても検討していきたいなど、こんなふうを考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ぜひ外部退職者の人材活用等もさらに検討をしていただきたいなどというふうに思います。

それで、先ほどのこのテストの関係ですけれども、結果として、新聞では独自と書かれておりましたけれども、管内でそれぞれがやると。全国学力テストみたいなものを管内でやっているというふうに受けとめますが、12月実施ということですが、結果として幅を持たせたいというふうに答えておりますから、もう一度各学校現場において議論させてはいかがでしょうかね。

というのは、私はテストを否定しているものではありません。要するに、学力を判断するための一部でもありますから、テストが絶対だめですよということを言っているわけではないのですよ。やっぱり現場の教師の方々が毎日の教科の中で個々に合った授業をされているというふうに理解をしておりますし、どうしても定着されない子供に対しても、あらゆる努

力はされているのだというふうに私自身は受けとめております。だとするならば、なお、テストについて、調査についても、学校の現場の状況を聞きながら実施するということが、私はもっと学校現場の思いといいますか、そういうものを受けとめてくれるのではないかというふうに思うのですが、もう一度その辺を伺っておきたいというふうに思いますし、実施時期につきましては幅を持たせるという言い方をしておりますので、ということは各学校で一斉に12月にするというのではなくて、各学校に合わせた学校状況によって実施させるというふうに受けとめていいのでしょうか、まず聞きたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 学校現場のほうにということのお話でありますけれども、このテストは実はほとんどの学校がやっているのですよ。ただ、一定の期間でやることに對して異論のある方がおられるということなのですけれども、これについて私ども、先ほどの1回目の質問にあったのですけれども、独善的に勝手に決めてやっているというような話ではないのですよ。これ校長会や何かを通してながら、ちゃんと相談しながら、であれば町全体で、これ教育水準を維持するためには一学校でやるということではなくて、これは教育委員会が、一市町村がしっかりやっていかなければならないのです。どこの学校にいても一定水準に、それこそ教育を保障しなければならないのですよ、教育水準を。そういった意味から、統一して子供たちの状況を把握しながら、しっかりと本当に個々一人一人の状況を把握しながら課題を見つけて、それを指導改善に生かしていくという、そういうやり方をしていきたいということの思いがあって、今回こういう一斉に、そして財政的な支援もやっていこうということで予算化したということでもありますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 本当に町独自の財政的支援ですから、そのことに関しては私はすばらしいことだというふうに思うのです。そのことに関してですよ。

ただ、子供たちが一人一人の学習が身についているかいないかというのは、やっぱり現場の先生が一番知っていますし、例えば2年生のときのテストを今の2年生にさせたとしても、前回の結果と個々が違いますから、昨年の今の子供たちが1年生のときにやったのではないですから、そこの判断というのは私はつかないというふうに思うのですね。

ですから、何度も言いますが、先ほど校長会で現場でと言いましたけれども、私が聞き及んでいるのは、校長からストレートにこういうテストをやりますよというふうに聞かされて初めてわかったと。ですから、それは校長会に教育委員会がこういうテストをやりますからという報告をされて、校長も縦割りから来ているから、各職場に、現場の先生方に12月ころにこういうCRTテストをやりますというふうな報告を受けたのだというふうに私は受けとめているのですね。やっぱり教職員が本当に頑張っているのですよ。だとすれば、このテストであれ、もう一度現場の皆さんに話し合いをさせて時期的な問題も含めて検討させるという考え方に立たないのか、伺いたいなというふうに思いますし、さらに先ほどの答弁で業者が集約すると。それも個人のプライバシーをしっかりと守るという業者の確約があって業者に集約させるのだらうというふうに思います。

先ほど、学校と家庭に集約結果を配布するというふうに言いましたね。違いますか。そこを確認。ということは、各学校には例えば標小の結果は磯小に公表させるとかということは

しますか。その辺まず確認しておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 校長に、何か上意下達式でやったというような言い方をしていますが、先ほど言いましたように、ほとんどの学校、全部やっているのですよ。ただ、時期がばらばらなのです。だから、それを校長会のほうに相談しまして、であればどういう形にしたほうがいいですかということも含めて相談して、そしてこの問題を行っていきましよう。なぜかという、先ほども言いましたけれども、この町村の中で学校によって差をつくるということ自体が、これは教育委員会としてはやってはいけないことなのです。そのところをやっぱり理解していただきたいなと思います。そういう意味では、今回このようにやっていきたいと思っていますし、先生方は当然教えていますから一番現状がわかると思いますけれども、ただ統一的にどのレベルにあるかということも含めて、どういうところに課題があるということについても、一定程度共通のものでやっていくことによって全体のレベルといいますか、そういうものもわかってきますから、それで今回こういう形でやりたいと。

それと、一時的に例えば全国学力・学習状況調査については、その年度だけの学年しかないのですよ。ということは何かといたら、6年生と3年生なのです。6年生は小学校、3年生は中学校。それだけなのです。継続ではないのですよ。私どもはこれから継続的にその辺をしっかりと検査しながら、そして課題を継続的に把握しながら、子供たちに指導していきたい。そういう思いがあって今回こういう形にしているということもぜひご理解いただきたいと思いますし、業者にどうのこうのというのは、当然しっかりとした、その辺をやる業者を選定したいと思っておりますし、ましてやその教職員の皆さんには負担をかけないで、そういった課題を改善につなげるような資料をつくっていききたいというふうに思っていますし、当然私ども全国のほうの学力・学習状況調査のお話のときも何回も答弁しておりますけれども、これは競争だとか順位をつけるためにやるのではないのですよ。一番大事なことは、子供たちのためにということなのです。そこをあえて公表に結びつけなければならぬかという、そういう考え方は私どもは一切ありませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 教育長が一生懸命答えられている、それは受けとめます。ただ、継続的にやっていくとしたとしても、ことしの2年生は来年は3年生ですよ。そうすると、2年生のときの点数というのは、ことしは出てこないのです。要するに、個々が違うということをまず受けとめてほしいというふうに思います。

それと、先ほど業者云々ではなくて、業者さんはちゃんとプライバシーを守りますよということを行っているというふうに理解しています。公表するときに、さっき言ったように、学校、家庭に結果を報告するよということは、家庭においても子供たちの学力をしっかりと受けとめてくださいという意味で家庭に返すというふうに思うのですが、学校間で公表するのかということ。要するに、さっき言ったように、標小の結果を磯小に教えるのかと。そうになると、うちの標茶の子供たち、1人の子もいます、学校においては。そうになると、その子の学力といいますか、それもわかってしまうというプライバシーの問題もありますし、今度

は先ほど教育長が言ったような学校間の競争、序列にも、いや、標小は磯小に負けてしまうとかという、そういう序列化にもつながってしまうのではないかというふうに思うのです。本当に標茶の子供の学力をというのであれば、その結果はやっぱりその学校できちっと集約して、集約のもとに指導していくということが私はよりベターだというふうに思いますし、そのことも家庭に返すのであれば、保護者の方々も個々の子供たちの学力を示す上では指導されるのだろうというふうに思うのですが、公表についてもいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほど申し上げたのですけれども、そういうところを公表とかそういう順位につながるようなことはしませんと言っていますので、ぜひそこを理解してもらいたいのですよね、私。

それと、実施時期なのですけれども、何で12月にやるかということなのです。それは、4月から11月までの教えたことが定着されているかどうかということ判定して、3学期のほうの改善につなげていきたいということなのです。そういう意味で12月に実施したいということ、その辺もぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 道教委から、どうしても、ちょっと話すうまく言えませんが、全国学力テストの結果が、先ほども触れていましたけれども、道教委の答弁の中で平均にまで引き上げたいという、そのことでもってどんどん子供たちにテストをやらせて、そしてその結果をもとにテストになれさせるというか、そういうような思いがあるのかなというふうにどうしても受けとめざるを得ないです。

そして、2月6日付で事務連絡で道教委のほうから文書が多分行っているというふうに思うのですが、チャレンジテストをこの年度末内にやりなさいというふうに、そしてそれがさらに、その問題というのは過去5年間の学力テストの中から問題を抜粋してつくり上げていてということが書かれて、そういう文章が多分入っているのです。その辺で年度末にやれということで、うちの教委としては各学校に通知したのですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけれども、全国学力・学習状況調査の学力を上げるためにやるのではないかというような何かちょっとお話みたいですが、私どもはそういう考え方は一切ございません。

だから、先ほどから申していますように、これ今までずっとやってきているのですけれども、統一してやることにやって、あるいは財政的な支援をやることによって、学校の軽減負担にもつながりますし、改善というのは共通認識になって改善ができるということも、そういうメリットもありますし、全学年で行うということは個々の子供たちそれぞれに成果と課題がはっきりしますから、課題のある場合については改善に向けて進めていくという、そういうためにやるということも、ぜひご理解いただきたいと思ひますし、チャレンジテストの活用についてでありますけれども、これについては詳細ちょっと把握していないので、後ほど室長からお答えさせていただきたいと思ひますけれども、道教委が進めている平成26年までに全国の平均点がいかなければならないということに、私たち呼応して物事をやるという考え方はありません。あくまでもこの標茶は標茶の考え方。

ただ、申し上げますけれども、基本は、これこそ憲法だとか教育基本法にもきちっと定められておりますけれども、義務教育ですから一定の教育水準を保障しなければならないという立場にありますから、そういった意味からしても、我々はやっていかなければならない面もあるということもぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） チャレンジテストについてお答えしたいと思います。

道教委が作成しているテストというか、問題なのですけれども、これについては、春、秋とそれから学年末というふうに定期的に配布して、各学校で取り組んでいただいております。

先ほど教育長から申し上げたとおり、全国学テ、目標云々ということが言われていますけれども、やはり同じように、学力はつけなければいけないということはもちろん同じ方向だと思います。ただ、目の前の町の子供たちにとって、やはり全国の平均であるとか、そういう感覚というのは、私もありません。やはり学校を平均で比較することの意味のなさというか、この町については大規模校でも65人、中3でも70とか、そういうレベルです。2人とか、今後1人ということもあり得ますし、そういうところで平均で語るということの意味のないということは、語るまでもないのかなと思っております。

チャレンジテストにつきましては、点数を上げるというよりも、これ日常的に宿題で出したり、家庭学習で配布したり、あるいは学校によってはチャレンジテストをみんなでやりましょうというふうに朝学習で取り組んだり。各学校においては有効に活用していただいているというふうに判断しています。というのは、問題を買えば1人幾らと。今、著作権が非常に神経質な時代ですので、我々としても、学校としても、著作権フリーの問題を教師がつくらないでできるということのメリットをうまく活用して、子供たちの学習に生かしているというふうにとらえているところです。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） わかりやすく教えていただきましたので、教育長が言うように標茶は標茶の考え方で実施をしていると。確かに教育水準というものは確保しなければならないということは理解をしていますし、かといって道教委の言うような点取りのような形にならないように、ぜひ現場との話し合いを重視していただきたいと思いますというふうに思いますが、1点そここのところもう一回確認しておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 今までも一方的に、過去のいろんな質問の中にも上意下達だとかかなり言われる場合も私あるのですけれども、私は決してそういう考え方で物事をやっているのではないということをぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終了します。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

(午後 4時54分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9番 鈴 木 裕 美

署名議員 10番 田 中 敏 文

署名議員 11番 熊 谷 善 行

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成24年3月7日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 7号 農業用施設の処分について
- 第 2 議案第 8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 3 議案第 9号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地
保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 5 議案第11号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 6 議案第12号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第13号 標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第14号 標茶町水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 第 9 議案第15号 標茶町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第16号 標茶町図書館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第17号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
議案第18号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第19号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第20号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第21号 平成23年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第22号 平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第12 議案第23号 平成24年度標茶町一般会計予算
議案第24号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第25号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第26号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 平成24年度標茶町病院事業会計予算
議案第29号 平成24年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |

7番 後藤 勲 君	8番 舘田 賢治 君
9番 鈴木 裕美 君	10番 田中 敏文 君
11番 熊谷 善行 君	12番 深見 迪 君
13番 川村 多美男 君	14番 平川 昌昭 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課長	玉手 美男 君
企画財政課長	佐藤 弘幸 君
税務課長	高橋 則義 君
管理課長	後藤 英之 君
住民課長	妹尾 昌之 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	表 武之 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲男 君
指導室長	青木 悟 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉彦 君
議事係長	服部 重典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度から実施中の畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区において本年度完成した農業用施設を受益者に売却するためのものございまして、金額は事業費事務費の合算額から国の補助相当額を控除した額となっております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

農業用施設の処分について。

町は、下記の平成23年度畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというもので、売却先は標茶町字西標茶61番地3、高橋明、財産種類はスラリーストア1基、売却金額は1,339万8,000円であります。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君) ちょっと確認だけさせて下さい。

スラリー1基なのか作業名はわかりませんでしたけれども、12月の補正の時にこの種の施設西標茶地区の売却、たしか設計変更されて1,364万2,000円に補正をしたかと思うのですよ。その分が今回の売却金額につながっているのかなと。1,639万8,000円なのですが12月で補正したときの金額と差額が出てるのですが、この辺がこのスラリーとはまた違うものというか、付随したものが仮にあるのかどうか合わせてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長(平川昌昭君) 休憩いたします。

休憩 午前 10時05分

再開 午前 10時07分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

12月補正で計上させていただきました公有財産購入費273万2,000円の減額につきましては、公社から町が買い取るときの価格でありまして、これが当初に比べまして減額がされたということで措置をしております。今回につきましては建設利息を控除した額でということでありまして、若干の差異がでている状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今答えた建設利息の関係が24万4,000円位あるというふうに理解して良いということですね。

（「はい」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 議案第8号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案につきましては、上砂川町の砂川地区広域消防組合への加入により消防関係の共同処理する事務について砂川地区広域消防組合において取り扱うことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第2（第3条関係）の共同処理する団体の規約変更が必要になりましたので、本案を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める、というものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成23年12月2日付で経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方特別法人税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が交付され、さらに平成23年12月14日付で地方税の一部を改正する法律が交付されたことから平成23年度分の課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことからご提案申し上げます。

改正する内容につきましては、町民税では個人町民税の均等割の税率改正、退職所得に係る税額控除の廃止、町たばこ税における税率改正等であります。

標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページへまいります。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては議案説明資料と合わせてご説明いたします。

資料の2ページをお開き下さい。

議案第9号資料により改正内容のご説明をいたします。

区分、町たばこ税、改正項目1、たばこ税の税率、関係条項は条例第94条です。改正する内容は、町たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから1,000本につき644円引上げ、5,262円とするものであります。なお、道たばこ税から同額が引き下げられるので全体での税額に変更はありません。施行は平成25年4月1日から、適用は施行日前に課した町たばこ税は、なお従前の例による、というものであります。

次に区分、町民税、改正項目2、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等、条例附則第9条、条の削除でありまして、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止というものであります。施行は平成25年1月1日から、適用は施行日前までに支払う退職手当に係る所得割については、なお従前の例による、というものです。

次に町たばこ税、3、たばこ税の税率等の特例、条例附則第16条の2、旧3級品の町たばこ税の税率を平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから1,000本につき305円引上げ、2,495円とするものです。なお、道たばこ税から同額が引き下げられます。施行は平成25年4月1日から、適用は施行日前に課した町たばこ税は、なお従前の例による。

次に区分、町民税、4、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、条例附則第19条、雑損控除対象となる雑損失の範囲について、「1年」を「大規模災害等の場合は3年」に延長するというものであります。施行は公布の日からとなります。

次に改正項目、5、個人の町民税の税率の特例等、関係条項は条例附則第22条です。改正内容は条の追加であり、平成26年度から35年度までの10年間に限り、個人町民税の均等割の税率を500円引上げ3,500円とする。なお、個人道民税につきましても500円引上げることから、全体では1,000円引上げの5,000円とするものであります。施行は公布の日からとなります。

4ページにまいります。

参考として、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定され、この法律の趣旨は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策で全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため臨時の措置として改正するものであります。なお、この税制上の措置に伴う財源確保額につきましては、個人町民税均等割の引上げに伴うものが10年間で1,971万円、退職所得に係る個人住民税税額控除の廃止に伴うものが756万円、合わせまして2,727万円と見込まれます。

次に、議案の6ページにお戻り下さい。

中段の附則であります。ただ今までの説明と重複いたしますので、説明を省略いたしま

す。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） たばこ税のことについて伺いたいのですが、先ほどの説明で消費する側にとっては道の条例と合わせてプラスマイナスはないということであります。たばこ吸わない私にとって嬉しいのか悲しいのかわかりませんが、そういう意味では住民に負担がかからないという点ではいいのかなと思うのですが、参考までに聞いておきたいのですけれども、国の方は消費量は下がったけど税率を上げることによって300億円近い税収が入ったという報告がされています。標茶町の場合はあれ以降どのくらいの消費量で、町のたばこ税の増収はこれは後の予算案の話になるのですけれども、余り見込まれてないのですけれども、その辺のことをお知らせ願いたいと思います。それから、逐条でないので続けて質問しますけれども、道民税と市町村民税の話なんです、これは均等割で500円ずつということで1,000円ということなんです。説明願いたいのですけれども、結局住民税のかからないところからみるとたとえば年所得100万円ぐらいの人でも均等割の増税がかかってくるのではないかというふうに思うんですね。年所得どのくらいの人からこの1,000円の増税になっていくのかという復興税ですけれども増税になっていくのかということをお教えいただきたいことと、私が調べた結果、年所得100万円くらいだったらワーキングプワの人たちにもこの税金の増税がかかってくると、こういう復興税については復興のためにみんなが力を出し合うことについては反対ではないのですが、均等にこういう人たちにも税金がかかるということなのかどうなのか、聞いたら東北三県の被災地の人たちも全部かかるんですよこれね。そういうことからいってどんなふうに考えているのかということですね、事実とね。それから国会の答弁の中では地方団体の判断で税率の引上げを行わないことも可能という答弁してるんですね。それで、町長の裁量というのがここにあるんでないかと思うんですねその可能性がね。どのようなお気持ちでこれを提案したのかその辺のことを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） はじめにたばこ税のお尋ねであります、この後に補正予算の中で提案申し上げる予定であります、若干の補正を予定しております。昨年が決算額で6,387万6,000円、2月末現在の数字であります、6,901万6,000円ということで、消費量は落ちていますが平成22年の税率改正約40%の税額が改正されておりますので600万円ほどの増収になっております。

それから、個人の町民税の均等割の関係であります、均等割の非課税の基準がありまして本人一人の場合は28万円、給与収入に直しますと年収93万円ほどになります。

それから、配偶者または扶養家族等が一人おられますと一人ごとに17万円の加算というふうになっております。

それから被災地の方にもかかるという部分につきましては、参考資料のほうにも記載させていただいておりますが、基本となるのが東日本大震災復興基本法という法律が上にありま

してこれに基づいて、この財源を確保するために地方税法のほうも連動して改正されておりますので、復興基本法の理念のため日本全国で取り組むんだということで被災地の方々についても一律に改正するものだというふうに考えております。それから条例の中でということは今回条例で法の改正を受けて条例提案しております。均等割につきましては、町の独自の判断で減額することも可能であります。現在の3,000円の部分も減額は可能であります。本町の場合は全国的な決まった統一した金額の中で税収を確保するために行っております。今回の500円の引上げにつきましても必要なものを確保するためということで今回の予算の中でも例えば公共施設の耐震改修事業ですとか開発センター、磯分内酪農センター、それから虹別酪農センターの改修を予定しておりますし、また、消防費の予算の中でも個人住宅用の耐震改修の助成費、それから非常用食料の確保等、施策の歳出の中でもありますのでその一部として10年間に限りということですので、財源確保のためにも条例改正は必要だというふうに判断いたしました中でご提案申し上げたところであります。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ただいま課長のほうからご答弁申し上げましたように、震災の復興に関しては私は全ての国民が痛みを分かち合うべきだということには常々申し上げまして、今回国の方からこういうことになりましたので、本町としてはそういった形で進めてまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今の町長のご答弁は、私も全くそのとおりでというふうに異論はありません。それから、課長が先ほど最後の方でおっしゃったことについても異論はありません。ないんだけど、税金の取立て方でどんな所得の人も一律1,000円取立てると、こういう税金の取立て方の仕方に疑義があるのです。応分の税の取上げ方というのが国会で決まったって言うけれども、裁量権は地方団体の判断で税率については任せると書いてありますから、そういう意味ではそういうことについては心配はされてないのでしょうか。先ほど均等割の部分でも相談があれば引下げることでも可能だっておっしゃいましたけれども、具体的にはどうすればいいのかそのことを含めて再度質問します。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 均等割現在の町民税で申し上げれば3,000円の部分につきましても町の裁量ありますが、本町の場合は国の基準と同額で設定してございますし、均等割のわからない部分ということでは基準がありますので、応分の負担は可能なのかなという判断の中で今回ご提案申し上げておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第10号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第10号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案につきましては、「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の一部改正条例の制定についてでございます。

本年度の給与改定につきましては、平成23年9月30日に人事院より国家公務員に対する平成23年度給与勧告がなされたところであり、本町職員の給与の取り扱いにつきましても、平成23年第5回臨時会において官民格差解消の部分につきまして、ご承認をいただいたところでございます。

今定例会にご提案をいたします内容につきましては、平成18年第4回定例会でご承認をいただきました、給与構造改革による給料改正の中で、改正時の給料額を保障する現給保障の経過措置を定めたものでございます。その経過措置を平成24年4月1日から1万円を上限に半額を減額し、平成25年4月1日に廃止する勧告がなされ、職員の給料の取り扱いにつきまして、北海道や管内市町村の動向も注視してまいりました。人事院勧告に沿い3月の定例会にご提案をするものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 附則第6条第1項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以後、同項による額からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

続きまして、へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。内容については一般職の改正と同様のものがございます。

第2条 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年標茶町条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2条に次の1項を加える。

3 附則第2条第1項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以後、同項による額からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） お聞きをしたいのですが、確認をするという意味で、一つはへき地保育所の関係なんですけど、うちのへき地保育所の関係、非常勤職員で賄っていると思うのですが、これ特に今回のこの給料の関係があるのかどうかまず一点聞かせてください。

それから、人事院勧告されて、平成18年の第4回定例会で給料の構造改革というのかしたんですけども、実は課長とも話したんですけども、ここでは一年間24年の4月1日から25年の4月の1日と書いてあるのですが、これを見ると1年間に見えるわけなのです。しかし、2カ年というふうに私も聞いてたのですが、給料の昇給の関係が1月1日ということであれば、それからぼうと2カ年になるのかなと、そういう意味で一回ではなくて二回給料を査定できるようになるというふうに考えるんですけど、その辺がまずいかがですか。できれば、わかりやすい例を上げて説明をしていただければありがたいなと思います。あくまでも、若い人たちを薄くして課長方のような高い人からいっぱいいただいたからということだと思っておりますが、そういうことも合わせてわかりやすく説明していただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 一般職の給与改定とへき地保育所給与改定同時にご提案をさせていただきます。人事院勧告に関しましては、従前から一般職、へき地保育所についても一般職の等級を使って給料改正をしている関係がございますので、同じように上がる率の時には、今年については0.23%ございましたが、へき地保育所についても0.23%の減額の措置がされているという中でいきますと、平成18年度の給与改定についても、へき地保育所

については現給保障制度が適用されている、一般職と同様に適用されている状態なので人事院勧告に基づいて改正する際については、今減額改正をしなければいけないという内容でございます。18年度の人事院勧告の際に、実は等級表の改正の給与構造改正がありました。それは8級制度の給料表が6級制に圧縮をしたという、なおかつ、人によって何級何号俸という等級で給料をいただくのですが、等級の号俸、1級3号俸と例えばあった場合、3号俸という給料が例えば10万円で、その次が12万円の2号俸だとする。その差2万円の差があったと、その2万円を四分割にする号俸に大きく細分化してしまったと、ということは、1号俸が5,000円刻みででき上がっていったという細分化をしようという考え方、それでなおかつ、8級から6級に変わることによって若年層についてはゼロ%の改正率でありましたが、中高年に関しては最高7%の改正が行われたということで民間較差との是正を考えて、中高齢者の給与を落とすということの始まりで18年度におきた。その際、7%落ちることによって今の給料表を落としにいったわけです。元々高いところの給料から7%の低いところに給料を発令をしにいったと、その発令することによって差ができますので、その差の部分を現給で保障しなければいけないと、給料を下げるということができませんから、その差の分を給料が上がって発令された号俸、毎年号俸も上がっていくわけですが、それに追いついていくように給料が上がると、例えば5年後にその人の給料が追いつくと、そのときには現給の保障はもうないと、年々歳々当初は2万円だったものが次の年には1万5,000円の差額、次の年には1万2,000円の差額という形で実施をされてきたということでもあります。それを時限をきってやらなかったわけですからその当時。永久に続くのだらうということでも10年あればだいたい終了するのだらうという感覚のもとに進んできて、今現在。その前に何回の実施なのかということでありましたから、2年目でなくなるという解釈をして下さい。ということは24年4月1日にこの現給保障を二分の一、1万円を上限にするのですけれども、いまの現給保障、例えば1万5,000円を現給保障で支払いをしてるとすれば7,500円半額ですから7,500円を支給しますと、7,500円についてはあきらめて下さい。25年1月1日に毎年普通昇給ですから、そのときにまた給料改正が行われます。そうすると、先ほどの現給保障がもう少し小さくなります。そこでまた、現給保障の金額が出るということで、たいてい2回はあるというように思っていて、2年目の始まりの25年4月1日にはもう現給は保障しませんという制度であります。例を言いますと、実際に50歳代の4級以上の職員が対象者であります。当初18年度に走ったときには、総勢220名の職員が現給保障の対象になっていました。今現在、1月1日ですけれども64名が残っています。今年で終わる方も数十名いますし、来年終わる方もいます。最高5年で全職員が終了するということでもあります。今300円という方が一番安い。300円です。一回昇給することによって全く現給保障しなくても高い給料に変わった時に、給料が4号俸上がるのですけれども普通昇給で、その時にはもうそれは解消されますので今までの給料ですずっと据え置かれてた支給額よりは幾らかは多く貰えるというかたちになります。最高試算のなかでは金額的には56歳程度、この方は4年ほどで整理されると、現給保障制度がされるのですけれども、その総額そのものは86万円ほど4年間で支給される部分が実はあったという部分もあります。

それを、24年度分についてのみ半額支給するということになると、12万円が支給されます。ということは74万円の本人にすると喪失になるということでもあります。人それぞれ年

齢にもよっても給料違う職員もいますし、単純に年齢だけではないという内容でございます。

以上です。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第11号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨ならびに内容についてご説明をいたします。

本案は、標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例で、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉施設が入所支援施設と通所支援施設にそれぞれ一元化され、知的障害児通園施設通園児の措置が市町村となったことにより、北海道医療給付事業の給付助成対象となったことと、助成額の計算に関する条項の追加を併せ、標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第11号、標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例（昭和48年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同条第2号中「入所している乳幼児（知的障害児通園施設に通所している者を除く。）」を「入所し、医療の給付を受けている乳幼児等」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる、というものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今の説明によると、知的障害児通園施設に通所している者を除く、が割愛されたわけです。道から町に、道がいままで措置していた分を市町村で措置することになるということですか。そうすると市町村の負担がこれまで以上に多くなるというように解釈していいのですか、ここの部分について。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 児童福祉施設の措置につきましては、これが今議員ご指摘のように都道府県がやるということで、北海道がされております。

今回通園施設に関しましては、北海道から市町村いわゆる自立支援法の障害者の関係もありまして措置が市町村の方に移るということで、そういう部分では通園児の措置の部分では、市町村の負担が道から移ってくるということになるというように考えております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 負担増というのは、ひとつその理由聞きたいのですが、どうしてこうなったのかという。自立支援法上げられましたけれども。そのことが一つと、どのくらい負担が多くなるのですか。それほど多い金額ではないと思うのですが。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 障害施策につきましては、地域で生活するという根本理念からきまして、小さいうちから地域で生活するというのがありまして、今回道のほうから市町村のほうに措置が移ったということで理解をしております。負担の関係ですが、現在のところ対象者は標茶町におりませんので、実際に負担がどのようになってくるかということについては把握できない状況だということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第12号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正する条例で、議案第11号と改正趣旨は同じくするもので、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉施設が入所支援施設と通所支援施設にそれぞれ一元化され、知的障害児通園施設通園児の措置が市町村となり、北海道医療給付事業の給付助成対象となったことと、助成額の計算に関する条項の追加と法制執務上の文言の整理を併せて、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第12号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年標茶町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「法令等」を「他の法令等」に改める。

第3条中「除き、ひとり親家庭等の母又は父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る」を「除く」に改め、同条第2号中「入所している者(知的障害児通園施設に通所している者を除く。)」を「入所し、医療の給付を受けている者」に改める。

第4条中「助成」を「助成の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第12号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

社会教育課長・中居君。

○社会教育課長（中居 茂君）（登壇） 議案第13号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が昨年50年ぶりに全部改正され、新たにスポーツ基本法として制定されたことに伴い、標茶町スポーツ振興助成条例のスポーツの定義でスポーツ振興法の引用規定があるため、必然的に改正の必要が生じたものであります。なお、新たなスポーツ基本法にはスポーツの定義は謳われておらず、従前のスポーツ振興法の定義内容をベースに、新たにスポーツ基本法第24条で規定されたスポーツとして行われるレクリエーション活動「スポーツ・レクリエーション活動」を加え、直接規定する改正を行うものであります。

なお、本案につきましては、2月24日に開催の教育委員会第2回定例会において、原案により議決をいただきましたことをご報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第13号、標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページにまいります。

標茶町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例。

標茶町スポーツ振興助成条例（昭和53年標茶町条例第32号）の一部を次のように改正するものです。

第2条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第2条に規定するもの」を「運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第14号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町水道事業運営委員会条例の改正で、委員は各地区の受益者代表と学識経験者から選ばれていますが、磯分内地区の公共下水道が3月1日に供用を開始したことから、磯分内地区受益者代表の委員を増やすために行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第14号。標茶町水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町水道事業運営委員会条例の一部を改正する条例。

標茶町水道事業運営委員会条例（平成12年標茶町条例第40号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第1項中「12名以内」を「13名以内」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する、というものでございます。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

◎議案第15号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第15号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町介護保険条例、標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例及び標茶町地域包括支援センター設置条例を改正するもので、介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の条項が改正されたことによる関係条例中の引用条項の改正と、第5期標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料の改正並びに法制執務上の文言整理が必要なことから、本定例会に提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第15号、標茶町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について。

標茶町介護保険条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町介護保険条例等の一部を改正する条例

（標茶町介護保険条例の一部改正）

第1条 標茶町介護保険条例（平成12年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改め、同条第4号中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。

第6条第1項第4号イ中「第51条の2」を「第51条の3」に改める。

以上は、介護保険法の改正に伴う引用条項の改正であります。

第7条各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「第38条」を「第39条」に、「28,900円」を「34,300円」に改め、同条第3号中「第38条」を「第39条」に、「43,400円」を「51,500円」に改め、同条第4号中「第38条」を「第39条」に、「57,900円」を「68,700円」に改め、同条第5号及び第6号を次のように改める。

（5）次のいずれかに該当する者 85,800円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く

（6）次のいずれかに該当する者 92,700円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第7条に次の2号を加える。

（7）次のいずれかに該当する者 103,000円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8）前各号のいずれにも該当しない者 120,200円

「第38条」を「第39条」に改める部分につきましては、介護保険法の改正に伴う引用条項の改正で、第1号から第6号まで、及び第7条に2号を加える部分は、「平成24年度から平成26年度」の保険料額の改定であります。

改正内容は、第1号被保険者の保険料で、3年を一期とし、高齢者人口や要認定者数に基づく介護サービスを推計し、保険料を定めているところでありますが、介護保険会計の円滑な運営を図るため、平成24年度から平成26年度までの第5期では、基準額は68,700円、月額

5,725円に改定するもので、所得段階区分を6段階から8段階とし低所得者への負担軽減を図るものであります。

改定の要因といたしましては、要支援・要介護認定者数の増加、要支援・要介護認定者数の増加に伴うサービス給付費の増加及び第1号被保険者の負担割合が現行20%から21%への増加が要因でございます。

第9条第3項中「第38条」を「第39条」に、「第4号ロ又は第5号ロ」を「第4号、第5号ロ並びに第6号ロ」に、「第2号、第3号、第4号又は第5号に」を「から第6号までのいずれかに」に改める。

これは、介護保険法の改正に伴う引用条項の改正であります。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該第1号被保険者及びその世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者及びその世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が町長に提出されている場合においては、この限りでない。

これは、保険料算定のためのただし書の追加でございます。

（標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例の一部改正）

第2条 標茶町指定居宅介護支援事業所設置条例（平成18年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第21項」を「第8条第23項」に改める。

これは、介護保険法の改正に伴う引用条項の改正であります。

第6条中「町長が別に」を「規則で」に改める。

これは、法制執務上の文言整理でございます。

（標茶町地域包括支援センター設置条例の一部改正）

第3条 標茶町地域包括支援センター設置条例（平成18年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第115条の44第1項」を「第115条の45」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

これは、介護保険法の改正に伴う引用条項の改正と号の整理でございます。

次ページへまいります。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の標茶町介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 次の各号に掲げる第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第6条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者43,200円

(2) 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者60,400円、というものでございます。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 当初予算の審議がこれから後で入るので、その前にこの条例が決まってしまうということで、少し詳しく質疑をしたいと思えます。

第一点目なのですが、今回の介護保険料の改定について、今まで町長からのご答弁もいただきまして、概ね理解はしているのですが、しかし、いずれにしても標茶が国の基準は遥かに超えて管内でもとうとうトップに躍り出たのではないかなというふうに思うのです。それでこの保険料の20%を超える値上げの主な根拠をはっきりさせて、今までも説明ありましたけれども、条例の提案ですのでまずはっきりさせていただきたいことが一つです。それから、説明はいくつかされると思うのですが、要因の一つに今回介護職員の賃金が15,000円程度引上げてきた処遇改善交付金、4月から打ち切ることになったんですね。この処遇改善交付金が今まで全額国費で行われていたのですが、打ち切る代わりに介護事業所に加算される介護報酬の財源というのが、保険料、利用料、国と地方の公費で補うという方針が出ています。ということは、処遇改善交付金が今まで国費であったのが、今度は保険料にも利用料にもかぶさってくると。打ち切ることによって国の支出というのが1,400億円ぐらい減るんですね。その分保険料にかぶさってくるといように考えていいのかどうか、これが第一点です。

二点目は、町長は先の第4回定例会でいろいろ説明伺いまして、私も納得する部分があったのですが、しかし、同時に最後のところで保険料の上昇については出来るだけ抑えるように努力していくともお答えになりました。それがどのように努力なされたのか、具体的に数字も出して説明していただきたいと。

三つ目ですが、収入が増加する見込みのない高齢者、第1号被保険者にとって、増加する方もいるかもしれませんが、概ね厳しいそういう高齢者にとって介護保険料の年間、私の試算では11,600円ぐらいの値上げだと思えます。これは暮らしを直撃することにもなりかねない。そこで負担軽減について今度の条例改正において、所得段階別保険料の設定の改定でも行われてますけれども、その他に何か考えてる、それでもなお厳しい家庭についての救済の考えを持っておられるのかどうか。

最後ですが利用料について今後ケアマネジメントの利用者負担の導入も含めて高い利用料を節約して、利用を控える利用者もいると聞くんですね。特別厳しい利用者については、利用料の減免等についての考えはあるのかどうか、この点について伺います。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 一つは、一番目の処遇改善交付金の関係です。処遇改善交付金

につきましては、本来介護職員の所得を上げるという目的でつくられたものでございます。実際にやった結果としては、直接結びつかなかったということも報道されております。今回はその部分も含めて1.92%の報酬改定となったというように理解をしております。

これについては、基本的には報酬の中に入ってくるということですから全額簡単に、処遇改善では1,400億円の国の支出が減ったわけですがけれども、これにかかわる報酬改定に伴う国の負担も基本的には枠組みの中ではふえてきますので、全額1,400億円全部が支出が減るというものではないというように認識をしているところでございます。

それから保険料の上昇を抑える努力をどのようにしたかということでございますが、今回の算定にあたりまして一つは条例の提案説明でも述べさせていただきましたが、要支援要介護認定者数が増大し、かつ、被保険者に対する割合も、本町は管内でも非常に高いわけですがけれども、当然それに伴ってのサービス給付が増えていると。サービス給付の被保険者にかかわるサービス給付部分では改定要因としては、保険給付分では一人当たり基準額で申し上げますが775円、それから20%から21%への第1号被保険者の負担比率分では279円、報酬改定分では63円ということで実際に5期の必要保険料を算定している中では、5,875円という数字が試算で出ております。これから、上昇を抑えるということで、道からの財政安定化基金の部分、これでは82円の減額になりますし、それからサービス給付につきましてはこれは必ず保険料を充当する割合が決まっておりますので、これは変えられません。それ以外に地域支援事業の部分につきましては、どれだけ市町村の裁量でどのように保険料を充当するかということでは出来る部分でございますので、これにつきましては今回68円、合計で改定の部分と、上がった部分と引下げれる努力という部分での150円を含めまして今回の基準額5,725円というようになったところでございます。

それと低所得者への対策ですが、第1号被保険者の保険料そのものについては条例で定め、サービス給付費にほぼ充当するというのが基本でございます。国保のように本来被保険者が負担する部分を一般会計等々から繰り入れして負担を軽減するという仕組みには介護保険の中ではなくておりませんので、この負担軽減については直接はできるということとはできないということをご理解いただきたいと思いますし、ただ本町では低所得者への生活支援対策ということでは、ホットライフ制度等々含めて低所得者への生活支援ということはやっているというように意識をしているところでございます。

それから利用者負担の軽減策でございますが、これにつきましては基本的に一定の現在でもありますけれども介護サービス利用料については高額介護ということで一定の所得別に負担軽減策があります。また最近では医療保険と介護保険の自己負担を合算して一定額以上超える高額介護サービスの給付もありまして、今回補正措置で増額も予定しておりますけれども、そのように一定の利用負担につきましては所得に応じてそれなりの負担軽減制度があるということで理解をしております。ただ町単独でどういように対応するのかということにつきましては、私の方からの答弁は差し控えさせていただきたいというように思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをさせていただきたいと思います。

ただいま数値的な部分含めまして住民課長が説明をさせていただきましたが、基本的には

議員もご承知のとおりこの介護保険制度の発足以来、地元でのサービス給付と負担という部分については、これはいかんともしがたいフレームがありますので、その中で動かなきゃならないということはお案内のとおりであります。その中で介護保険料につきましては、サービスの給付に比例していくということになってしまいます。これを解決するとすれば、スケールメリット、基本的には全国どこであっても介護サービスを受ける場合には同等というのが望ましい形ではないかなと私も思うわけではあります。しかしながら、今のところではこういう形になっていると。それで介護保険料のみで論じていくのもなかなか無理なところがあるかなというように思っているところがございます。これまでも様々な議員さんに指摘ございましたが、認定率はどうか、それからサービス給付はどうかということを含めての話になると思います。その中では福祉総体、福祉の語源を考えますと福祉はすなわち幸せということですから、そういう部分では介護保険料の安さを幸せとみるか、適正なサービス給付を受けることが幸せとみるか、それらを含めまして住民の皆さんの福祉向上を考えていくということが重要ではないかなというように思っているわけです。そういう部分では、様々な検討を行いながら住民の皆さんによる委員会にお諮りし、議員の皆さんにも実態を説明しながら今日に至っているというところがございます。その中で、選択をした結果がこの部分だというように思ってますし、サービス給付の部分では、標茶町の内容でいきますと胸を張れる部分ではないかなというふうには思っているところでもあります。これは直営もありますけれども、民間の皆さんの頑張りも含めて介護サービスの給付というのはかなり進んでいるなというように思っているところでもあります。管内の情勢を見ましても介護保険料確かに安いというところがありますが、認定、それからサービス給付内容見ますとかなり低いというような内容もありますので、それらを含めた現状だと思っています。

また、利用料等のご心配をされてた部分があったと思いますが、かねてよりこの一点をどうするかというところかなり無理があるなと思いますけれども、各家庭、各お年寄りの生活実態をしっかりと捉えながら総体的な支援を行っていくというのがこれまでの姿勢でもありますので、そういう形で進めてまいりたいと考えてますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 先ほど課長の方からご説明あった国の支出が1,400億円も減るとするのは、あたらないのではないかなというふうな意味の話があったのですけれども、元々、処遇改善交付金というのは確か1,900億円で交付されてたんですよ。今回それがなくなって、国の負担分を差し引いたら1,400億円国が支出減になったということなんですよ。それは確認しておきたいと思います。介護保険料はこうに上がるけれども、ひとりの人間の生活、暮らしのことですから、様々な多様なせまり方でそれをカバーしていくという副町長のご答弁だったというように思いますので、そういう具体的な今後の計画というか努力みたいなのはイメージとして持っていますか。今までもあるものはあるんですけどね、新しいものもありますか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 少しとらえ方が違ってたのですが、処遇改善のものについては1,400億円が、頭が1,900億円というとらえ方をしておりませんでした。質問の中で1,400億円ということでしたので、全体として1,400億円というとらえ方をしましたので実際には、確か

に議員ご指摘のとおり介護報酬で処遇改善に関わる部分というのは今回見られておりますので、その分を差し引いた額が国の負担の減となると。その分公的な部分では50%、全体で50%の負担となりますので、その分都道府県、市町村が負担が出てくるというように理解をしているところでございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

一人の多様な困難さという部分があるということなんですけども、これまでも標茶町の姿勢としては、支援を求めているという方に関しては、それぞれかたちとしては生活が破綻しないといえますか、そういう部分では支援を行ってきたと思いますし、かかわりを多く持ってきている。それは、町の職員もそうですけれども民生委員さんの活動も含めて、そういう実態を出来るだけ早く把握していく、そしてどのような対応が一番いいのかということで、これまでも進めてきたというように思っているところであります。

そういう部分では、具体的これはどうかという部分というのは、今お示しするわけではないですけども、これまでも標茶町の社会福祉制度の中、それからかかわっていく中での様々な制度活用をしていながら生活を守ってきたというように考えているところであります。

今後につきましてもさらにそれらのかかわり、福祉の部分でいきますとやはり原点は関心であるというように思いますので、ぜひ、そのところでは、関心を高めながらいくようなことを、更なる努力をしていきたいというように考えているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎議案第16号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議案第16号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律」の「第1次及び第2次地域主権改革一括法」の制定に伴いまして昨年公布されたところであります。関係法律に対応する条例の改正が必要となりましたので提案するものでございます。

「地域主権改革」では、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすると共に、地域住民の自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組めるように整備したもので、一括法では、従来法令で定めていた基準等を条例に委任したところがございます。

今回、改正提案する条例は、平成24年4月1日施行で、条例施行までの経過措置が定められていないものでございますが、経過措置のあるものについては今後の条例改正が必要になってきますので内容について今後検討してまいります。

今般の提案については、内容、または内容量等について条立てでご提案をさせていただくものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第16号、標茶町図書館条例等の一部を改正する条例の制定について。

標茶町図書館条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町図書館条例等の一部を改正する条例。

(標茶町図書館条例の一部改正)

第1条 標茶町図書館条例(昭和32年標茶町条例第6号)の一部を次のように改正する。

字句の訂正にかかわる改正と図書館法第15条に規定する図書館協議会委員の任命基準の削除及び第16条において委員の任命基準を条例で定めることとしたものでございます。

第6条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館を活動拠点とする文化団体、ボランティアグループ並びに学識経験のある者の中から標茶町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

条例第6条の第2項の略称規定に伴う改正でございますが、第7条中「標茶町教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

(標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 標茶町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する、というものでございます。

地方公営企業法第32条及び第32条の2並びに地方公営企業法施行令第24条から第25条までに規定する利益及び資本剰余金の処分に伴う積立義務及び使途限定などに関する規定並びに欠損の処理を行う際の順位規定の廃止に伴う改正でございます。

第21条を第24条とし、第7条から第20条までを3条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の3条を加える。

(利益の処分等)

第7条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「補填残額」という。)があるときは、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1) 事業年度末日において企業債を有する場合、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合、補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法

2 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

3 前2項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第8条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。

(1) 次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法

(2) 資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法

(欠損の処理)

第9条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金（前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

(標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 標茶町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年標茶町条例第13号）の一部を次

のように改正する。

第2条、第3条、第5条、第6条は、字句の訂正に関する改正でございます。

第2条第2項中「の各号」を削る。

第3条第1項中「水道事業」を「、水道事業」に改める。

第5条第3項中「できなかつた」を「できなかった」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

次に病院事業と同様下記の3条を加えるため、第6条を第3条繰下げることにしまして条文については病院と全く内容が同じでございます。

第6条中「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の3条を加える。

(利益の処分等)

第6条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1) 事業年度末日において企業債を有する場合、補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合、補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法

2 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

3 前2項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。

(1) 次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法

(2) 資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該

資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法

（欠損の処理）

第8条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金（前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

（標茶町町営住宅管理条例の一部改正）

第4条 標茶町町営住宅管理条例（平成8年標茶町条例第20号）の一部を次のように改正する。

公営住宅法第23条に規定する同居親族要件の廃止及び入居収入基準を条例で定めることとする改正内容でございます。

第5条中「令第6条第1項」を「規則」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア、入居者が身体障害者である場合その他の者として規則で定める場合、21万4,000円

イ、町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合、21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）

ウ、ア及びイに掲げる場合以外の場合、15万8,000円

次に第5条第2号改正に伴う字句の改正でございます。

第6条第2項中「前条第2号ロ」を「前条第2号イ」に、「同条第2号及び第3号」を「同条第2号、第3号及び第4号」に改める。

次に、条例第5条第2号改正と同様、公営住宅法第23条に関する改正及び字句の改正であります。

第52条の3第2項中「第2号及び第3号」を「第2号、第3号及び第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア、入居者が身体障害者である場合その他の者として規則で定める場合、13万9,000円

イ、アの場合以外の場合、11万4,000円

次に、第52条の3第2項に次の1号を加える、というものです。

（4）その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で議案第16号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は逐条で行います。

まず、第1条、標茶町図書館条例の一部改正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第2条、標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 確認をしておきたいと思いますが、ここでいう32条は、公営企業法の32条で言っていると思いますが、今まではこの公営企業法32条の欠損金出た場合、その利益は当然欠損金に当てることもできるし、残ったら減債、それで余れば積立というようにやってきて、全くこの経理内容は、今回の条例に移行されて地域主権とって条例に移されただけで、まったく中身というか今後の処理的なものには、全く何も影響はないのか、今まで違うことが出てこないのかということと、ここの企業会計法のやつが条例に移行されることによって、今までとどんな責任がこの条例で変わってくるのか、その二点お聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 二点についてご質問ございましたので、お答えしたいと思います。

今回の地方公営企業法の一部改正の公営企業法並びに同法の施行令が削除される一部改正があったということ、それを私どもの方で言いますと病院の設置条例の方に規定替えをしたということとございまして、地方公営企業法の規定から条例の規定に変わったということでの、今後の取扱いについて相違はないという認識を持ってございます。それと条例に規定することによって、責任が出てこないかということのご質問かと思いますが、それぞれ選択肢がございまして私どもの病院事業といたしましては、条例又は議決により可とするという選択肢がございまして、私どもといたしましては条例の規定にさせていただいたということとございまして。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今までやってたことが条例に変わったことによって、地域の主権が地方分権でこっちに変わったよとこういうことだと思っておりますが、今までの公営企業の中で今までと地方に移されて条例がされたときに、何が責任の度合いがどのように変わったのか、それがあれば、全く同じですと、条例が変わっても今までの間もまったく責任の度合いにしても何にしてもなんら変わらないんだと、ただ向こうから地域主権で条例をつくってこうやってしなさいということだから、今こうやってやっているんだよというのであれば、それはそれで結構なんです。特にこの条例で、これからの病院会計や何かが今までと違う面が出

てこなかったんですかということ聞いてるんです。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 一部改正の趣旨につきましては先ほど提案の趣旨説明にもございましたとおり、地方の自主性、自立性を高めるということでございます、議員ご承知のとおり病院会計につきましては企業会計でございますので、企業会計の本旨でございます地域の経済性を発揮するということの機能発揮もでございますので、条例の規定をすることによって、より積極的な経済性の発揮に努力をしなければならないという認識ではございます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 地域主権の戦略含めて、今回の動きの総体的な部分がありますので少しお答えしたいと思いますけれども。

今回の動きは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的、かつ総合的に広く担うようにするという。それから地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革ということで、それぞれ進められていると思います。これまで、国の制度等によって進められてきたものが、自治体の裁量で地域にとって最も良い政策にするという意味では大きな変化になってくるのかなと思っているところであります。その分、責任も確かに大きくなるというふうに思います。それゆえに今後さらに、行政と議会とが協力しあいながら住民が求めるより良い部分というのを進めていくという必要性が大きくなったというような感覚を持っているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第4条、標茶町町営住宅管理条例の一部改正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、附則について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号ないし議案第22号

○議長(平川昌昭君) 日程第11。議案第17号・議案第18号・議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号を一括議題といたします。

議題6案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第17号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度標茶町一般会計補正予算(第6号)でございまして、年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう係数の整理を行うとともに、現状において急を要するものについて処置をするもので、歳入歳出それぞれに1億159万6,000円を追加し、総額を108億8,334万1,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものといたしましては、追加で減債基金積立金8,032万5,000円、町有施設整備基金積立金3,000万円、ひとり親家庭等医療費50万円、学校教育施設整備基金積立金3,001万7,000円、他に各施設の燃料費の追加などであり、減額するものは、事業実績等に基づく精査でございます。

他会計への繰出等につきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計に対し3,851万円、介護保険事業特別会計では両勘定合わせて2,624万9,000円、病院事業会計へは8,317万6,000円の追加で、下水道事業特別会計では511万1,000円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で21万3,000円、釧路北部消防事務組合負担金で916万9,000円の減であります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込むとともに、普通地方交付税の増額により、収支バランスをはかったところであります。

また、継続費で2件、繰越明許費1件、債務負担行為1件、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成23年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

平成23年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億159万6,000円を追加し歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ108億8,334万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

18ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

6ページにお戻り下さい。

第2表継続費補正であります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業で補正前の総額1億9,000万円、年割額23年度1億5,600万円を補正後の総額1億8,870万6,000円に、年割額23年度1億5,470万6,000円にするものでございます。次に同事業で23、24の継続費でございしますが、補正前の総額1億2,306万円、年割額23年度2,200万円、24年度1億106万円を総額を変えず年割額を23年度2,250万円、24年度1億56万円にするものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、標茶小学校校舎防音事業で補正前の総額12億2,320万5,000円、年割額23年度2億5,887万9,000円を補正後の総額12億2,030万5,000円に、年割額23年度2億5,597万9,000円にするものであります。

32ページをお開き下さい。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

2本の事業とも全体計画の補正後の計で申し上げますが、8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業で22、23の計で年割額1億8,870万6,000円、左の財源内訳で国道支出金1億3,209万4,000円、地方債5,660万円、一般財源1万2,000円であります。前年度末までの支出見込額3,400万円、当該年度支出予定額1億5,470万6,000円、当該年度末までの支出予定額1億8,870万6,000円であります。同事業で23、24の計、年割額1億2,306万円、左の財源内訳で国道支出金8,614万2,000円、地方債3,680万円、一般財源11万8,000円であります。当該年度支出予定額2,250万円、当該年度末までの支出予定額2,250万円、翌年度以降支出予定額1億56万円であります。

次に、10款教育費、2項小学校費、標茶小学校校舎防音事業で、年割額12億2,030万5,000円、左の財源内訳で国道支出金で7億7,820万7,000円、地方債で3億7,040万円、一般財源

7,169万8,000円であります。前々年度末までの支出額1億1,312万6,000円、前年度末までの支出見込額8億5,120万円、当該年度支出予定額2億5,597万9,000円、当該年度末までの支出予定額12億2,030万5,000円であります。

7ページへお戻りください。

第3表繰越明許費補正であります。

6款農林水産業費、1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業（標茶西部地区）は、牧草の生育状況により工事の遅延が発生したため繰越すもので、補正後の金額は2,004万2,000円であります。道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）は650万円であります。

次ページをお開き下さい。

第4表債務負担行為補正であります。

新たに1件追加するものでありまして、道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）で、期間は平成24年度、限度額は950万円であります。

33ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額は、道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）の950万円を追加し、合計で47億6,289万9,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は6億6,564万5,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額に変更はございません。左の財源内訳で国道支出金で1億404万7,000円、その他4億4,072万7,000円、一般財源で1億2,087万1,000円あります。

9ページへお戻りください。

第5表地方債補正であります。

過疎対策事業の補正前の限度額1億9,980万円から標茶中茶安別線道路改良事業の120万円減額し、限度額を1億9,860万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでありますので省略させていただきます。

合計で申し上げますと、補正前の限度額8億8,953万3,000円から120万円を減額し、限度額を8億8,833万3,000円とするものであります。

34ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額8億8,953万3,000円から補正額120万円を減額し、補正後の額を8億8,833万3,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額106億4,792万7,000円から補正額120万円を減額し、106億4,672万7,000円となるものでございます。

以上で、議案第17号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 議案第18号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、一般被保険者療養給付費3,000万

円の減額、平成22年度の療養給付費負担金及び財政調整交付金の償還金2,023万6,000円、一般会計繰出金101万7,000円の追加、歳入では、繰越金1,516万7,000円、道の財政調整交付金45万8,000円の追加、国民健康保険税1,000万円、療養給付費1,288万2,000円、国の財政調整交付金4,000円の減額となり、不足財源が3,851万円となることから、一般会計から不足額3,851万円を繰入し、収支の均衡を図るものであります。

なお、本案につきましては、2月27日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開き下さい。

平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ874万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,531万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

9 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページにお戻り願います。

2 ページ、3 ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第20号、平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算についての説明をさせていただきます。

本案は、平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え歳入歳出を精査し、保険事業勘定歳出では、保険給付費5,350万円の追加、総務費79万9,000円、地域支援事業費79万6,000円の減額、歳入では、国庫支出金1,217万5,000円、道支出金576万6,000円、繰入金935万7,000円、繰越金202万6,000円の追加、サービス事業勘定歳出では、サービス事業費838万5,000円の減額、歳入ではサービス収入2,553万4,000円の減額、繰入金1,689万2,000円、繰越金25万7,000円を追加するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成23年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,190万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,040万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,869万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による、というものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

12ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第19号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成23年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,294万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,000万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き下さい。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内

容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正についてはありません。

第3表 地方債補正。

起債の目的、2 特定環境保全公共下水道事業、限度額、補正前の限度額1億4,560万円から1,750万円を減額し、補正後の限度額1億2,810万円に、合計では補正前の限度額3億2,830万円から1,750万円を減額し、3億1,080万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

13ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申しあげます。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、補正前の額3億2,830万円から補正額1,750万円を減額し、補正後の額3億1,080万円とするもので、当該年度末現在高見込額は補正前の額35億8,910万3,000円から補正額1,750万円を減額し、補正後の額は35億7,160万3,000円となります。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第22号の説明をさせていただきます。

議案第22号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

以下内容についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。

平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成23年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、32万8,000円を減額し、1億314万6,000円に。第2項営業外収益、32万8,000円を減額し、2,882万1,000円とする。

支出、第1款水道事業費用、10万2,000円を減額し、9,389万6,000円に。第1項営業用費、10万2,000円を減額し、8,285万8,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,563万4,000円は減債積立金2,183万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金432万4,000円」を「3,207万6,000円は減債積立金2,183万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額71万7,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万3,000円及び過年度分損益勘定留

保資金99万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、120万円を減額し、480万円。第1項企業債、120万円を減額し480万円とする。

支出、第1款資本的支出、475万8,000円を減額し、3,687万6,000万円に。第2項建設改良費、475万8,000円を減額し、1,504万2,000万円とする。

次のページでございます。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、限度額600万円から120万を減額し、480万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

次に予算説明書に従い説明をいたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5ページを開き下さい。

平成23年度標茶町上水道事業会計資金計画(補正)です。

補正部分のみの説明といたします。

はじめに受入資金です。4. 企業債、120万円を減額し補正後の額を480万円に、合計で120万円減額し補正後の額は4億2,088万6,000円です。支払資金、1. 営業費用237万4,000円を減額し補正後の額を4,656万7,000円に、4. 建設改良費475万8,000円を減額し補正後の額を1億1,714万2,000円に、合計で713万2,000円を減額し補正後の額は1億9,733万1,000円です。差引では593万2,000円の増で、補正後の額は2億2,355万5,000円となります。

次のページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1. 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は7億5,866万7,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は535万3,000円、固定資産合計は7億6,402万円。2. 流動資産、(1)現金預金2億2,355万5,000円、(2)未収金1,308万8,000円、流動資産合計は2億3,664万3,000円、資産合計は10億66万3,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3. 固定負債、(1)引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円、4. 流動負債、(1)一時借入金から(4)その他流動負債までの流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部、5. 資本金、(1)自己資本金は4億1,149万2,000円、(2)借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億7,555万4,000円、資本金合計は8億8,704万6,000円、6. 剰余金、(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,872万円、(2)利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は4,315万円、剰余金合計では8,187万円、資本合計は9億6,891万6,000円、負債資本合計は10億66万3,000円です。

3ページをお開き下さい。

平成23年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第21号、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算についての趣旨並びに内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、収益的収入支出それぞれ1,076万2,000円を追加し、総額を11億7,335万1,000円にしたいというものでございます。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、材料費で薬品費の各種予防接種ワクチン購入費952万7,000円の追加と、経費で、暖房燃料費で160万円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、医業収益の入院収益で、入院患者数の低迷と患者1人当たり収入単価の減による7,229万3,000円の減額、医業外収益では入院収益の減等による他会計補助金・負担金計で8,317万6,000円の追加補正を行い、収支を整えるものでございます。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

平成23年度 標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

第1条（総則）でございまして、平成23年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は（業務の予定量）でありまして、平成23年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（2）年間患者数、入院は1,565人減の1万4,539人に、（3）1日平均患者数、入院は4人減の40人に、（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費は202万1,000円を減額し、4,767万7,000円とするものでございます。

第3条は（収益的収入及び支出）でありまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款病院事業収益は1,076万2,000円を追加し、11億7,335万1,000円に、第1項医業収益は7,241万4,000円を減額し、6億2,415万8,000円に、第2項医業外収益は8,317万6,000円を追加し、5億4,919万3,000円とするものであります。

支出の第1款病院事業費用は1,076万2,000円を追加し、11億7,335万1,000円に、第1項医業費用は1,079万9,000円を追加し、11億1,925万6,000円に、第2項医業外費用は3万7,000円を減額し、5,359万5,000円とするものでございます。

2ページにまいります。

第4条は（資本的収入及び支出）でありまして、予算第4条本文括弧書中「3,771万4,000円」を「3,569万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出は202万1,000円を減額し、1億3,571万3,000円に、第1項建設改良費202万1,000円を減額し、4,767万7,000円とするものであります。

第5条は（他会計からの繰入金）でありまして、予算第6条に定めた一般会計からこの会

計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助は8,317万6,000円を追加し、4億8,990万1,000円に、合計は8,317万6,000円を追加し、5億3,634万4,000円とするものであります。

第6条は(たな卸資産購入限度額)で、予算第7条中「1億1,380万円」を「1億2,332万7,000円」に改める。

第7条は(重要な資産の取得及び処分)で、予算第8条に定めた重要な資産の処分を、次のように改める。

2. 処分する資産、器械・備品、超音波診断装置、一式、廃棄、医事会計システム、一式、廃棄。

次に、補正予算説明書に従い説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括であります。補正前に対する補正後の比較で申し上げますと、職員数の増減はありません。給与費では、手当が60万円の減で、計も60万円の減であります。法定福利費は60万円の増で、合計での増減はございません。

手当の内訳は記載のとおりでございます。

以下7ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に5ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず受入資金でございますが、1の事業収益で7,241万4,000円を減額し計で5億8,200万7,000円、3の一般会計補助金で2,145万2,000円を追加し計で1億5,079万2,000円、4の一般会計負担金で6,172万4,000円を追加し計で3億8,555万2,000円、6の預り金で1,000万円を追加し計で1億2,500万円、受入資金合計では2,076万2,000円を追加し計で14億9,392万2,000円でございます。

次に支払資金でございますが、1の事業費用で1,141万円を追加し計で10億6,089万6,000円、3の建設改良費で202万1,000円を減額し計で4,767万7,000円、6の預り金返済で1,000万円を追加し計で1億2,000万円、支払資金の合計では1,938万9,000円を追加し計で13億5,626万8,000円でございます。受入資金と支払資金の差引では137万3,000円の追加となり、計では1億3,765万4,000円でございます。

次に8ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)についてであります。資産の部、1の固定資産(1)の有形固定資産イの土地からホ車両までの合計で19億8,328万5,000円、(2)無形固定資産はイ電話加入権38万8,000円で、合計も同額であります。(3)投資のイ長期貸付金は4億円で、合計も同額であります。従いまして、固定資産合計は23億8,367万3,000円となります。

2の流動資産は(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までで1億9,565万4,000円で、資

産合計は25億7,932万7,000円であります。

次のページにまいります。

負債の部では、3の流動負債（1）の未払金から（2）の預り金までの合計は3,700万円で、負債合計も同額であります。

資本の部では、4の資本金（1）自己資本金9億38万8,000円、（2）借入資本金は企業債で14億67万円、資本金合計で23億105万8,000円、5の剰余金（1）資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国道補助金までの資本剰余金合計は2億6,903万2,000円、（2）欠損金については、イの当年度未処理欠損金2,776万3,000円で、欠損金合計も同額であります。剰余金合計2億4,126万9,000円、資本合計で25億4,232万7,000円、負債資本合計で25億7,932万7,000円でございます。

次に3ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより、議題6案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第17号から議案第22号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第17号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに、議案第17号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 19ページの社会福祉総務費の国保のローカル分の繰出金の増加分について少し詳しく説明していただきたいことと、20ページの介護保険事業特別会計の繰出金の人件費という説明を受けました。これについての意味を少し説明して下さい。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 一般会計からの国保、介護の繰出しの内容ですけれども、国保につきましては、保険給付金につきましては前年同時期と比べて減少してきております。ただし歳入の部分で特に大きなものにつきましては、国の財政調整交付金でございます。これ

につきましては、当初4,532万9,000円を見込んでいたところですが、現在のところ532万9,000円の交付ということになっております。財政調整交付金につきましては、保険者ごとの被保険者の所得による財政調整という意味を含めての調整でございますが、ご存じのとおり3月11日の東日本大震災に被災された地域への配分がかなり多いというように言われております。それで当初私どもが期待した金額よりは非常に少なかったということを含めて財源の不足が生じたことから、主にその部分で一般会計から繰入れをするということでございます。

それから介護保険事業勘定への繰出しにつきましては、特に保険事業勘定人件費につきましては、保険事業勘定でございますが、今回地域支援事業につきましては、保険料を充当したのについては国道の支出等が助成がございます。ただし、保険料を充当しないで町での単独ということになりますと、国道の助成も入ってこないということで、特に人件費につきましては、今回全額町の単独費でみるということになったことから、保険事業勘定では介護保険会計への部分で繰出しが増えたと、人件費部分では増えたということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 21ページ、6目児童措置費、子ども手当、この2,894万6,000円けっこう金額大きいのですけれども、この減額の要因を教えてくださいたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） ご存じのとおり子ども手当につきましては法律が目まぐるしく変わってまして、平成23年度につきましては4月1日から9月30日までの分と23年10月1日から24年3月31日までの分で、対象と支給金額が変わっております。今回減額になった主な理由といいますのは、4月から9月30日までの分につきましては、子ども一人当たり1万3,000円という支給でございました。これがゼロから3歳までは一人目1万5,000円。それから第3子以降は1万5,000円、中学生については1万円というようなことで支給の単価が違っているということがございまして、今回2,894万6,000円という減額になっております。

当初では1億6,429万2,000円を見込んでいたところですが、前段の9月までの支給実績でいきますと9,213万1,000円ということですので、対象人数はそんなに変動はございませんが、単価の違いが今回大きく減額の理由ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 先ほどの深見議員の質問になるのですが、それに加えさせていただきたいのですが、国の財政調整基金の関係についてはもう年度内はこれが最終的に調整基金が決まったということなのではないでしょうか。それとも年度明けて、さらに、介護保険の関係の給付負担が入ってくるとかという調整はないのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国保の国の財政調整交付金につきましては、これが最終調整ということで金額ということで押さえています。ただ、歳入に関しましては療養交付金につきましては、保険給付の実績に基づいて現在100分の32が、これは国の負担として必ず入ってくる金額でございます。ただ国の予算の関係で本来もう少し入ってくるべき金額が単純に計算し

ますとあります。その分については、毎年4月から8月までの保険給付の実績に基づいての負担金の交付ということになっておりますので、23年度分については保険給付の額が確定によりまして、もう少し、現在の保険給付額でいきますと1,500万程度というように押さえてますけれども、24年度に精算の分で負担金が交付されるものというように、今のところ考えているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 20ページの2項1目の児童福祉総務費の委託料の分で、学童保育所運営委託料5万円増となっておりますが、さきほど開設日数の増加という説明がありましたけれども、どのような形でなされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 標茶の学童保育所の開設日数でございますが、当初4月に各学童保育所については年間の開設日数の計画に基づいて委託契約をしているところでございますが、ご存じのとおり父母会に委託しているということで父母の要望等にも含めて自主的に開設日数、時間等については任せている分もでございます。今回、当初250日の基準でございましたが、実際には280日を超える開設日数になるということで、この分の差額につきまして、280日を超える見込みということでございますので、5万円を追加の委託料という形で補正をさせていただきますところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ここにくると病院という話を出さなきゃならんわけですけども、8,300万繰出しを負担をするわけでありまして、この繰出しをする中の要因になっている主なもの、入院がどうなのか、外来がどうなのか含めてまた中の何かを含めてこの8,300万の負担をせざるを得なくなったというその原因はどう押さえられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

一般会計からの負担金、補助金の8,317万6,000円の内訳でございますが、議員ご指摘のとおり当初入院患者数の見込みより大幅に実績推計としまして減っているという状況でございまして、これに伴っての部分が補正予算書に記載しておりますとおり、入院収益分の減として7,229万3,000円、これに支出のほうの医業収益、医業外費用合計の1,076万2,000円これが内訳となりまして、負担金、補助金の8,317万6,000円の追加補正をさせていただくということでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ここでいろいろお話するというのも時間が足りないわけですけども、大変この種については我々議会人としてもなかなか言いづらい話でもありますし、大変

な思いで事務長も大変な思い出仕事していらっしゃるものですから、そのご苦勞もよくわかるわけですが、もう一つ町長の方にお聞きしておきたいのですが、総括で改革プランのこともありますから、そのことも含めてお話を少しさせていただこうと思っておりますけれども、この病院の今回8,300万円の負担を出すにあたって、仮にこれである程度の方向づけに行くのではないかなと思っておりますが、うちの病院事業として今後、さらにさらにとすることがないと思うのですが、そういう状態が続いたという時には、もうすでに町長はその辺のことも考えていらっしゃると思いますから、答えする方もしづらいと思いますけれども、どの程度のところで何かを考えているのか、もし考え方があればその一点だけ今回ここで聞いておきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

今回の病院事業に対しまして、一般会計からの持出しが多くなった要因が、ただいま事務長が申しあげましたように入院患者数が減ったということ。この入院患者数が減ったということをごどのように考えるかということなわけですが、経営上はたしかに収入減りますけれどもそれだけ町民の皆さま健康だということでもあります。国保会計の方もぜひご理解をいただいていると思いますけれども、医療費も減っているわけでありまして、医療費が減っていくことは国保会計上はまあ良くなるわけですが、当然病院の収入というのは減ってくると。私はずっと町民の皆さまに安心していただける町立病院をどうやって構築していくのか。そのために一般会計から、町民の負担がどこまで許されるかということについて言うと、やはりどこまでもということにはならないと思いますけれども、このように長年の時間をかけて、例えば、医師、看護師、新年度になりますけれども例えばリハビリであるとか、いろいろなサービスを向上させていく中で町民の皆さま方から安心して利用できる病院というものを目指す、まず目指した上で経営上の問題としてどこまでが町民の皆さまにとって納得いけるものかということは、これはその都度その都度当然当初予算、補正予算、決算等々で皆さま方に実態というのをお示しをしているわけでありまして、そこら辺は町民の皆さんからある一定の時点において当然いろいろなご意見というのが出てくるかと思いますが、これにつきまして、当然その経営としてどう考えるかということと単純に一般の企業であれば収入を上げればいいわけですが、収入を上げるというのは病院の場合どうということなのかということをお考えた場合に、現場の努力として、まず第一にサービスの向上とこれをまず行うのが先決であろうと、そういった意味で当直医師であるとかいろいろな看護師等々の人件費等々につきましても非常に増えてきているということに関しては、ある意味指摘をされている部分もありますけれども、それも必要なものだという具合に考えておりますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと。情報等については、その都度その都度、町民の皆さまにご提示をしておりますので、そういった意味で判断をいただきたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） これはまた別な機会に、明日の機会にお話ししますが、本当に病院上げて、私も血圧の薬を貰いにいったり、心臓悪いものから少し心臓強くするのに病院に行ってるんですけども、なかなか見ても事務長先頭にして大変苦勞もしていると

いうことで理解をしていて、あまりひとりにばかり苦勞かけてもかわいそうだなと思うようなところもあるものですから、こうやってお話をさせていただいたのですが、いずれにしても、今町長が言われたような事であれば非常に本当にいいなと私も思っております。本当に行かないことがやっぱりいいわけですから、そういうことでなればいいなというように思います。

また、病院の改革プランの関係もあわせて明日にでもお聞きをしたいと思っておりますので、その時にまた町長とも意見を、町長のような考え方に行けるような、また住民が理解してもらえるようなお答えがいただけると思うものですから、そんなようなことでやり取りをしてみたいなと思っております。

改革プランのことについては、最終的には経営の状態はどんなふうにしたのかその辺だけお答え下さい。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

改革プランとの比較でございますが、23年度まだ実績ではございませんで推計にとどまりますが、入院収益をはじめとする収益の減、それと先ほど町長から申し上げました給与費の人件費の増に係る支出の増、それともう一つ私なりに気がかりでありますのが、昨年4月1日からベット数を60床に削減をさせていただいてスタートしたわけですが、病院改革ガイドラインで規定しております病床利用率3年連続70%を下回る病院ということでの、町立病院が該当していたということでの条例改正による削減でございましたが、今年度につきましては条例改正病床数削減初年度として、間違いなく70%は達成できないなと、困難であるという状況になっているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 有害駆除の件なんですけれども、エゾ鹿対策に力を入れていただいていると思っているんですけれども、主にこれたしか自治体の報酬が減額になっていると思うんですけれども、これ基本的にあまり要請が少なかったということなのかなと思いますけれども、その辺も含めて駆除対策について現時点でどのように考えておられるのか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

有害駆除の中で、鳥獣被害対策実施隊の出動の関係のご質問でありますけれども、当初予算では362日でみておりまして、総額で228万の予算を計上させていただいております。対しまして今年度の実績なんですけれども、実施隊報酬の分では実績109万8,000円ということで減っておりますけれども、エゾ鹿対策総体といたしましては、実施隊の出動については金額的には落ち込んでいるんですけれども、有害駆除の委託の分、その分で許可の仕方従来の方法に比べて工夫して小分けにして出すということで、頭数については平成22年度は確か1,200頭台だったんですけれども、平成23年度においては今のところ2,000頭に手が届くような実績

になっているということで、予算については少し減額させてもらっておりますけれども実績については上げています。また、この先についても効果的な方法で実際の頭数の削減に努めてまいりたいというように考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 25ページ、26ページの小学校と中学校の部分で機器購入費が各減額になっています。この減額部分について内容等わかる範囲内でお知らせ願いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

昨年度と今年度2年間にわたって教育用パソコン導入によつての授業であります。今年度につきましては、小学校につきましては標茶小学校、虹別小学校、塘路小学校3校で導入しています。中学校につきましては、虹別中学校を導入しています。台数ですが小学校については92台、中学校については14台を導入して執行残でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 26ページの教育振興費、小中の両方ですけれども高度へき地の修学旅行の助成金の関係で、先ほど変更による精査だという話を伺ったんですけど、そこで学校の等級等が変更になったということなのかどうか、その辺詳しく教えていただきたい。それと同じ26ページの教育振興費の中の通学委託料が今回65万4,000円増額になっていますけれども、この辺の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

高度へき地学校生徒修学旅行助成金の関係ですが、小学校、中学校それぞれ同じでありますけれども、補助制度がへき地児童生徒援助費等の補助金にかかわっております。対象校がへき地3級以上の学校についての補助制度でございます。内容ですが、3級以上の修学旅行について、経費が今まで補助対象として3分の2の補助金があるのですが、これは予算の範囲内で国庫で納入されますけれども、その残りが町負担ということでございます。

内容の変更でございますが、これまで交通費、宿泊費、見学科、旅行損害保険料、手数料、旅行代理店に頼みますと手数料等がかかりますので、均一すべき負担等のその他の経費ということで、この辺が補助対象経費になってございましたが、今年度4月1日から宿泊費と旅

行代金のみ補助対象となったことによって減額となったわけでございます。

それから通学委託料の件ですが、中学校の通学委託料、部活バスといわれる部分でございます。生徒がクラブ活動した段階で、だいたい6時ぐらいにクラブが終わるときに走るバスなんです。これは当初部活活動する生徒の路線を見越して、距離数で計算して算定しながら当初予算を組んでございます。ただ、当初見込んでいた生徒の部分以外の方がクラブ活動に参加するという追加があったので、その路線増加による増加で、経費がかさんだということをご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ13款・諸支出金費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 15ページの不用物品売払収入の中で、風雲橋の鉄くずの売却ということで247万9,000円ほど上がっているのですけれども、参考的にこれトン数にしてどのくらいのものだったのか。それとこれ鉄くず売払いですから、何社か見積りをとっての売却だったのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 風雲橋の関係につきましては建設課の方から私どもの方に不用品売払ということに依頼がきまして、私どもの方で売払いいたしましたので、私の方からお答えさせていただきます。

風雲橋の撤去した鉄の重量につきましては14万5,730キログラムです。トン数でいきますと145.73トンということになります。これにつきましては町の一般の廃棄物の鉄くず、アルミ等々につきましても年に2回入札をやっておりますので、その業者6社で入札をした結果、この金額で売払いができたということでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 町民税の落込みだけ聞いておきたいと思います。

この町民税の個人と法人の落込みの原因なのですが、何が原因なのか押さえていたら教えて下さい。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 個人の町民税につきましては、当初の見込みより特に農業の関係で課税額が落ちております。法人の関係につきましては、土木関係の事業所の関係で税割が落ちたところでありまして。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 個人の関係は農業の関係で落込みだということですが、法人は土木の、これもう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 実は、22年度がかなり例年に比べて個人の町民税も法人の町民税も高めに実績がでたところでもあります。今現在も確定申告の受付中ではありますが、当初予算の策定にあたりましては実際の申告がまだありませんので、あくまでも前年実績等を用いながら推計するところでもありますので、22年度の実績を基に23年度の当初予算の算定をしていたところ、23年度の実績が22年度に比べた中では、少し落込みが大きかったということで今回減額の補正をさせていただいたところでもあります。

法人の町民税の関係についても、基本的には個人と同じような考え方ありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 16ページの雑入の関係で確認だけしておきたいのですが、哺育受託料の800万円、これは金額すっきりと800万円と出ておりますけれども、頭数といいますか難しいと思うのですけれども、延日数とのかかわりがあると思うのですけれども、数字的なものがもし、わかれば教えていただきたいと。

（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） 哺育受託金につきましては、1月現在の実績に伴い今回補正をしております。昨年と比較しまして、昨年の1月現在の頭数と比較しますと延頭数で2万2,215頭ほどふえております。月平均10カ月にしますと2,200頭ほどふえているということで、今回上げた分が800万円ということになります。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第2条、継続費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第4条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、第5条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第17号、一般会計補正予算を終わります。

休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時21分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案18号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、2款・保険給付費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 9ページの保険給付費の補正3,000万円の減額なのですが、先ほど前年度に比べて減額したという説明を受けました。もう少し内容について詳しく説明していただけませんか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 予算の説明の中でも前年比、保険給付費が減少しているということをお話をしましたが、2月末現在の保険請求の額でございますが、22年度と比べますと一般被保険者療養給付費だけでいきますと71%程度にいまあります。今回補正をしましたが、補正前の保険給付総額、一般、退職、出産育児、葬祭費等々含めて保険給付総体でいきますと、補正前の8億3,078万8,000円に対する2月末現在の支出総額が5億2,570万5,000円程度ということで推移しておりまして、主に一般被保険者の療養給付費が非常に前年に対して落ちているということで、今回3,000万円を減額させていただいたところでございます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） もう少し説明を要求するわけですが、先ほど町長もおっしゃったように、病院経営と国民健康保険の運営の問題は表裏一体のものであるというように言いました。この3,000万円の減額っていうのは保険給付が減ったということは、ある意味住民の健康の問題からいってストレートではないと思いますけれども、ある意味喜ばしいことだと評価してよろしいのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 国民健康保険を運営している保険者の立場から言いますと、保険給付費が下がってきているということはそれだけ被保険者の健康が維持されているということで、大変嬉しいことであるというように考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から9款・繰越金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議題第18号、国民健康保険事業事業勘定特別会

計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から3款・公債費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第2条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第19号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から3款・地域支援事業費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 簡単な質問なのですが、12ページの先ほど介護認定審査委員会の開催日が減ったので50万減らしたという話を聞いたのですが、少し説明をお願いします。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 認定審査会につきましては、当初32回を予定しておりました。ほぼ一月2回のペースで行いまして24回で終わる見込みでございますので、差額分の回数の委員報酬を減額させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、保険事業勘定。

歳入、1款・保険料から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(平川昌昭君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款、サービス事業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 16ページの一般会計繰入金、2款1項1目の1,689万2,000円の説明をもう一度お願いしたいのですが。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 一般会計からの繰入金1,689万2,000円ですけれども、歳入でもおわかりのとおり主に施設介護サービス費収入が両方で1,670万ほど減額されております。これが主な歳入の施設介護サービスの歳入が減額になっているので、主にその部分での一般会計からの繰入ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第20号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第21号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第7条・重要な資産の取得及び処分まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番(館田賢治君) たな卸資産なのですが、1億1,300万円から1億2,300万円にふえますけれども、内容的にはどのようなものがふえたのでしょうか。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) 第6条のたな卸資産購入費でございますが、1億2,332万7,000円の増の要因でございますが、各種予防接種のワクチンの購入費用ということの材料費でございます。

○議長(平川昌昭君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、以上で、議案第21号病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第22号、上水事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番(田中敏文君) 8ページの支出の部分で委託料減額で110万円ほど、先ほど説明聞いたのですがけれども何の部分の委託料で1年間、少し詳しくご説明を。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君) お答えいたします。

この委託料は水源変更行いました時に今までは虹別から自然流下で流れてた水をポンプ場を作って配水地まで流しておりました。

ポンプ場では機械電気設備がございまして、その保守点検委託を毎年やらなければいけないと。上水としては今回初めてですけれども、農水では毎年西部地区ですとかいろんな地区の設備の保守点検委託料というのを予算化して、町内業者ではなくて設備を納めた会社のほうにやっていただいております。当然、23年4月1日供用開始するというので、その保守点検委託料ということで予算計上しておりましたが、その作ったメーカーが1年間は自分のところでもって機器の初期的な故障が起こらないかとかという、そういうものも含めて自分のところで点検したいというお話がございまして、であれば町として改めて委託契約を結ばなくてよくなったということでの減額でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、以上で、議案第22号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の質疑は終了いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議案第17号から議案第22号まで、6案を一括して採決いたします。

議題6案は、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号ないし議案第29号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。議案第23号・議案第24号・議案第25号・議案第26号・議案第27号・議案第28号・議案第29号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） それでは、議案第23号から第29号までの平成24年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

平成24年度の国における予算の動向、また、地方財政計画とあわせた新年度予算の編成方針につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、ご案内のとおり、まもなく一年目を迎えます東日本大震災の復旧復興予算や混迷する政局等により先行きが不透明な状況にあり、心配をしているところでもございます。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、人件費や経常経費の抑制に加え、265本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第3期行政改革実施計画に基づき、引き続き人件費の削減を基調としながら、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をしてゆくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成24年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。法人町民税の減および固定資産の評価替えによる固定資産税の減などにより、対前年比2.62%、2,433万8,000円の減額を見込み、全体で9億603万円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成24年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比8,201万円、率にして1.9%増の44億1,290万2,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比3.5%増の39億4,487万7,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して15億700万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、人件費については議員・委員報酬・特別職給与・職員給与も含め、前年度と比較し、4,782万4,000円を減額し、その内職員給与費では対前年比4.7%、4,559万2,000円を減額しながら、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、酪農対策、教育対策、経済雇用対策、地域情報対策、災害対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金3億5,000万円、備荒資金5億499万2,000円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分7億4,175万4,000円を除きますと1億1,323万8,000円となります。ちなみに、前年度は火葬場整備、風雲橋撤去など例年から見ますと多額となっておりますが、本年度につきましては通常ベースとなっております。

なお、当初予算策定時までには確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等につきましては、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしてお

りますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、101億8,100万円といたしましたが、前年度当初比では1億3,800万円の減、率で1.3%の減でありまして、平成23年度12月末予算と比較しますと5億9,170万7,000円の減で、率で5.5%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き2,094万6,000円、率では1.1%の減であり、その内容は子ども手当の減、燃料費の増などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで7,058万6,000円の増となっておりますが、主なものは病院会計4,033万2,000円、介護保険保険勘定1,180万3,000円、下水道事業会計1,985万7,000円などとなっております。

ソフト事業では、527万円増の13億2,098万3,000円ですが、新規では周年記念事業73万6,000円、北海道障がいスポーツ大会負担金56万8000円、農振地域整備計画見直し事業766万2,000円、学力テスト・生活学習意識調査71万9,000円、などがございます。

普通建設事業費等の新規では、町有バス更新2,011万9,000円、地上デジタル放送難視聴地域無線共聴施設整備800万円、さくら保育園・幼稚園防音事業で4億7,361万4,000円、林業専用道開設事業3,973万円、ふるさと農道共和地区2,460万円、都市公園安全・安心対策緊急事業1,015万9,000円、学校外構工事で2,050万円、阿歴内公民館耐震改修事業349万8,000円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比ほぼ同額の12億6,819万8,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが3,270人でありまして、医療費の見込みは総額9億8,149万円であります。若人の一人当たりの医療費につきましては23万円、7歳未満の一人当たりの医療費につきましては30万円、前期高齢者の一人当たりの医療費につきましては65万円、退職者の一人当たりの医療費につきましては47万円と推計し、保険者負担額では7億2,008万3,000円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては1億6,410万4,000円を見込んでおります。

なお、平成20年から各保険者に義務付けされております特定検診事業につきましては国保ドックにつきましても35歳以上74歳までを対象として実施いたします。

国保事業の運営につきましては税が基本であります。保険税につきましては3億9,943万5,000円を見込ませていただき、一般会計から6,141万4,000円の義務的繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、下水道事業債に係る繰上償還もあり、予算額9億9,700万円で、対前年比13.6%の増であります。磯分内地区については本年3月から供用が開始となります。管渠工事の実施を予定し、その経費1億3,150万円を計上するとともに、公共下水道につきましては脱水機更新工事5,000万円、処理場長寿命化調査委託、管渠TV調査老朽診断業務委託で1,260万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億3,651万2,000円を繰り入れし収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で8億9,310万9,000円、サービス事業勘定で5億994万6,000円、総体予算額14億305万5,000円で、対前年比9.4%の増でありまして一般会計からの繰出しは2億1,227万6,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第5期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,146万9,000円、短期入所生活介護事業費3,181万6,000円、介護老人福祉施設費4億11万2,000円、居宅介護支援事業費1,562万1,000円、介護予防支援事業費が77万8,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億375万5,000円となりましたが、積算の基礎であります対象者の見込みは1,308人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億280万円となっております。

財源につきましては、保険料7,175万円が主であります。一般会計からは3,182万1,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数1万6,000人、一日平均44人、年間外来患者数3万7,820人、一日平均155人を見込みました。収益的収支で12億208万6,000円、資本的収支のうち支出で1億1,200万4,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分3億8,474万8,000円と補助分1億875万2,000円の合計4億9,350万円を繰り入れ収支を整えたところであります。

また、今年度は院内エアコン設置工事1,880万円、分娩監視システム178万5,000円、新感覚波ワイルドレンジ治療器168万円等の購入費を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,180戸、年間総配水量49万4,000 m³であります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,654万3,000円、支出は9,478万1,000円、また、資本的収支のうち支出を6,014万6,000円にしたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道支援による人件費相当分の1,672万7,000円を一般会計からの負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として490万6,000円の負担を受け財源調整に支障のないよう配意したところであります。

それでは、お配りしております「平成24年度予算説明資料」につきましてご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成24年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計101億8,100万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では139億5,300万8,000円で、対前年比0.8%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が6億4,202万3,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は133億1,098万5,000円で、対前年比0.6%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比4.8%減の12億210万6,000円、支出は1.0%増の13億1,409万円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比6.5%減の1億254万3,000円、支出

は14.1%増の1億5,492万7,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについて数値を申し上げます。

町税が2,433万8,000円減の9億603万円、地方特例交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金並びに減収補てん特例交付金のうちエコカー減税分の廃止があり、2,342万4,000円減の230万円、地方交付税は1億6,249万4,000円増の42億1,487万7,000円、分担金及び負担金は6,069万4,000円減の1億2,943万6,000円、使用料及び手数料は3,128万9,000円増の6億575万3,000円、国庫支出金は1億707万8,000円増の7億8,273万4,000円、財産収入は2,022万8,000円減の1,644万6,000円、繰入金は1億3,163万5,000円減の6億7,637万7,000円、諸収入は3億4,508万7,000円減の8億1,371万7,000円、町債は1億6,680万円増の9億9,630万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。31億6,785万9,000円であり、収入総額に占める割合は31.1%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、70億1,314万1,000円で68.9%であります。ちなみに、前年度自主財源は36.0%、依存財源は64.0%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税8.9%、地方交付税41.4%、使用料及び手数料6.0%、国庫支出金7.7%、道支出金6.0%、繰入金6.6%、諸収入8.0%、町債が9.8%となっております。

続いて3ページであります。歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて、数値を申し上げます。

議会費が1,277万1,000円増の7,385万2,000円、総務費が2,885万5,000円増の13億452万3,000円、民生費が3億332万4,000円増の13億8,488万7,000円、衛生費が3億4,638万4,000円減の9億1,960万7,000円、農林水産業費が1億9,457万1,000円増の16億9,811万円、土木費が1億3,701万8,000円減の6億9,823万4,000円、教育費が1億5,599万3,000円減の6億9,952万7,000円、職員費が3,762万5,000円減の12億5,489万7,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目どうしいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億211万4,000円で、歳出総体に占める構成比は13.8%で、前年度と比較しますと額では4,782万4,000円、率で3.3%の減となっております。構成比でも0.2ポイント減少しております。

物件費につきましては、16億355万8,000円であり、構成比は15.8%で、前年度と比較しますと額で2,840万3,000円、率で1.8%の増で構成比でも0.5ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げます。補助費等につきましては20億3,834万3,000円で、構成比は20.0%で前年度と比較しますと額で1億3,585万5,000円、率で6.2%の減、構成比でも

1.1ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては19億1,332万6,000円で、構成比は18.8%、前年度と比較しますと額で3,337万1,000円、率で1.7%の減となり、構成比でも0.1ポイントの減となりました。

公債費につきましては12億3,731万6,000円で、構成比は12.2%前年度と比較しますと額で1,383万7,000円、率で1.1%の減となり、構成比では0.1ポイントの増となりました。

積立金につきましては5億5,375万3,000円で、構成比は5.4%、前年度と比較しますと額で4,327万9,000円、率で8.5%の増、構成比では0.5ポイントの増となりました。

繰出金につきましては6億6,202万5,000円で、構成比は6.5%、前年度と比較しますと額で3,396万9,000円、率で5.4%の増、構成比でも0.4ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億8,481万円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費のうちの消防費、衛生処理組合、病院等と負担金、補助金、繰出金のうち、他会計への繰出金を合計いたしますと68億1,972万8,000円となり、構成比で申し上げますと67%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は33%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は6,154万3,000円の増で構成比でも4.5ポイントの増となり、普通建設事業費等は4.5ポイントの減であります。

5ページをご覧ください。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしておりますが、本年度は3億5,000万円の取り崩しを予定しております。充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、農業用施設整備をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成23年度末で9億9,395万1,000円を予定し、平成24年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では10億4,662万2,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。

先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が7,385万2,000円で、それに人件費2,629万7,000円を加えますと議会費の総額は1億14万9,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。以下、さうゆう趣旨

をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様から受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてのご説明をいたします。

まず総務費のうち、ここには表示されておりませんが「地域交通対策費」がありますが、町内6路線につきましてはバス使用料をいただき運行しているわけでありまして、これにつきましては予算額が8,562万7,000円、バス使用料426万2,000円をいただいておりますが、一般財源を4,921万4,000円を投入しております。その充当率は57.5%となっております。ただ、本年はバス購入がありましてこの比率となっておりますが、例年は約80%と高い比率となっております。

次に、9ページの衛生費における塵芥処理費であります。数値はここには出てはおりませんが、予算額が1億5,840万3,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて1,871万6,000円であり、一般財源を1億3,968万7,000円充当しており、その充当率は88.2%であります。これにつきましても経費の削減とともに処理手数料のあり方についての検討が必要と考えているところであります。

次に、農林水産業費のうち育成牧場の運営にかかる牧野管理費であります。予算額が3億7,245万4,000円で、一般財源を1,809万1,000円充当し、その充当率は4.9%となっております。引き続き運営経費の節減とともに費用負担のあり方や経営形態のあり方などについての検討が必要となっていると考えているところであります。

農業水道費は予算額1億2,472万3,000円で、一般財源を781万円充当し、その充当率は6.3%となっております。今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素もありますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところであります。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておりませんが、予算額が4,048万6,000円で、140万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が3,108万6,000円で、その充当率は76.8%となっております。

教育費では、保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておりませんが、予算額3,597万3,000円で、体育施設使用料を33万1,000円予定しておりますが、一般財源を3,564万2,000円充当し、その充当率は99.1%と高くなっております。

なお、本年度は補助事業により総体的には一般財源充当率は低いものの、例年は70%ほどの充当率を示すものとして常設保育所費、幼稚園費がございます。

議会費から予備費までの一般財源充当額は69億5,695万7,000円で、その充当率は68.3%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は70.7%であり2.4ポイント減少しておりますが、引き続き高い水準であり継続して経費の削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

次に、11ページであります。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載してございます。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地デジ放送難視聴地域無線共聴施設整備事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しておりまして、事業費総額は1億8,426万8,000円で、一般財源の充当額は1億871万円であり、その充当率は、59%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページに載せてございます。

民生費の事業総額は6億3,030万3,000円で、一般財源の充当額は1億1,436万5,000円であり、その充当率は18.1%であります。

前年と比較し、事業費は倍程度、一般財源充当率は二分の一程度となっておりますが、さくら保育園防音事業によります事業費それと補助率の高さによるものであります。

次に、衛生費であります。一般財源充当率は84.8%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりでございます。

次に、農林水産業費につきましては、12ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、12億8,033万4,000円であり、一般財源充当額は3億5,044万8,000円、充当率は27.4%となっております。

次に、商工費では事業費総額は2億2,375万6,000円、一般財源充当額は3,875万6,000円で、充当率は17.3%であります。

次に、15ページにわたる土木費ですが、事業費総額は5億4,937万7,000円、一般財源充当額は1億2,973万4,000円で、その充当率は23.6%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、2億5,789万3,000円、一般財源充当額は7,274万8,000円で、一般財源充当率は28.2%となります。

事業費の減少につきましては、標茶小学校防音工事やパソコン整備事業の終了によるものであります。

16ページをお開き下さい。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費として押さえております総額が32億1,143万円で、この一般財源が8億8,975万7,000円であり、一般財源の充当率は27.7%となっております。

18ページをお開き下さい。

地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第3期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところであります。一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法で、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成24年度末見込みでは11年前と比較し13.8倍の32億5,952万3,000円となり、一般会計全体残高の30.8%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況及び20ページの一般会計当初

予算のあらましにつきましてはお目どうしいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第23号から第29号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第23号から第29号までの平成24年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時15分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 田 中 敏 文

署名議員 11 番 熊 谷 善 行

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成24年3月8日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第23号 平成24年度標茶町一般会計予算
議案第24号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第25号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第26号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 平成24年度標茶町病院事業会計予算
議案第29号 平成24年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 玉手 美男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 高橋 則義 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長 | 妹尾 昌之 君 |
| 農林課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長 | 井上 栄 君 |

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第23号ないし議案第29号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号を一括議題といたします。

昨日に引き続き、議題7案の内容説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第23号の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成24年度標茶町一般会計予算。

平成24年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億8,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係

る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と重複しますので、省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業で、総額は1億1,424万円、年割額は24年度で2,100万円、25年度で9,324万円でございます。

156ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

3本の事業とも全体計画の計で申し上げますが、3款民生費、2項児童福祉費、さくら保育園園舎防音事業、年割額3億5,700万円、左の財源内訳で国道支出金2億448万3,000円、地方債1億5,240万円、一般財源11万7,000円であります。前年度末までの支出見込額が6,666万円、当該年度支出予定額が2億9,034万円、当該年度末までの支出予定額は3億5,700万円、継続費の総額に対する進捗率は、23年度で18.7%、24年度で81.3%となります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、標茶中茶安別線道路改良事業、23、24分年割額1億2,306万円、左の財源内訳で国道支出金8,614万2,000円、地方債3,680万円、一般財源11万8,000円であります。前年度末までの支出見込額が2,250万円、当該年度支出予定額1億56万円、当該年度末までの支出予定額1億2,306万円、継続費の総額に対する進捗率は、23年度18.3%、24年度で81.7%となります。同じ事業で24、25分でございますが、年割額が1億1,424万円、左の財源内訳で国道支出金7,996万8,000円、地方債3,420万円、一般財源で7万2,000円あります。当該年度支出予定額は2,100万円、当該年度末までの支出予定額は2,100万円、翌年度以降支出予定額は9,324万円でございます。

次に、10款教育費、4項幼稚園費、標茶幼稚園園舎防音事業であります。年割額が1億7,350万円、左の財源内訳で国道支出金1億30万9,000円、地方債7,310万円、一般財源9万1,000円あります。前年度末までの支出見込額が3,238万円、当該年度支出予定額1億4,112万円、当該年度末までの支出予定額は1億7,350万円でございます。継続費の総額に対する進捗率は、23年度で18.7%、24年度で81.3%となります。

9ページへお戻りください。

第3表債務負担行為でございます。

事項はパソコンLAN機器導入費、期間は平成25年度から平成28年度、限度額867万8,000円で利子9万6,000円を含むものでございます。

次に、経営環境再生資金（平成24年度）、期間は平成25年度から平成29年度、融資金8,000万円に対する利子補給（年2.3%）で385万8,000円であります。

157ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

1行目のパソコンLAN機器導入費から163ページをお開きください。4行目の道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金までの計63件の合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額40億3,235万6,000円、前年度末までの支出見込額37億3,665万2,000円、当該年度以降の支出予定額2億9,570万4,000円、うち平成24年度支出予定額が1億214万3,000円でございます。左の財源内訳は国道支出金で6,476万3,000円、その他で1億2,450万4,000円、一般財源は1億643万7,000円でございます。

10ページへお戻りください。

第4表地方債でございます。

1. 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良3,890万円、虹別ふ化場線道路改良6,470万円、虹別斜線防雪柵設置1,400万円、保育園園舎防音事業1億6,640万円、幼稚園園舎防音事業5,970万円、路線バス購入2,000万円、スクールバス購入180万円、医師確保対策2,870万円、合わせて限度額は3億9,420万円であります。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものいたします。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2. 地方道路等整備事業では、ふるさと農道緊急整備で限度額2億4,990万円であります。

3. 公営住宅整備事業は限度額2,950万円。11ページで、4. 臨時財政対策債は限度額3億2,020万円。5. 災害援護資金貸付債は限度額250万円であります。合計の限度額は9億9,630万円で、前年度と比較しますと1億6,680万円の増でございます。

164ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、前々年度末現在高108億2,258万4,000円、前年度末現在高見込額が106億4,672万7,000円、当該年度中起債見込額9億9,630万円、当該年度中元金償還見込額10億6,429万2,000円、当該年度末現在高見込額は105億7,873万5,000円であります。

以上で、議案第23号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第24号の内容についてご説明いたします。

議案第24号は、平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定予算で、平成24年度の国民健康保険事業は、被保険者3,270人、うち一般被保険者3,182人、退職被保険者88人とし、療養給付費につきましては、平成23年度療養給付費が平成22年度実績を下回っているところから一般分23万円、前期高齢者分65万円、退職分47万円、就学前児童30万円として予算編成を行ったところであります。

国保事業の運営につきましては、国保税が基本でございますが、保険税につきましては3億9,943万5,000円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として6,141万4,000円の繰入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月27日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

1 ページをお開き願います。

平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成24年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,819万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をいたします。

15ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議題7案の内容説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第26号の内容についてご説明いたします。

本年度は標茶町第5期介護保険事業計画の初年度にあたり、介護保険事業計画に基づく予

算計上とさせていただきます。

1 ページをお開き願います。

平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成24年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,310万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億994万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

最初に保険事業勘定で、13ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページへお戻り願います。

2 ページの第1表保険事業勘定歳入歳出予算並びに4ページの第2表介護サービス事業勘定歳入歳出予算につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号の内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第27号の内容について説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億375万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による、というものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第27号の内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第25号の内容について説明いたします。

公共下水道事業では、標茶終末処理場の脱水機設備の更新を地方共同法人である日本下水道事業団に委託し、来年度との2カ年工事で実施いたします。特定環境保全公共下水道事業では、磯分内地区の供用が開始され、新たに維持管理費関係が追加されております。また、管渠布設工事は今年が最終年度で、磯分内地区の整備が完了いたします。

磯分内地区は上水道が整備されていない地区であり、処理の不要な汚れていない水が大量に処理場に流入した場合、処理場機能が失われてしまうことから、使用しない水を污水管に流入させないための流入防止対策費として100万円を処理場管理費に計上しております。

それでは、予算書に基づき説明いたします。

1ページをお開きください。

平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成24年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 継続費

標茶終末処理場脱水機の更新によるもので、2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、総額1億6,600万円、年度及び年割額、24年度5,000万円、25年度1億1,600万円です。

24ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

2款1項、公共下水道事業、24年度年割額5,000万円、左の財源内訳、特定財源の国庫支出金2,750万円、地方債690万円、その他1,553万8,000円、一般財源6万2,000円、前々年度末及び前年度末までの支出額はございません。当該年度支出予定額及び当該年度末までの支出予定額はともに5,000万円、翌年度以降支出予定額はございません。継続費の総額に対する進捗率30.1%です。25年度年割額1億1,600万円、左の財源内訳、国庫支出金6,380万円、地方債4,220万円、その他1,000万円、一般財源、前々年度末及び前年度末支出額、当該年度支出予定額及び当該年度末までの支出予定額はございません。翌年度以降支出予定額は1億1,600万円で、継続費の総額に対する進捗率は69.9%です。合計については、財源内訳のみの説明といたします。国庫支出金9,130万円、地方債4,910万円、その他2,553万8,000円、一般財源は6万2,000円です。

4ページにお戻り下さい。

第3表 債務負担行為

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給(融資予定額450万円、利率年2.3%)、期間、平成25年度から平成29年度、限度額20万2,000円。事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、期間、平成24年度から平成30年度、限度額、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

25ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給、平成19年度分、融資予定額180万円、利率年2.7%、同じく平成20年度分、融資予定額135万円、利率年2.5%、同じく平成21年度分、融資予定額84万円、利率年2.3%、同じく平成22年度分、融資予定額45万円、利率年2.3%、同じく平成24年度分、融資予定額450万円、利率年2.3%、以下、合計のみの説明といたします。債務負担行為の限度額は49万円、前年度末までの支出見込額は25万1,000円。当該年度以降の支出予定額は23万9,000円、うち平成24年度分は2万5,000円。左の財源内訳、一般財源で23万9,000円です。

次のページでございます。

金融機関に対する損失補償費でございますが、平成18年度から平成24年度までいずれもありませんので表中の金額はございません。

4ページにお戻りください。

第4表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、3億7,780万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、8,720万円。限度額の合計は4億6,500万円、起債の方法はいずれも証書借入で、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

27ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高36億5,346万4,000円、前年度末現在高見込額35億7,160万3,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額4億6,500万円、当該年度中元金償還見込額5億9,588万9,000円、当該年度末現在高見込額34億4,071万4,000円です。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号の説明をさせていただきます。

収益的収支の支出につきましては、昨年度まで釧路市上下水道部及び釧路保健所に依頼し、手数料に計上していた水質検査費用について、水道法施行規則の改正により、委託契約書を交わさなければならなくなったことから、委託費での計上に変更しております。

また、検定満了メーターの取替え工事におきましては、平成25年4月と5月に期限がくるメーターについて、冬季間工事ができないことから、今年度の取替えを実施することにより、その分の資産減耗費及び資本的収支、支出の営業設備費が増えております。また、資本的収支の支出につきましては、平成22年度より実施しております桜団地内の配水管の布設替工事を引き続き実施いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開き下さい。

平成24年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、2,180戸

(2) 年間総配水量、49万4,000立方メートル

(3) 一日平均配水量、1,353立方メートル

(4) 受託工事費、255万円

(5) 主要な建設改良事業、配水管整備事業として65メートルで事業費で600万円、検定満了メーター取替事業、直径13ミリから直径75ミリまで合計605個で、事業費が3,100万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、9,654万3,000円。第1項、営業収益、7,429万円。第2項、営業外収益、2,225万3,000円。

支出。第1款、水道事業費用、9,478万1,000円。第1項、営業費用、8,311万8,000円。第2項、営業外費用、1,161万3,000円。第3項、予備費、5万円。

次のページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,414万6,000円は減債積立金2,314万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金2,923万8,000円で補てんするものとする。)

収入。第1款、資本的収入、600万円。第1項、企業債、600万円。

支出。第1款、資本的支出、6,014万6,000円。第1項、企業債償還金、2,314万6,000円。第2項、建設改良費、3,700万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額600万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、2,389万8,000円。

2. 交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1. 一般会計（人件費分）、1,672万7,000円。

2. 下水道事業特別会計（減価償却費分）、490万6,000円。

次に予算説明書に従い、説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1. 総括、対前年度との比較で説明させていただきます。職員数につきましては、特別職1人増、これは磯分内地区水道運営委員の増です。一般職は変更ございません。報酬が8,000円の増、給料が8万7,000円の増、手当が7万1,000円の減、合計で2万4,000円の増、法定福利費は2万3,000円の減、合計では1,000円の増となっております。

以下、手当の内訳、2. 給料及び手当の増減額の明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業会計資金計画です。

当年度予定額及び増減について、受入れ、支払い、差し引き資金の合計で申し上げます。

受入資金、1. 営業収益から8. 翌年度預り金までの合計で、当年度予定額3億3,395万8,000円で、前年度8,692万8,000円の減です。支払資金、1. 営業費用から7. 前年度預り金返済までの合計で、当年度予定額1億2,006万5,000円で、前年度7,726万6,000円の減です。差引では、当年度予定額2億1,389万3,000円で、前年度966万2,000円の減となっております。

9ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部。1. 固定資産（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で、7億5,684万5,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で481万7,000円。固定資産合計は、7億6,166万2,000円。2. 流動資産（1）現金預金、2億1,389万3,000円、（2）未収金、774万5,000円。流動資産合計は、2億2,163万8,000円、資産合計は9億8,330万円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3. 固定負債（1）引当金、イ修繕引当金で、3,019万7,000円。4. 流動負債（1）一時借入金から（4）その他流動負債までの合計で、155万円。負債合計は、3,174万7,000円。

資本の部。5. 資本金（1）自己資本金は、4億3,463万8,000円、（2）借入資本金は、イ企業債とロ一般会計借入金合計で、4億5,840万8,000円。資本金合計は、8億9,304万6,000

円。6. 剰余金(1) 資本剰余金はイ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で、3,850万3,000円。(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計で、2,000万4,000円。剰余金合計で、5,850万7,000円、資本合計は、9億5,155万3,000円、負債資本合計は、9億8,330万円です。

次のページでございます。

平成23年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成23年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

平成24年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君)(登壇) 議案第28号、平成24年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条(総則)、平成24年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条(業務の予定量)、業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数、60床
- (2) 年間患者数、入院、1万6,000人、外来、3万7,820人
- (3) 1日平均患者数、入院、44人、外来、155人
- (4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、542万8,000円、病院建設費1,880万円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、12億208万6,000円。第1項、医業収益、6億9,743万2,000円。第2項、医業外収益、5億465万4,000円。

支出、第1款、病院事業費用、12億208万6,000円。第1項、医業費用、11億5,091万1,000円。第2項、医業外費用、5,067万5,000円。第3項、予備費、50万円。

次に、2ページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,198万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,198万4,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、2万円、第1項、固定資産売却代金、2万円。支出、第1款、

資本的支出、1億1,200万4,000円、第1項、建設改良費、2,422万8,000円、第2項、企業債償還金、8,777万6,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、7億9,210万3,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、4億4,686万8,000円。

(2) 企業債償還金負担、3,157万9,000円。

(3) 施設設備費負担、1,505万3,000円、合計、4億9,350万円。

次のページにまいりまして、

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億1,400万円と定める。

次に、19ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括の本年度損益勘定支弁職員数の一般職は66人で、助産師、看護師、作業療法士採用による3人の増でございます。給与費は、報酬で1億2,067万1,000円、給料で2億7,870万9,000円、賃金で4,743万5,000円、手当で1億7,597万5,000円、計6億2,279万円、前年度対比計で2,353万9,000円の増で、法定福利費1億224万2,000円を加えた合計額は7億2,503万2,000円で、前年度対比合計で2,830万3,000円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。

平成24年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては14億6,084万3,000円で、前年度決算見込額に比べて3,307万9,000円の減、支払資金につきましては13億5,901万1,000円で、前年度決算見込額対比274万3,000円の増でございます。なお、受入資金と支払資金との差引額は3,582万2,000円の減となっております。

次に、14ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業予定貸借対照表についてでございますが、資産の部の1. 固定資産(1)有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で19億3,133万1,000円。(2)の無形固定資産はイ電話加入権で38万8,000円、(3)の投資はイ長期貸付金で4億円、投資合

計も同額でございます。従いまして固定資産合計額は23億3,171万9,000円となり、2. 流動資産は(1)の現金・預金から(3)の貯蔵品までで1億5,983万2,000円で、資産合計は24億9,155万1,000円でございます。

次に15ページの負債の部では、3. 流動負債の(1)未払金と(2)預り金の合計が3,700万円で、負債合計も同額でございます。

次に資本の部ですが、4. 資本金(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金は企業債として13億1,289万4,000円で、資本金合計は22億1,328万2,000円でございます。5. 剰余金(1)資本剰余金はイの受贈財産評価額とロの国庫補助金の合計は2億6,903万2,000円、(2)の欠損金はイの当年度未処理欠損金で、2,776万3,000円、剰余金合計は2億4,126万9,000円。資本合計は24億5,455万1,000円で、負債資本合計24億9,155万1,000円でございます。

次のページにまいります。

16ページの平成23年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページから18ページまでの平成23年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開き願います。

平成24年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「平成24年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く13名で構成する「平成24年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2時27分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 10 番 田 中 敏 文

署名議員 11 番 熊 谷 善 行

平成24年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成24年3月9日（金曜日） 午後4時49分開議

- 第1 議案第23号 平成24年度標茶町一般会計予算
議案第24号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第25号 平成24年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第26号 平成24年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成24年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 平成24年度標茶町病院事業会計予算
議案第29号 平成24年度標茶町上水道事業会計予算
(平成24年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
第3 議案第30号 教育委員会委員の任命について
第4 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第5 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
第6 議案第33号 平成23年度標茶町一般会計補正予算
第7 議案第34号 工事委託契約の変更について
第8 議案第35号 工事委託契約の変更について
第9 議案第36号 農業用施設取得の変更について
第10 議案第37号 工事委託契約の変更について
第11 議案第38号 農業用施設取得の変更について
第12 意見書案第1号 消費税増税に反対する意見書
第13 意見書案第2号 泊原発1・2号機の再稼動と住民合意に関する意見書
第14 意見書案第3号 政党助成制度の廃止を求める意見書
第15 意見書案第4号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める
意見書
- 第16 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（14名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 長尾式宮君 |
| 3番 菊地誠道君 | 4番 本多耕平君 |
| 5番 林博君 | 6番 黒沼俊幸君 |

7番 後藤 勲 君	8番 舘田 賢治 君
9番 鈴木 裕美 君	10番 田中 敏文 君
11番 熊谷 善行 君	12番 深見 迪 君
13番 川村 多美男 君	14番 平川 昌昭 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課長	玉手 美男 君
企画財政課長	佐藤 弘幸 君
税務課長	高橋 則義 君
管理課長	後藤 英之 君
住民課長	妹尾 昌之 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	表 武之 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲男 君
指導室長	青木 悟 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉彦 君
議事係長	服部 重典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午後 4時49分開会)

◎時間延長の議決

- 議長(平川昌昭君) 会議規則に定められた時刻がせまりましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

◎議案第23号ないし議案第29号

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました平成24年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行いません。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、議題7案を一括採決いたします。
議題7案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
議題7案を委員長報告のとおり、決定しご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎諮問第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。諮問第1号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 諮問第1号の提案趣旨についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町旭1丁目2番9号、氏名は小山内絹子、生年月日は昭和19年4月28日、職業は会社役員であります。

履歴の詳細は略させていただきますが、保護司として、また、多くの公職でご活躍されておりまして、平成15年から人権擁護委員としてご尽力いただいております。継続してお願いをいたしたく推薦をいたすものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める。」意見といたしたいと思います。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める。」意見とすることに決定いたしました。

◎議案第30号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。議案第30号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第30号の提案趣旨の説明を申し上げます。

教育委員会委員の選任についてでありまして、平成24年3月17日をもって任期満了とな

ります教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町字虹別原野69線99番地11、氏名は富田英作、生年月日は昭和42年11月26日であります。お手元に配付いたしました経歴書の説明につきましては、省略をさせていただきますが、現在、堅実な酪農経営をされており、地域社会においては、PTA活動を積極的に取り組むなど、教育への熱意、識見も高く、公正な人柄には人望も厚く、教育委員として適任と考え、ここに提案するものであります。ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案同意されました。

◎議案第31号

○議長（平川昌昭君） 日程第4。議案第31号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。平成24年5月31日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任いたしたいので、議会の同意を求めるといふものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第31号。固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条の規定によって、議会の同意を求め、というものでございます。

住所につきましては川上郡標茶町旭2丁目3番23号、氏名は竹嶋和人、生年月日は昭和21年10月15日でございます。竹嶋氏の経歴につきましては、資料をお手元に配付させていただきましたので説明は省略をさせていただきたいと思っております。竹嶋氏は永きにわたり委員を務めその職務に精通し、日頃から大変ご尽力いただいております。継続してお願いいたしたいと存じますので、ご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案同意されました。

◎議案第32号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第32号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。平成24年4月25日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任いたしたいので、議会の同意を求めます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第32号。固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条の規定によって、議会の同意を求める、というものでございます。

住所につきましては川上郡標茶町字西熊牛原野西4線97番地6、氏名は若森勝美、生年月日は昭和27年2月7日でございます。若森氏の経歴につきましては、資料をお手元に配付させていただきましたので説明は省略をさせていただきたいと思っております。若森氏は永きにわたり委員を務めその職務に精通され、日頃から大変尽力いただいております。継続してお願いいたしたいと存じますので、ご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案同意されました。

◎議案第33号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第33号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度一般会計補正予算（第7号）でございまして、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、総額を109億334万1,000円にしたいというものでござい

ます。

歳出につきましては、今週の降雪による出動によりまして、除雪委託料の残額が算定で1,000万円を割りましたことから、今後の荒天や雨などを考慮し除雪委託料を追加するもので、その財源につきましては、特別地方交付税を見込んだところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第7号）

平成23年度標茶町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億334万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳出8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、次に、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入10款・地方交付税について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

議案第33号は、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第34号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただき締結した畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区に係る牧場施設設置工事の委託契約について、事業完了年の精算に伴い面工事面積の変動等により契約金額の変更が生じ、事業執行の都合上、急遽ご審議賜りたいというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

工事委託契約の変更について。

平成23年3月4日議案第3号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億887万3,000円」を「1億848万7,143円」に変更する、というものでございます。

主な変更は草地造成が25.42ヘクタールから24.87ヘクタールに、草地改良が300.4ヘクタールから300.04ヘクタールに減少したことであります。

以上をもって、議案第34号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 二点ほど質問したいと思います。

一点は、なぜこの時期に補正になったのかという事と、それから、この茶安別地区の建設利息がいくら入っているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず時期の関係なんですけれども、公社営事業の仕組み上、事務費、建設利息が全道プールの中で精算される。そして事務費については事業完了時期と同一となるという事で、道内的に言うと2月末日まで工期を持っているところがある、それから建設利息の精算についても2月末日をもって行われるということでありまして、公社釧路支所の方でも、こちらの事情を勘案して早急な精算をという事で、取り組んでいただいたようなんですけれ

ども、先ほど申し上げましたように、時期が切迫する中で、この時期になってしまったということでご理解を賜りたいと思います。

それから、ただいま提案の茶安別地区につきましては、変更後の建設利息については30万9,746円でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第35号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただき締結した畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る牧場施設設置工事の委託契約について、事業完了年の精算に伴い面工事面積の変動等により契約金額の変更が生じ、事業執行の都合上、急遽ご審議賜りたいというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

工事委託契約の変更について。

平成23年3月4日議案第4号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億1,603万5,000円」を「1億1,233万9,124円」に変更する、というものでございます。

主な変更は草地造成が15.53ヘクタールから11.79ヘクタールに減少し、草地改良が368.4ヘクタールから368.59ヘクタールに増加したことであります。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ここも同じく建設の利息はいくらかかっているのか、お知らせ願いたいと思います。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

標茶東部地区の建設利息でございますが、33万8,000円でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

◎議案第36号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただいた畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設の取得について、事業完了年の精算に伴い建設利息が確定し金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

農業用施設取得の変更について。

平成23年3月7日議決の畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設の取得について、次のように変更する。

「2取得予定価格 7,028万2,000円」を「2取得予定価格 7,000万3,191円」に変更する、というものでございます。

変更の中身につきましては建設利息の減額でございまして、変更後の建設利息については24万191円でございます。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議案第37号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただき締結した畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る牧場施設設置工事の委託契約について、事業完了年の精算に伴い面工事面積の変動等により契約金額の変更が生じ、事業執行の都合上、急遽ご審議賜りたいというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

工事委託契約の変更について。

平成23年6月14日議案第38号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備

事業虹別地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額「1億2,727万4,000円」を「1億2,514万5,791円」に変更する、というものでございます。

主な変更は草地造成が6.19ヘクタールから5.38ヘクタールに減少し、草地改良が440.03ヘクタールから443.65ヘクタールに増加したこと、また、合わせて建設利息等の変更がございまして、変更後の建設利息については、38万1,539円となっております。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長（平川昌昭君） 日程第11。議案第38号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、過去に議決をいただいた畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設の取得について、事業完了年の精算に伴い建設利息が確定し金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

農業用施設取得の変更について。

平成23年6月15日議決の畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設の取得

について、次のように変更する。

「2 取得予定価格2,894万6,000円」を「2 取得予定価格2,861万2,887円」に変更する、というものでございます。

変更の要因は建設利息の減額でございまして、減額後の建設利息につきましては5万1,887円でございます。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、意見書案第1号は原案否決されました。

◎意見書案第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長(平川昌昭君) 日程第14。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は原案否決されました。

◎意見書案第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第15。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行いません。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会・厚生文教委員会・議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会・厚生文教委員会・議会運営委員会の各委員長から申し出の
とおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時35分

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成24年標茶町議会第1回定例会を閉会いたしま
す。

(午後 5時36分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 9番 鈴木裕美

署名議員 10番 田中敏文

署名議員 11番 熊谷善行